

令和 2 年度

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

開会：令和 2 年 3 月 9 日

閉会：令和 2 年 3 月 11 日

福岡県東峰村議会

令和2年度東峰村議会予算審査特別委員会

招集年月日 令和2年3月9日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和2年3月9日 10時55分
委員長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和2年3月11日 13時12分
委員長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

3月9日 10日 10名	3月11日 9名
--------------	----------

欠席議員

3月11日 長澤貞義議員

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	佐々木孝
副村長	高橋英治	総務課長	眞田秀樹
企画政策課長	日野正	住民税務課長	室井英信
農林観光課長	梶原浩二	保健福祉課長	岩橋一成
建設水道課長	大塚健司	災害対策室長	野寄和秀
教育課長	伊藤勝枝		
総務課長補佐	室井紀代子	総務課係長	坂本浩志
総務課係長	金光健二	総務課主査	森山敦史
企画政策課係長	梶原孝司	企画政策課係長	泉健人
企画政策課主査	小林純一	住民税務課係長	熊谷英一郎
保健福祉課補佐	國松直美	保健福祉課長係長	前田光輝
保健福祉課主査	井手絵美	農林観光課係長	岩橋俊典
農林観光課係長	和田勲		
建設水道課長補佐	樋口修一	建設水道課係長	古賀英彦
建設水道課係長	杉野秀行	建設水道課主査	熊谷貴範
建設水道課主査	井上大祐	教育課係長	眞田しのぶ
教育課係長	阿波正治	教育課主事	内野嗣昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	城辰也		

村長提出議案の題目

議案第12号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第13号	令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第14号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第15号	令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 伊藤均議員

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和2年3月9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和2年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和2年3月9日開議

日程第 1 議席番号の指定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第12号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 4 議案第13号 令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
について

日程第 5 議案第14号 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算について

日程第 6 議案第15号 令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算について

開 会	
委員 長	ただ今から、予算審査特別委員会を開催します。 (10時55分)
委員 長	予算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました伊藤です。 本委員会に付託を受けました案件は、いずれも重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員数は、10名です。 定足数に達していますので、ただ今から予算審査特別委員会を開催します。
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	日程第1 「議席番号の指定」を、行います。 議席番号は、本会議の議席番号といたします。
日程第2	
委員 長	日程第2 「会期の決定」を、議題といたします。 本予算審査特別委員会は、本日9日から11日までとしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
委員 長	異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日9日から11日までとすることに決定をいたしました。
日程第3	
委員 長	日程第3 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 歳入については、総務課長より補足説明を求め、歳出について、総務課、企画政策課、保健福祉課、住民税務課、農林観光課、建設水道課、教育課、議会事務局の順に補足説明を行います。 ページを述べてから補足説明をお願いしたいと思います。 まず、総務課長に補足説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案の80ページをお願いいたします。 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ41億9,939万7千円と定める。 2、歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額の借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。 令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。 第1表、81ページから歳入歳出の明細になります。総務課として、歳入歳出の予算に対する補足説明等はございませんが、87ページをお願いいたします。 87ページに第2表地方債の欄があります。この表につきましては、それぞれ起債の目的ごとにまとめた数字を上げさせていただいております。 内容につきましては、予算の説明書ですね、予算説明書の19ページの歳入の起債の部分のページ、該当ページになりますが、そちらのページにそれぞれ事業ごと、ま

た目的ごとの内容が書かれておりますので、これについて、明細については確認をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて159ページをお願いいたします。

159ページ、地方債の前々年における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。地方債のですね、調書でございます。

真ん中辺りにありますのが前年度末、前年度末というのが令和元年度末のですね、元年度末のそれぞれの起債の種類ごとにおきます残高の見込額でございます。

当該年度が、この予算書におきます令和2年度中の起債の見込額、並びに当該年度の償還、令和2年度に償還を行います見込額についての明細を記しているところで、一番右側、当該年度末現在高見込額につきましては、令和2年度末のですね、当初予算におきます令和2年度末の現在高の見込額という形で、種類ごとに書いてある表でございます。

続いて、160ページをお願いいたします。

給与費の明細書でございます。給与費の明細書におきましては、詳細の説明は省略させていただきますが、令和2年度から会計年度任用職員という制度が始まることによりまして、この表をですね、一部記載方法の変更がっております。

まず、160ページは特別職でございますので、報酬等については変わっていないところでございます。

161ページ、一般職の総括。総括につきましては、通常の今の一般職、会計年度任用職員以外の職員と会計年度職員と労務職のですね、3つの職種にあたります部分の合計のですね、人件費と給与額の明細を載せているところでございます。

それぞれの明細は次のページから、162ページが会計年度任用職員以外の職員の明細、いわゆる一般職員と任期付職員の表になっております。

163ページが会計年度任用職員の欄になります。これは、初めての制度でございますので、前年度が一応0になっておるところでございます。

164ページが労務職の方の給与の明細書になっております。

165ページ、166ページ、167ページ等については、級別職員や昇給に関する部分の、今年度、来年度の対比等の表でございます。

168ページについても、いろんな手当等のですね、国との比較等の表になっております。この辺りは例年と変わっておりません。

この給与明細書につきましては、この後、簡易水道事業特別会計で1名、国民健康保険事業特別会計で2名の職員がおりますので、同じ表がですね、それぞれ2つの特別会計の中にもあるということで、ご了解いただきたいと思っております。

また169ページ、令和2年度市町村交付金、地方消費税交付金の社会保障財源化分ですね、これについては、もうここ数年この表を載せております。消費税増税に伴います社会保障財源が、村の予算の中でどのように使われているかというものの説明資料でございます。

歳入につきましては、地方消費税交付金の社会保障財源化分ということで1,743万円、その金額を社会保障費、決算統計等の区分によりますその他社会保障施策に要する経費5億1,001万4千円の歳出費用の中でどのように充てられるか、これについては、基本的には明細案分によって費用を振り分けているところでございますので、元々社会保障財源が一般財源でございますので、これがこのようにこの支出の中で、財源が充てられているということで、説明資料として付けられているものでございます。

それと、総務課のほうから追加徴求の資料という形でご指示いただいていた分、総務課については見開きの4ページの資料がございます。1枚目が基金の残高表、見

開いていただいて、ちょうど開く形で令和2年度に電算等のですね、電算費の中でいろんなサーバーの入れ替え等がございます。これが明細を示してほしいということでしたので、その明細を示しております。

最終のページに、会計年度任用職員の任用に係る資料ということで、現在、令和元年度中にですね、嘱託職員、臨時職員等でお雇いしておりました職員の一覧表を付けさせていただいております。

どの課にどの職員がいるかが分かりづらいというお話がございましたので、今回個人名が入った、また所属の課名が入った明細書にしておりますので、これについては、そういう形でお示しをしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

基金残高表につきましては、1ページ目ですね、先ほど1枚紙で、ちょっともう少し詳しい資料が欲しいということでしたので、追加した部分をお配りしております。

これについては、それぞれ基金の名称別の基金残高と利息分の合計ですね、その中で、それぞれ定期、普通預金、債券、国債等の債権で運用しておりますので、この種別ごとに振り分けたものが中段の表になっております。

その中で、特に債権、国債や公募公債等で運用しております部分について、個別のそれぞれにおけるですね、利率等を書いた表がですね、一番下債権の振り分けという表になっております。それが、それぞれ金額に対して期間、10年もの、20年ものございます。期間と利率ですね、約定利率について、上段0.25%から高いものでは1.6%等の利率に基づきまして、利払いとして毎年、これは平成30年度、前年度の決算における数字になっております。今年度も利率等は変わっておりませんので、実際の部分は変わりませんが、まだ元年度については途中ですので、入っていない金額とかありますので、30年度について実績の数字を上げさせていただいております。

電算等の入れ替えにつきましては、基幹系、いわゆる住民情報総合行政システム、基幹系のクラウドのサーバーの入れ替えや戸籍のシステム、また財務会計のサーバーの入れ替え等、ちょっと本年度集中しております、金額的に結構大きい金額になっております。特に明細について示すということでしております。

3ページ目の横の表ですね、横の表におきます、一番右に①、④、③、②という数字が書いております。これがですね、2ページ目におきますそれぞれのサーバーの入れ替えの予定の表ですね、における①、②、③、④、これに対応する入れ替え等に係る費用が、3ページに金額として上がっているものでございます。

まず、基幹系につきましては、現在14台においてクラウドで運用しております。これをですね、それぞれ必要なもの、当然住民情報とかですね、住民票とか出す部分については安定性が一番求められますので、そういった部分を極力、そういったものは当然独立して動かしてもらおう。

その他共用できる部分は供用するということで、現在、昨年から協議の上で、サーバーをですね、6台にまとめて台数を減らして運用をしようということで、今協議をしております。

特にアクティブディレクトリーというADサーバーというのが結構台数が要るんですけど、これを運用をしないということで、ドメイン運用をしないという形で台数を減らしたりしてですね、要は、台数を極力少なくなるところで、回収の協議等を行っているところでございます。

また、財務のサーバーと住基のサーバー、戸籍のサーバー、ID連携サーバー、この辺りについても、一部まだサーバー2008というサポートが終わっているOS等がございますので、これについてはですね、ちょっと今回、またある程度の部分を同時に変えるという形で更新するということで、今回予算の計上をさせていただいている

	<p>ものでございます。</p> <p>追加の資料についての説明は以上でございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>総務課の補足説明は以上です。</p>
委員長	<p>次に、企画政策課長に補足説明を求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>補足説明を行います。</p> <p>企画のほうで、予算に係る主要事業の説明書のほうですが、先にお渡ししましたが、差し替えとしまして、ページ25ページ、2款1項26目地域おこし支援事業費、こちらのほうは協力隊10名でしたが、1名増ということで、11名での差し替えとなっております。内訳については、また後ほど資料の中で説明したいと思います。</p> <p>あとお手元に企画政策課と書いた徴求資料のほうで説明をしたいと思います。</p> <p>頭にほうしゅ楽舎事業費内訳表と書いた部分でございます。</p> <p>まず、主要事業説明書の24ページでございますね、2款1項22目光地域情報通信費、東峰テレビの機器の更新工事費110万円の内訳なんですけど、これは何かということですね。これは、緊急的な整備工事ということで、確定したものではございません。</p> <p>それでは、徴求資料のほうをご覧くださいまして、ほうしゅ楽舎の事業の内訳ということですね、事業費の年度ごとの内訳を出しております。</p> <p>2年度が造成工事、設計監理委託、用地買収費等を計上しております。</p> <p>令和3年度につきましては、建築工事費と管理費でございます。</p> <p>金額につきましては、見込で算出しております。2年度に実施設計を行いますので、その時点で金額は確定してくるものと考えております。</p> <p>次のページですが、これは基本方針を書いております。</p> <p>それから、次のページには平面計画、次のページに各部屋の規模、それから右のほうには平面図を付けております。</p> <p>それから、次のページでございますが、事業スケジュール。元年度から令和3年度までスケジュール出ておりますが、令和2年度につきましては、まず、農地の農振解除等の手続き、それから実施設計、それが終わりましたら造成工事を行いたいと計画しております。</p> <p>令和3年度につきましては、建築工事、外構工事等を行い、年度内竣工を目指しまして、供用開始を行う予定でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>こちらのほうに東峰村地域おこし協力隊名簿ということで付けております。No.1からNo.7につきましては現隊員でございます。No.8から11までが今後採用予定の隊員ということで、表示しております。</p> <p>それで、1名増えたというところは、11番目のつづみの里販売マネージャーでございます。</p> <p>それから、最後のページになりますが、こちらのほうが地域おこし企業人の業務内容の事例ということで、4件出しております。</p> <p>この地域おこし企業人につきましては、宝珠山ふるさと村の支援策として、企業から人材を派遣していただき、その方に村の既存の商品の改良や特産品の開発、販路開拓等の業務を専任者として募集を考えているところでございます。</p> <p>1で、右下のほうの福島県南相馬市の事例でございますが、ここでは民間企業の社員を市に派遣して、協定を締結して、店舗での食品販売、責任者などを務めていた方が、その経験や人脈を活かして、新たな特産品の提案により、農業者とメーカーとのマッチングなどを手掛けているというところでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

委員長	次に、保健福祉課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長
保健福祉課長	保健福祉課所管分の補足説明については、特段ございません。
委員長	次に、住民税務課長に補足説明を求めます。 住民税務課長
住民税務課長	住民税務課所管分の補足説明はございません。
委員長	次に、農林観光課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	<p>農林観光課からは予算説明時におきまして、ライスセンターの決算見通しとトーキコーディネーター事業の内容について、示してもらいたいということでございましたので、A3、1枚とA4、1枚の農事組合法人、農業生産組合の決算見通しをお配りしているところでございます。</p> <p>これはライスセンターだけの関係ではなく、岩屋の加工施設、またライスセンター、農業生産組合が行っております園芸費用、そういったところまで一括で、含まれた決算見通しになるところで、ご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>詳細については、質疑の中で対応したいと思います。</p> <p>それからもう1件の、トーキコーディネーター事業につきましてですが、4種類の資料をお配りしております。トーキコーディネーター事業の推進にあたっては、推進委員会を当初行いまして、ワーキンググループ等の会合を進めてきております。</p> <p>その中で1月に中間報告を、推進委員会のほうに行っている資料が、A4で6枚綴りのやつですね、この資料になります。</p> <p>それから、2月5日から7日に東京ビッグサイトにおいてバイヤーとの展示会を行っております。そのときの実績について綴ったものが1つございます。</p> <p>それからもう1点、A3の1枚紙ですが、これは、旅の手帳という雑誌に、4月号ですが、東峰村小石原焼、高取焼を特集として載せる分をですね、今回、まだ校正がすべて終わったわけではございませんが、参考までに付けております。</p> <p>それから、最後にA4の1枚紙、福岡県朝倉郡東峰村というのが1枚ございます。これは、東京新聞に、3月下旬に掲載するところでございます。</p> <p>内容については、取材は終わっておりますが、まだ編集は終わっておりませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。</p>
委員長	次に、建設水道課長に補足説明を求めます。 建設水道課長
建設水道課長	<p>補足説明はございませんが、1点、主要事業説明書の43ページ目をお願いしたいと思います。</p> <p>6款2項4目林道維持費の分でございますが、林道釜割線、岩屋隧道点検診断ですが、記載の枠が親待っております。訂正をお願いいたします。</p> <p>林道釜割線、岩屋隧道点検診断は150万円をお願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
委員長	次に、教育課長に補足説明を求めます。 教育課長
教育課長	<p>教育課に関しましても補足説明はございませんが、主要事業の説明書の51ページをお開きください。</p> <p>この中で、主要事業の名称及び内容のところの10款1項9目、款項目及び予算額のところには、地域学校協働本部事業費と書いておりますが、主要事業の名称及び内容のところは、以前のままの名称をそのまま使っておりますので、学校支援地域本部事業というところを地域学校協働本部事業に訂正させていただきます。よろしくお願</p>

	<p>いたします。以上です。</p> <p>学校支援地域本部事業という文言を地域学校協働本部事業と訂正していただきたいと思います。以上です。</p>
委員長	<p>次に、議会事務局長に補足説明を求めます。</p> <p>議会事務局長</p>
議会事務局長	<p>議会事務局に関しましては、補足説明はございません。</p>
日程第4	
委員長	<p>次に、日程第4 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、建設水道課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>170ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,209万7千円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。</p> <p>歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、総務管理費に計上した各地区、各管理費において過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>171ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>1款使用料及び手数料から7款の村債までで、9,209万7千円でございます。</p> <p>172ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款総務費から4款予備費までで、9,209万7千円でございます。</p> <p>その他、補足説明はございません。</p>
日程第5	
議長	<p>次に、日程第5 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」、保健福祉課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>187ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,088万9千円と定める。</p> <p>2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>

	<p>第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。</p> <p>第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、保険給付費に計上した療養諸費等に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>188ページをお願いいたします。</p> <p>まず、歳入でございますけれども、1款の国民健康保険税から12款の諸収入まで3億7,088万9千円です。</p> <p>189ページ、歳出でございますけれども、1款の総務費から次のページの190ページの10款予備費まで、歳出合計3億7,088万9千円となっております。</p> <p>補足説明等は特段ございません。以上です。</p>
日程第6	
委員長	<p>次に、日程第6 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」、保健福祉課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>207ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,959万3千円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。</p> <p>第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>第1号、総務費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>令和2年3月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>208ページ、次のページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算ということで、歳入ですけれども、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入まで、歳入合計が3,959万3千円です。</p> <p>次の209ページでございます。</p> <p>歳出、1款総務費から4款予備費まで、歳出合計3,959万3千円を計上いたしております。</p> <p>補足説明等は特段ございません。以上です。</p>
休憩	
委員長	<p>13時まで休憩します。</p> <p>(11時28分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p>(13時00分)</p>
委員長	<p>補足説明をした順序で、各課ごとに質疑を行います。</p> <p>なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑といたしま</p>

	<p>す。</p> <p>各課における答弁で、回答が得られない案件につきましては除きますので、特段のご協力を賜りながら、心からお願いいたします。</p> <p>最初に総務課の質疑を行います。</p> <p>歳入につきましては、それぞれ所管の費目ごとについてとします。</p> <p>予算書のページにつきましては、一覧表を配布しておりますので、一覧表にてお願いをします。</p> <p>質問者は、ページ数を最初に言いついて、質疑を行っていただきたいと思います。</p> <p>質疑のある方は、挙手を願います。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5 番	<p>予算書の107ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項5目財産管理費の中の12節委託料の弓道場新築工事設計監理委託料、並びに次のページの弓道場新築工事について、お伺いいたします。</p> <p>今回この4,700万余りの弓道場建設に関する予算が上がってきておりますが、この弓道に今携わられている、要は弓道をされている方、村内でどれぐらいいらっしゃるのか。</p> <p>そして、以前ほうしゅ楽舎の上にありました元の弓道場ですね、それが年間どれぐらい練習や大会等で使われていたのか、ご説明いただけますでしょうか。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>弓道同好会の部員数については、確か7名ぐらいだったと思うんですけど、ちょっと数字は把握しておりませんので、また後ほど回答できればと思っております。</p> <p>旧ほうしゅ楽舎の上ですね、弓道場があったときの利用でございしますが、基本的に週1回、毎週ですね、その部員さんたちが練習を行っておりました。</p> <p>イベント、弓道大会としては、一番大きいものは、いつも6月に行っておりましたほたるの里弓道大会ですね、これが毎年行っておりましたが、あれが倒壊した関係で2年間は、確か村民センターで行われていたと思います。</p> <p>参加者についても、昨年300だったか、ものすごい数の方がですね、参加されておる大会になっております。</p> <p>あと弓道場を使った大会ということに関しては、今のところ細かい交流、北九州のこの交流試合をしたりとかいうのはございしますが、大会という形の公式なものについては6月のほたるの里の1件であったというふうに記憶しております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>今、この総務課のほうで予算が上がってきておりますが、同好会、愛好会の方々は、これ自体に関しては、スポーツ・レクリエーションの活動の範疇なので、社会体育系の部分の管轄なのかなと思ったりするんですけど。</p> <p>結局維持管理自体はどういうふうな形になるのでしょうか。村の施設として使用料が発生するものなのか、あるいは指定管理なのか、こういった形での、この施設の運営を検討されているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>利用と管理につきましては、従前の弓道場もですね、総務課のほうで、例えば屋根の補修をしたりとか、そういった床の補修をしたりとかいうのはですね、総務課のほうで行ってございました経過がございしますので、総務課のほうで事業を行うという形になっておるものでございます。</p> <p>今般再建いたしました弓道場につきましても、同様の考え方というふうに今のところ考えておまして、村のほうですね、所有をし、村が直営という形で行って、維持管理を使用料と相殺するような形で、弓道同好会のほうにお願いするというような</p>

	形で、今のところ行っておりましたので、その形になるというふうに考えているところでございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>あと場所についてなんですけれども、今、いずみ館の川向こうの東峰自然公園ですかね、その辺が候補にあがっているという話を聞いたんですけれども、現在公園自体は、数年前に植樹グループのほうが桜のほうを植樹してあるかと思います。</p> <p>その辺の団体への説明であったり、了解というかですね、理解を求めることであったり、そういった部分が進んでいるのでしょうか、という部分と併せて、ずっと災害後村ではない状態が続いておりましたが、財政的にはかなり厳しい状況もあるかと思いますが、今復旧しなければならない理由、その辺も併せてお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>場所についてはですね、いくつかこの弓道場再建にあたって、同好会のほうとですね、学校の近くがいいとか旧宝珠山小学校とか現地の近くとかですね、協議はしておりました。</p> <p>今のところt o t oの助成金の申請をするというところで、一応場所の確定をするという手続きがございまして、現在のところ委員さんの言われるとおりですね、自然公園のところに収まる形で申請を出しているという状況でございます。</p> <p>そこにはもちろん桜の植樹がされております。今年の予算でですね、銘板の予算を計上しておりました。これについて、ちょっとまだ事業内容が確定ではなかったもので、直接その桜の植樹の団体と協議はしておりませんが、あちらの社長さんのほうとちょっと話す、立ち話でしたけど、話す機会がございましたので、銘板については繰り越させていただいて、弓道場の計画があるので、弓道場とその桜がですね、共に魅力を出し合うような配置とかですね、そういったものを考えておりますという形で、一応こちらの意向としてはお伝え、了解まではいただいておりますが、お伝えをしているところでございます。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>なぜ、今必要なのかという部分につきましては、弓道につきましては、29年の7月に全壊したということで、1つは、いずれにしても弓道場の再建はですね、東峰村、旧宝珠山にはなりますが、藩士佐々木菊太郎先生ですかね、全国的にもやはり名を持った方がおられるところの弓道場をなくさないでほしいという、県の弓道連盟とか、あちらのほうの団体からのお話とかもございました。</p> <p>再建にあたりまして、当然、町村協会等ですね、共済金の手続きもございまして。概ね3年ということで、これについても、本当は昨年でもできればという話はしていたんですが、ちょうどt o t oの助成金の関係の年限とですね、共済保険金の年限の関係等もございまして、来年度建築再建をするという形で、村のほうとしてですね、方針を決めさせていただいているところでございます。</p>
委員長	<p>4回目ですが、関連ですか。</p> <p>もう一度だけ許可します。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>最後に、今回この弓道場自体が合併特例債のほうを使われるということで、新村建設計画のどの項目に当たっているのかなという部分を見たら、スポーツ・レクリエーション活動の推進という部分で体育施設の整備、活用という部分があるんですが。</p> <p>この大きな項目のスポーツ・文化の振興の中に、スポーツ・レクリエーションについては住民主導の総合型スポーツクラブの育成と活動支援など、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図りますと、いう部分があっているかと思います。</p> <p>今の弓道人口、いろんな歴史がある中でですね、この弓道の歴史自体はやはり引き</p>

	<p>継いでいかなければならない部分があると思うんですけども。</p> <p>やはり弓道人口、7名の方が今頑張ってる中ではあるんですけども、この予算、これぐらいかかると。実際共済金とt o t oの助成というのがあるんですけども、今後やはり建物を維持していくにあたって、やはりライフサイクルコスト、要は、建物の維持にも税金がかかるという部分、そこに関して、どのようにこの弓道人口と建物維持の観点、考えているか、最後にお尋ねいたします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>実際、その村の中で弓道をされている方は少ないと思いますが、弓道の活動の中で、いろんな対外試合をしたりするところですよ野を広げるとか、当然部員の募集等もですね、行っている。ただ、武道というものに対する皆さんのご理解を得るための活動を、もう一段部としてもですね、やっていただかなければいけない部分がございます。</p> <p>また、学校の近くがいいというご要望もあった中で、やはり学校の授業の一環として、今もここ数年は光陽高校だったですかね、近くの高校の弓道場をお借りして、うちの部員の方がですね、地域の教師として子どもたちに弓道を教えるという部分もございますので、こういった部分についての、やはり住民の方に近いというかですね、そういった形でのスポーツの振興等は、当然行っていかなければならないものではないかなというふうに思っておりますのでございます。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>予算書の104ページ、2款1項1目一般管理費の中の報酬、給料、手当。</p> <p>先日、伊藤副議長が、職員の人数について質問がありました。基本的なことでございますので、私もこの辺りを聞きたいと思っております。</p> <p>災害等々がありまして、職員の数が増えているのもあるんだろうと思っておりますけれども、この辺り微増ですが増えております。</p> <p>これ、類似団体と簡単に比べることはできないかもしれませんが、職員数また手当等は、よそと比べてどんなふうなのか、お聞きします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>類似団体としてのですね、標準の経費等の比較は、すみません、こちらのほうで、今手持ちの資料がございませんので、即答はいたしかねますので、後ほどでよろしいでしょうか。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>それではですね、今後、この人数また手当の額等々は、増えていくのか、減っていくのか、そういうのが分かればお願いします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>一般管理費の中の報酬という項目につきましては、いわゆるここに書いておりますが、会計年度任用職員のパートタイムの職員で、2の給料の職員というところに入っている部分が、いわゆる会計年度任用職員以外の一般職員と任期付職員、また会計年度任用職員のフルタイムの職員ということで、ちょっと報酬の分かれ方が非常に分かりにくくなってはおります。</p> <p>まず、一般職員に関しましては、基本的に定員管理計画の中で、今の数字を概ね維持するという形で計画はしておるところで、定年退職等を行う方、また、ここ数年には定年延長等の協議も出てくる関係もありますので、そのときにはそのときで、全体の数字が変わらないところで、定員の、要するに採用等の計画は立てていくということで、一般職については概ね変わらないところで考えているところです。</p> <p>あと任期付の職員さんについては、昨日の質問にございましたが、一応災害復旧事業が滞りなくというか、目途がついたときにはですね、何年後になるかは即答できない部分であります。最終的にはもういなくなると思いますか、任期付職員さんにつ</p>

	<p>いては、やはり期限を定めて、突発的、膨大な事務量に対応する職員でございますので、そういう形になる、減っていくという形になると思います。</p> <p>会計年度任用職員につきましては、いわゆる災害後にですね、臨時職員という形で増えた職員については、一応2名です。</p> <p>他の方はいろんな資格を持って、嘱託職員として勤務されておられた方ですので、村としてはいろんな福祉関係の業務が増える中で、いわゆるこれまでの嘱託職員という立場の方は減ることはないのかなというふうには感じております。</p> <p>従前の臨時職員さんにつきましては、やはり災害後の事務の増大等を踏まえての増員等も行っておりますので、それにつきましては災害が収束していく中で、やっぱり減少していくという形になるというふうには、そういうふうになるであろうというふうには分析しているところでございます。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>時が経てば、仕事量が減ればですね、職員の数も減るんでしょう。</p> <p>それとまた別に人件費の抑制策、普通職の人たちですね、一般職の人たちの抑制策とかは考えてあるのか、お聞きします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>人件費の総抑制策につきましては、基本的にはもう定員を減らすという方策しかございません。</p> <p>人口が減少傾向にある中で、実際の人数、今のところ予定としては横ばいという形で計画はしておりますが、人口等減によります仕事の分担とかですね、そういった部分について精査をした上で、やはり入るものと言いますか、がなければ当然出るものも抑制しなければいけませんので、ここ数年、災害後を見込んでですね、きっちりそういった部分の抑制策については、方向性を見出してお示しをしたいというふうに思っております。</p>
委員長	高倉寛視議員
6番	<p>107ページ、私も、この弓道場新築工事のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>昨年ほたるの里の弓道大会が村民センターで行われたということでございます。村民センターで何か支障があったのかを、お伺いしたいと思います。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>村民センターのほうで行っております。</p> <p>支障と言いますかですね、やっぱり弓道場という、道の付く種目の中で、体育館で行うという部分についての違和感と言いますか、そこはたぶんあるとは思いますが、そこは直接の原因ではないと思います。</p> <p>ただ、弓で矢を射るということで、的の周りに、決してすべての的に当たるわけではないので、周りに飛んだときの防御の準備とかですね、そういった部分とか、何かいろいろ準備等がですね、ものすごく大変だったというふうにはお伺いしておりますので、やはり専用の施設がありましたら、そちらのほうで行うべきものではないかなというふうに思っているところです。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>予算として4,700万ほど上がっております。</p> <p>先ほど言われたように、助成金とロトといったですかね、そういったものがいくらこの4,700万円の別に、別というか、中から来るのか、それを教えてください。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>t o t oの助成金につきましては、歳入の雑入の項目に上がっておりますが、一応3分の2の2,000万円上限ということで、今、2,000万円の助成金を見込ん</p>

	<p>でいるところです。</p> <p>保険金につきましては、ちょっと確定ではございませんが、1,300万円ほどの計算を今のところしているところでございます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>財政について、少しお伺いしたいかと思ひます。</p> <p>議会運営委員会の折に資料として、財政調整基金の推移見込みという部分が出されていたかと思ひます。議運に出られてない議員さん方には、これはないので、共有として話させていただきますが。</p> <p>出てきた資料の中で、令和2年度当初予算のほうを執行すると、残りの財政調整基金が1億3,611万9千円ということが見込まれると書いております。</p> <p>今後のこの財政調整基金見込み、要は、令和2年度以降ですね、どういうふうに移していくのか、どういうふうに移すのか、この財政調整基金あり方を考えているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>財政調整基金、村の財政運営全般に係る部分だと思いますが、財政調整基金の推移につきましては、議運のときにお渡しした資料ではですね、29年度末で13億3,600万円の財政調整基金の残額で、30年度、29年度末にお示ししたのが30年度末、やはり災害関係で当然必要な一般財源とかを全額繰入れを見込んだときに、確か1億7,000万ぐらいやったですかね、すごく足りなくなるという話を、ただ、これは特別交付税とか、またいろんな保険金もそうですけど、そういった部分、また寄附金等もですね、一般寄附金でいろいろといただいております。そういうものを含んでいない数字でございましたので、実際には30年度末の決算として1億5,000万円繰入れをいたしまして、11億8,800万円という財政調整基金の残額になっております。</p> <p>その中で31年、令和元年度予算になりますが、元年度予算の3月の、今回提出しております補正予算を全額執行した場合の、財政調整基金の残りの見込みが6億4,400万円という形になっております。これも特別交付税等の金額を見込んでおりませんので、ほんと村としてそういう交付税頼りというのはいけないことだと思いますが、実際にはそういう外部からのお金が入って来ないことには、やっぱり村としては財政調整基金については、非常に減っていくという現実はあると思ひます。</p> <p>ただ、実際に今年度の3月の執行が終わって、財政整理期間が終わった後にどれぐらいの残額があるか、またその中で検討していく課題ではございますが、実際にはどうしても財政調整基金がなくなるという状態になりましたら、村としてはですね、やはり他の目的基金を廃止するなりをして、そういう振替えをする。</p> <p>元々財政調整基金が多かったときにはですね、施設改修基金に振替えるという予算も計上させていただいたところですが、やはり災害が起きたということで、それも執行できないまま財政調整基金の推移を村としても見ながら、全体的な事業計画を固めているところでございますが、実際の中で、やる事業、やらない事業、いろいろ取捨選択をしているところではございますが、やはりそういった部分をほんとに財政としても、村の全体的な方針に基づいて、どうしてもやはり足りないときには、必要な事業から優先していくという取り組みを行っているという状況でございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>令和元年度補正予算、この3月議会で上がっている部分の説明の中でも、要は、財政調整基金の部分を合併振興基金のほうで使える部分はそちらで組み替えてという話もあっていたかと思ひます。</p> <p>結局は小手先の部分でですね、財政調整基金をなんとかちよびとずつでも目減り</p>

	<p>させないよという努力は分かるんですけども。</p> <p>やはり根本的に何か、事業的な部分を見直していかないと、やはりその小手先の部分をいつまで続くかという部分と、やはり合併振興基金に関しては、しっかりと目的を持った形でですね、使っていくべきじゃないかなと思う部分はあるかと思います。</p> <p>このまま合併振興基金、ソフト部分であったり、そういう部分に頼っていく部分は継続していくのか、お尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>合併振興基金につきましては、先ほど議員さん言われましたように、新村の部分と旧村の歴史ある部分を尊重するという形で、先ほど補正予算の提案のときにですね、申し上げました。</p> <p>合併振興基金については、基本的にそういった部分のソフト事業に使えるというか、にしか使えないような形で、今、法律上はなっております。</p> <p>ですので、そちらのほうが充てられる事業を精査して、今回3月の補正予算、また今回も当初予算でですね、合併振興基金を充てるということで予算組みをさせていただいたもので、実際最終的な財政調整基金の、村の基金の推移につきましては、歳出のほうの事業執行につきましては、総務課財政としましては、全体の中で、この事業はOK、この事業は駄目とか、全体的なですね、経費の削減策、物件費で不要なものを落とすとかですね、そういった部分はできるんですけど、政策的な事業に対しては、一応協議等は当然課内、庁内で行いますが、行うことに対してはですね、当然やるといふうに決めた分については、やはりその財源をどう充てていくかという部分について、財政としては考えているところでありますので、正直申し上げて、何と言いますか、今のところはですね、やっていけるというか、やっていかなければいけないということで、財政面の検討評価等は行っているところです。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>この3月定例会の中でも新村建設計画の更新の議案が上がっております。新旧対照表の中で、この歳入歳出の見込みも出ているかと思えます。あくまでも見込みですので、大型予算等入っていない中での計画というのも分かるんですが、やはり今後かなり厳しい状況が続くのかなと言わざるを得ない数字が目に見えております。</p> <p>このまま行ったら経常経費比率、要は、予算組みの弾力性がかなり厳しいような状況にもなり得るのかなという部分、見える部分に関しては、普通建設事業費あたりもガクッと付けれる予算も減っているのかなと。</p> <p>そういった部分考える中で、先ほどの目的化基金の取り崩しと言いますか、廃目ですね、そういった部分に関して、現状このままこういう状況の中、要は、財政調整基金が枯渇するというような理由の中で、そういった廃止が可能なのか、地方自治法の中で適法的にそういうものは可能なのか、最後に見解をお尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>特定目的基金の廃止につきましては、当然議決案件でございますので、条例の廃止という形をもって、基金は一般会計に1回戻すという形にはなります。</p> <p>具体的にどの目的基金、合併振興基金だけは使用目的がきちりあるので、あれを一般財源に持っていくというのは非常に難しいとか、ダムの関係、水源涵養基金とかですね、難しい部分はありますが、今、村として減債基金ですね、減債基金は全く使っていない、使っていないというか利用の目的、今、金利も0.0何%の起債の金利の中で、通常あれは市中銀行から借りた部分で、利率の高いものについては一括償還等をするときにその基金を利用しますので、そういった部分でどうにか、どうしても枯渇する場合は、検討に値するのではないかということで、今のところ考えているということで、もうなくなりそうだから、すぐそれをやりますということには、すぐにはな</p>

	らない。当然、十分検討した上での判断として議決をいただくという形になりますので、それについてはよろしくお願ひしたいと思います。
委員長 8 番	8番 大蔵委員 私もちっと財政のことについて質問したいと思います。 158ページ、159ページ、公債費比率とその下の起債残高の分ですかね。 今年も公債費比率増えています。今言われたように、財調が減ってしまって、起債をして予算を立てている。そういった状況であろうと思います。 確かに災害がありましたので、この災害の分が増えているんだろうと思いますけれども、体力のないわが村にとりまして、起債が増えてしまうのも怖いところございまして、今後また災害等々があれば、また起債をすればこの公債費比率も随分上がってくるんじゃないかかろうかかと思ひます。 今後この起債残高の動向、また公債費比率の動向、これをどのように考へているかお聞ひします。
委員長 総務課長	総務課長 起債の關係につきましては、村は基本的に災害復旧事業債についての補助債はですね、95%の交付税措置があるとか、財源措置が結構ありますので、直接的に支払う償還額というものは、やはり災害は償還期限が10年とか短こうございまして。金額が大きい部分は、やはりその金額についてですね、やっぱり短期に負担が大きくなるということについては、致し方ない部分ではございまして。 ただ、そういう交付税措置、過疎にしろですね、合併債にしても、また、今やっております緊急減災・防災事業等も7割の交付税措置がある。そういった中で、やっぱりそういった部分の見返りも見た中で、全体的な財政運営をしているということで、今のところですね、起債制限比率とか将来負担比率とかですね、毎年県のほうにお出ししておりますが、ちよつと今、数字の持ち合わせがないんですが、将来負担比率は、うちは一応マイナスと言ひますか、将来的に負担しなさいいけない部分の計算上の部分で、赤字まではいかないですけど、厳しい財政であるという計算はしておりません。 ただ、財政自体が規模が小さい部分、また起債についても今年度元金で2億5,000万、大体概ねこれからですね、再来年ぐらいに据え置き期間が終わりますので増えます。正直言つて、起債の償還金額がですね。 それも一応交付税の中で見込んでいて、財政運営をしていくということで、あとはもう必要な起債は当然借りていかなければいけないということで、そういった交付税の見返り等を十分勘案しながら財政運営はしているということで、ご理解いただきたいというふうに思ひます。
委員長 8 番	8番 大蔵委員 公債費比率、一時期20何%あつたのが、災害前には10何%台に下がつたんですかね。それからまた上がつてきているのではなかろうかと。その予想がどうなっているかということをお聞ひしたかったです。 標準財政規模、県下一悪い東峰村におきましてですね、やはり起債することも大事だろうと思ひますけれども、どのくらいまで耐えられるのか、今度どのくらいの災害が来て、その災害に耐えられるのか、そういったことの予定、計画というかですね、どこまで耐えられるか、その辺のどこを考へられているのかお聞ひします。
委員長 総務課長	総務課長 起債制限比率等につきましては、それぞれ国の示したイエローゾーンとレッドゾーン、起債制限比率が確か15%と25%、それを超えると起債制限団体になるとかいう基準がございまして、その分の推移を、今手持ちがございませぬが、きちんと5年後、10年後の推移を見越した上で、やっぱり起債の計画は立てていく必要がある

	ということで考えております。
委員長	8番 大蔵委員
8番	もう以前からですね、財政健全化団体ぎりぎりのところまでいっていた時期があると思います。 災害があって、なおさら行財政改革等々の必要性も考えて、不要の支出がなくなるように、そういったことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	村長
村長	いろいろと財政のことにつきましては、議員の皆様方にもご心配をおかけしているところでもあります。 29年前はですね、標準財政が14億というようなことを県から言われまして、16億なんぼありましたもんですから、じゃあ、2億を災害でしたかね、そちらのほうに積もうかというような状態でありましたけれども、結果的にこの29年災害が起きて、そういったものもすべて使うような状況になってきている状態でもあります。 また、やはり交付税のほうがですね、12月で2億5,700万ほど来ておりますけれども、これがまた同額以上ですね、特別交付税をいただかないと、なかなか今後の財政調整基金の運用については非常に厳しいところがあります。 そういった中で、やはり災害復旧につきましては、やるべきことはやっぱりやらないと、住民の皆さんの安心・安全な東峰村をつくることはできない。そういったところが非常にジレンマでございます。 そういった中で、やはり財政調整基金がどんどんと、大体3億円ずつぐらい減ってきております。 そういった中で、今後、議員言われるように、やはり不要な、不要と言ったら怒られますけれども、順位を付けていく中でですね、財政規模等いろんな事業等の整理はしていく必要は、今後必ずや出てくるものと覚悟しているところでもあります。
委員長	5番 高橋委員
5番	107ページ、お願いいたします。 2款1項5目財産管理費の中の12節委託料、総合管理計画個別計画策定業務に関する部分なんですが、この個別計画策定にあたっては、どういったことをされるのでしょうか。 その個別という部分で、ある分野に限って個別計画を策定するのか。ではなく、いろいろなもう、今、管理計画に載っているすべての施設について個別計画を作っていくということよろしいでしょうか。お尋ねいたします。
委員長	坂本係長
総務課係長	まず、個別計画の前に全体計画がもう既にでき上がっておりまして、これに基づきまして個別計画を作っていくという話でございます。 一応全体計画の中でも施設がそれぞれありまして、その中でも今後継続していく、そのまま使っていく、それから廃止をしていくというものの仕分けをしながらですね、個別計画を立てていくわけでございますので、個別につきましてはですね、今後この計画を立てる中で残していく、廃止していくというふうな形を含めて計画を立てていきます。
委員長	5番 高橋委員
5番	この個別計画を立てていく最中と言いますか、この総合管理計画の大元を作ってからに至っても、新たな施設というのがどんどんできている状況の中で、おそらくこの計画のときよりは東峰村の公共施設延べ床面積は増えているのかなと。増えているというか、施設の再利用もありますので、減らずに、若干ひよっとしたら増える可能性があるのかなという部分と、さっきの財政の部分考えると、やはり一旦このハード

	<p>部分の新規事業であったり、そういった部分を大規模に見直すべきところにあるのかなと思います。</p> <p>やはりこの財政規模であったり、人口規模の中で持てる、要は、維持できる公共施設の数、面積的な部分というのは限りがあると思います。</p> <p>なぜかと言うと、やはり今とても増えてきているのが、合併前につくった施設の老朽化であったり、そういった部分で施設の改修、特にエアコンの改修等がですね、今回も多く予算が上がってきているかと思っています。</p> <p>そういった部分で、やはり施設を大規模改修して維持していくのか。もちろん新築しなければならないという、村の事情的な部分もあるかもしれませんが。それをやはりうまく適切に処理していかないと、ちょっとこのまま新しいものをつくる、そして今までものも維持していくという両方の選択はできないんじゃないかなと思うんですが、全般的な施設維持に関して、現在のところの村の方針、どういうふうに考えているか、お尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>全般的な公共施設、最近何軒か建っているという部分もございますが、いわゆる公の施設と言われる有益施設と通常の行政施設をちょっと分けて考えなければいけないかなというふうには思っておりますが、全体的な方向性につきましては、総合管理計画の全体計画の中で、基本的には長寿命化を図る。不要なものについては統合を図る。老朽化の部分については除却を行うということで、小石原のいわゆるコミセンですね、あと老人憩の家、あれはもう総合計画の前でしたけど、そういった形、また、旧役場とかいろんな建物がありますが、そういった部分についての全体的な方向性というものは、先ほど言いました、基本的には長寿命化で集約、除却という形になると思います。</p> <p>その中で個別計画をしていくというふうに考えておりますので、村の基本方針、管理のですね、基本方針につきましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように、非常に修繕費関係がいろんな施設で出てきております。</p> <p>ですので、もう修繕費については、やはり長寿命化の中で抜本的な見直しをやる必要があるのではないかな。ただ、その財源云々の話になったときに、やはり財政計画の中で、どこにどれだけの力を注入するか。また同じような施設があるときに、それを存続すべきかどうかという話については、また協議等を行いながら、効率的な運営というのは当然行っていかなければならないというふうには思っているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>この総合管理計画の最後の章の計画の推進の中には、推進体制というところで、推進委員会という中において総合管理計画の推進、進捗管理及び見直しという部分があります。</p> <p>既に推進委員会というのがあるのかどうか分からないんですけども、あるとするならばやはり住民の意見をですね、しっかりと聞くような場を持っていただいて、やはり住民の皆さんと共に考えていかないと、結構やっぱり歴史的な建物であったりとか、思い出があるものというのがあるかと思っています。</p> <p>そういった推進委員会になるのかワークショップになるのか分かりませんが、そういった部分をぜひ考えていただきたいなと思いますが、現時点の計画の推進についてお尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>総合管理計画における推進委員会につきましては、すみません、手持ちがないんですけど、確か課長級の会議だったと思います。</p>

	<p>それについては全体的な見直し等の中で、随時協議等は行っておりますが、先ほど提案いただきました、やはり施設については愛着があるとか古くから地元に愛されているとかございますので、やはりそういった部分につきましては、方向性についてゼロからお尋ねするという事はなかなかないか、新規であればいろんなご意見を伺うんですけど、その建物を集約するかとか、もっと使うべきものなのか、廃止するべきものなのかとかいう重要な段階等踏まえるにあたりましては、当然地域の方等のご意向等の確認はしなければいけないというふうには思っておりますので、これについては貴重なご意見として、総務課のほうでもきっちり段階としてですね、踏まさせていただきます。</p>
委員長	<p>質疑がないようですから、企画政策課に移ります。</p>
休憩	
委員長	<p>13時55分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時47分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時55分)</p>
委員長	<p>企画政策課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布のとおりです。 質疑はありませんか。 6番 高倉委員</p>
6番	<p>主要事業説明書の21ページ、企画振興対策費、この中にほうしゅ楽舎再建にかかるということで、とてつもない大きな金額が出ております。</p> <p>先ほどから話しておりますように、総務課のほうも言うておりましたように、財政がない中、今本当にこれほどの金額を使って建設する必要があるのか。また、建設した後はどうやって管理していくのか。</p> <p>今までほうしゅ楽舎、災害前もほうしゅ楽舎は確か赤字だと思っております。これどのように将来的にね、建設した後運営していくのか。また、赤字の垂れ流しをするのか。そこをどういうふうと考えておられるのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
委員長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>ほうしゅ楽舎の建設にあたりましては、災害の復興ということで建設をするわけでございます。</p> <p>目的としましては、観光客の誘致、宿泊施設とか食事等のサービスを提供する施設、東峰村の魅力を発信する拠点づくりということで、農村体験のプログラムの提出、それから災害発生時の避難滞在、復旧活動の拠点づくりというところ、それから、住民のコミュニケーションの機会を増やす拠点づくりということで、住民が法事、行事等で活用できる施設をつくっていかうということで計画をしております。</p> <p>今後指定管理制度等に基づきまして、維持管理をしていきたいというところで考えております。</p>
委員長	<p>6番 高倉委員</p>
6番	<p>結局そこでまた指定管理という金が発生するわけですね。</p> <p>この指定管理というのが毎回毎回発生して、安い金額であればそんなにないと思いますが、以前のほうしゅ楽舎のこと、そのときは宝珠山ふるさと村ですか、その中に入ってあったかと思っておりますので、金額的にも結構な金額でございました。</p> <p>そういうことでね、指定管理を、確かに村の施設ですので、当然やっていかないかんとします。</p>

	<p>しかし、これちょっと規模が大きすぎないかと私思うんですですね。ここまで大きい規模のものをつくる必要があるのかと。</p> <p>それとこの中にありますほうしゅ楽舎運営支援業務委託費、これはなんですか。この2つ、お答えください。</p>
委員長	泉係長
企画政策課係長	<p>この規模に関しましては、基本計画の再建検討委員会の中で協議を行っていただきましたけれども、受け入れについて、学校単位、学年単位とか、そういう規模で受け入れを考えているところであります。それに基づきまして、大体このぐらいの規模が、大きさがですね、必要ではないかということで行っております。</p> <p>また、この500万のですね、運営支援費ですけれども、こちらに関しましては、これからどうやって運営していくか、この施設をどのように軌道に乗せて行くか、そういうものの検討をするためのものとなっております。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>非常に3回という制約があるとですね、どうやって聞こうかと考えるんですけど。まず、運営をしていくためのお金ということでございます。これまたコンサルタントですか。</p> <p>いつも言ってるように、コンサルタントという人たちは、はっきり言って信用できません。私がつづみの里でそれを経験しておりますので、実際。</p> <p>こういう業務委託というのは、やはり役場の人と、もしつくるね、村の人を集めて、今、旧小石原小学校を検討委員会とか立ち上げておりますよね。そういうふうな形でやっぱ話して、やはり地元の間人が、どういうふうにしたらいいのか、そこのところをやっぱり考えていかんと、コンサルタントというのは絶対自分のうまいことしか言わんのです。本当に。</p> <p>ですから、そういうことは、そういう人たちは、頼むから雇わないで、自分たちで考えるようなシステムを考えていただきたい。</p> <p>それともう1つ、先ほど受け入れは学年単位ということでございましたけど、学年単位とは何人を想定しておるわけですか。今の東峰学園じゃ学年単位としたら十数名、多くても20名ぐらいな学年単位ですよね。</p> <p>それを考えた場合に、そんなに大きな広さは要らないと私は考えておりますけど、そこのところを、これが最後ですので、とりあえずそれだけ答えてください。</p>
委員長	泉係長
企画政策課係長	<p>学年単位の人数の基準なんですけれども、大体福岡市の学校の単位が大体1学年100名、多いところで130名ほどいらっしゃるそうなんですけれども、それを大体基準に考えております。</p> <p>それから、先ほどのコンサルタントの件なんですけれども、ほうしゅ楽舎の再建検討委員会につきましては、来年度も実施を年3回ほど予定をしたいと考えております。その中で運営計画等についてもですね、地域の代表の方等と一緒に考えていきたいと考えておりますけれども、その業務を行う上で職員のみですと、なかなか人的のパワーが足りないということで、コンサルタントのお力を借りるという形で予定をいたしております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>同じくほうしゅ楽舎について、お尋ねしてまいりたいと思います。</p> <p>まず、この新しいほうしゅ楽舎がですね、非常にたぶん運営が難しくなるなというのが、やはり収益性を持った施設と公益性を持った施設が一緒に一体化しているという部分があるかと思えます。</p> <p>その部分において、今一度指定管理料のあり方というのが、どういうふうにも算出さ</p>

	<p>れていくのかという部分、指定管理業者を分けるのか、分けないのかについてのという部分、併せてですね、どういうふうな運営形態を持っていくのか、現時点の考えをお聞かせいただきたいなど。</p> <p>収益性に関しては、おそらくこの5部屋しかない中では、なかなか一般客での収益性というのは望めない。それで団体客と言われているんですけども、その部分の収益性を加味した部分でご説明をお願いいたします。</p>
委員長	泉係長
企画政策課係長	<p>収益性に関しましては、今年度ですね、検討委員会の中でも少し話をしております、以前のほうしゅ楽舎が、大体年間3千数百名の受け入れを行ってございました。</p> <p>その中で、それをですね、4千名から5千名の間ぐらいに増やせば、なんとかやっていけるのではないかと考えております。</p> <p>それに伴いまして、先ほど高橋委員のほうから言われましたように、各個人客ではですね、とても難しいと考えておりますので、学校単位の受け入れ、それから企業の研修等、また大学等ですね、ゼミの合宿、そういうのをですね、こちらのほうから営業をかけながら増やしていく必要があると思っています。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>今、泉係長がお答えいただいたような内容というのは、旧小石原小学校のプロジェクトの中でも聞いたような気がしますし、現に喜楽来館のほうがそういう利用もされているかと思えます。</p> <p>現時点の中で、このまま東峰村がどういうふうな宿泊施設の形態になっているかという、まず、竹地区のゲストハウス、そして岩屋の岩屋キャンプ場、その下にあるほうしゅ楽舎、鼓の喜楽来館、そして同じく鼓のぼーん太の森キャンプ場、そして最後に旧小石原小学校と、ここまで宿泊施設が並ぶことになるんですね。</p> <p>ましてや、その宿泊施設同士がですね、よく似たことを言っているんですよ。ターゲット層がよく似ているんですよ。同じ村の中で競合していく、要は、お客さんの奪い合いというか、同じく共同すればいいんでしょうけど、それが同じ運営業者でもなくやっていくことに対して、すごく危惧する部分があるかなと思うんですね。</p> <p>企画政策課はそこをまとめる部署であるかと僕は信じておりますが、今持っている部署が全然違いますよね。この辺の調整というのははされているんでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>運営につきましては来年度から、今年度は計画等は企画のほうでやっておりますが、運営に関しては観光部署、農林建設課のほうで担当するようにはなっております。</p> <p>競合する部分についてはですね、連携を取りながらということでは、考えているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>普通検討されるべきは、まず建設する際にやはりよく似た施設が村内に存在しないかという部分を、やはりリサーチかける部分から最初入ると思うんですよ。</p> <p>旧小石原小学校のプロジェクトにもかかわっておりますので、そういった部分のときには、やはりよく似た施設ではなく、今必要な、ない部分であったり、補完する部分、共同する部分というのを突き詰めて建てられるべきかなと思うんですけども。</p> <p>この計画を見ていると、どうも全体的な視野が欠けている気がします。なおかつ浴場、大浴場になるのか、ちょっと規模的な部分があんまり想像できないんですけども、浴場ができることになりました。</p> <p>となるといずみ館があり、ほうしゅ楽舎があり、そして今度喜楽来館、900万ぐらいかけてボイラー換えるんですね。この小さな村にそういう大浴場という部分がかここまで必要なのかどうか。そういった部分も検討されているのか。</p>

	施設間の、要は協議ですね、そういった部分がなされたのか、最後にお尋ねします。
委員長	泉係長
企画政策課係長	<p>この施設間の役割分担につきましても、このほうしゅ楽舎の再建検討委員会の中でも話が出ております。ぼーん太の森キャンプ場であったりとか竹地区のですね、宿泊施設関係であったり、岩屋キャンプ場であったり、その辺に関しましては、個人客をターゲットにしているということで、こちらのほうとは棲み分けをしたいと、団体客をほうしゅ楽舎では取り入れたい。</p> <p>また、小石原小学校に関しましては、どちらかという長期を想定していると聞いておりましたので、このほうしゅ楽舎とはちょっと棲み分けができるのではないかと考えているところであります。</p> <p>それから、指定管理に関してちょっとお答えをし忘れておりましたので、その件に関してなんですが、来年度ですね、指定管理に関しまして全体的に見直しがされるということを知っております。その中で指定管理のあり方についてもですね、検討していきたいと考えております。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>私も関連で質問させていただきます。</p> <p>検討委員会が熱心に話をさせていただいたんだろうと思います。その中で、こういった話も出てきたんでしょうけど、検討委員会の方たちはこれだけの規模で、これだけの大きさで、これだけの予算がかかるということをご存じなんでしょうか。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	運営委員会の中でもですね、概略の予算については説明をしているところでございます。
委員長	8番 大蔵委員
8番	建築費にお金がかかる。その後ランニングコスト、運用、そのときにどのくらいかかる、それもお伝えしたんでしょうか。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	収支についても出しておりますので、その辺りも出してあります。
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>全体の意見かどうか分かりませんが、やはりよその地区からの納得を得られるような建物を建ててもらいたいと、そういった考えもたぶんその委員会の中ではあったんじゃないかなと思うんです。</p> <p>今回、これだけの規模になりまして、そして、ここが大きな赤字をかかってしまうと。そういったことになった場合、その人たちはですね、じゃあ後で、熱心に審議されたのかと、他の地区から言われる可能性もあるわけですね。</p> <p>そこ辺、本当に何ですか、こういったことは、他の地区から言われますがとか、そういったことはお話をされたのか、お聞きします。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>それでは、その委員会の方たちのことはいいんですが、次に建設費のことについて質問します。</p> <p>今回の予算組みの設計監理のほうは農山漁村何とか基金、それが2分の1来ようになっていますね。今度、来年度本格工事が3億なんぼの予算が来ています。これもその農山村補助金に来て、そしてその残りは起債するのか、そこ辺をお聞きします。</p>
委員長	泉係長
企画政策課係長	<p>この中身に関しましては補助金なんですけれども、農山漁村活性化整備対策交付金のほうを出しております。</p> <p>こちらのほうはですね、設計それから整地、それから建築に関してですね、補助対</p>

	<p>象となっております。</p> <p>ただ、2分の1補助なんですけれども、上限額等がございますので完全に2分の1とはなりません。ただ50%、補助対象の上限額の50%という形になっております。</p> <p>その残りに関しましては、過疎債等を利用したいと、今のところは考えておるところであります。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ほうしゅ楽舎の件に関しては、もう質問ではないんですけれども、資料の徴求を委員長にお願いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど大蔵委員の質問の中で、答弁で、収益の部分が検討委員会のほうで出されているということであれば、その収益の資料、そして今、役場のホームページのほうで、東峰村宝珠山地区活性化計画、要は、農山漁村活性化プロジェクト交付金のたぶん元になる計画だと思うんですけど、その中に市民農園に関する事項ということで、市民農園の視点みたいなものが入っているかと思えます。それに関しても説明資料のほうを徴求したいと思えますが。</p>
委員長	<p>企画政策課のほうはよろしいですか、資料徴求ということで。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>6番 高倉委員</p>
6番	<p>説明書の25ページ、地域おこし支援事業費の中で地域おこし協力隊が企画課のこととございますので、ちょっとお尋ねするというか、この資料をいただいたんですけども、任用期間、非常に少ない。今までかなりの方が東峰村に地域おこし協力隊として参加していただいたと思います。その中で3年間全うした方が何人おられるのか。そしてですね、本当に私が思うのは、この方たちが、目的は地元根付いて、東峰村の中で起業とかをする人材をとということで、元々この事業は始まったものだと思っております。</p> <p>それで、まず、このシステムが始まって、何人の方が3年間満身に東峰村におられたのか、そして、何人の方が今現在東峰村に残って、何らかの起業をしておられるのかを、まずそこをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	小林主査
企画政策課主査	<p>お尋ねですけれども、これまでにですね、11人の方が地域おこし協力隊のほうを退任されております。その中で3年間の任期を全うされた方がお一人でございます。それから、11名の方のうち残っている方が3名ということでございます。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>私がですね、そんなに地域おこし協力隊の方と仲よくしたことはないんですけど、たまたま以前から知り合いの方が地域おこし協力隊に昨年から入っておって、いろんな話を聞くわけですね。</p> <p>私が思うに、役場行政のほうで、この方たちをなんか事務職代わりに使っているような感覚もちょっとあるんですけど、そういったことをしてたんでは、この人たちが3年間もし務め上げた後に、起業を興すということはなかなか難しいと私は考えております。</p> <p>それでですね、やはり役場にいる中で、それは本人も当然考えないかんですけども、村としてやはり地元に残って何かを起業できるような手伝いは、今まで何かやってきたんですか。全然そういったアドバイスとか、こういうことをやったらどうですかとか、そういったことを指導じゃないですけど、相談とか、あったかどうか分かりません。そういったことをですね、役場のほうで話をなされたのか、そこをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	小林主査

企画政策課主 査	<p>企画政策課の立場を先にご説明いたしますと、制度の窓口という部分と立場が2つありまして、もう1つは他の課と同じような形で地域おこし協力隊の方に来ていただくという立場ですね。</p> <p>それで、今のご質問は、制度的なことでのことかなと、まず思いましたので、ちょっと回答させていただきますけれども。</p> <p>なかなかマッチングと言いますか、地域おこし協力隊の方のやりたいことと、それぞれの呼ぶところの課の思惑がマッチングしないところが多々ございましたので、そういうことのためにカウンセリングと言いますか、昨年からカウンセリングでそういう話をしながら、どういうふうにしていったら3年後起業ができるのかとかいう部分については、してきたところでございます。</p> <p>併せて、各課のほうにも新たに募集することにあたっては、この課のほうで、もう明確に業務の内容を確定してもらって、その業務をサポートする体制を作っていただきまして、プラスに3年後の姿あたりも、ある程度イメージした上での募集というような形を、今取っていただいているところでございます。</p>
委員 長	6番 高倉委員
6 番	<p>新たに4名の方がまた募集されておられるようでございます。やはり先ほども言いましたように、せっかく東峰村に来ていただいたのですから、そのまま起業ができるように、そういった方たちが何かをされるといった場合は、村としてもやっぱり応援をしていただきたい、当然。</p> <p>そういうふうな考えでですね、今からのこういった地域おこし協力隊の人たちには接していただきたいと、そのように考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	企画政策課長
企画政策課長	議員おっしゃるとおり、協力隊についてはですね、将来残っていただきたいというように思っていますので、また支援等やっていきたいと思っております。
委員 長	5番 高橋委員
5 番	<p>主要事業説明書の25ページ、お願いします。</p> <p>地域おこし企業人についてです。</p> <p>先般の一般質問の折に、村長のほうからふるさと村のほうで、この地域おこし企業人を招へいしてという話がありました。</p> <p>今の高倉委員の質問の中でも、地域おこし協力隊の企業版という形ですね、実際に企業で活躍される方が地域に入ってというか、起業であったり、その村の課題を解決していくという部分だと思っておりますが、今のちょっと地域おこし協力隊の現状的部分を考えると、とても不安な感じに思います。</p> <p>そこでですね、今回この制度を活用して、ふるさと村で何をさせていただきたいのか、要は、ふるさと村の課題が一体何で、それをどういうふうに解決していただきたい人材を欲しているのか、それについてお尋ねします。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>先ほどの質問でございますけれども、ふるさと村で何が一番赤字が出ているかというところ、やっぱり特産品開発部門と販売部門であります。</p> <p>そういった観点から、やはりそういった企業で実績を積み、そして、そのような能力のある方を招へいしたいということで、今回予算計上をさせていただいているところであります。</p>
委員 長	5番 高橋委員
5 番	<p>目的が明確であるならば、それに限ったことはないかなというか、悪くはないんじゃないかと思うんですが、この制度自体頑張っても3年ということだと思います。</p> <p>その制度を用いる中で、3年後以降にふるさと村としてはどういう形を求めていく</p>

	<p>のか。要は、3年のうちに並走する、伴走することで社員を育成していくのか。あるいは、もうそういったことはずっとこの地域おこし企業人制度を使い続けるという気持ちなのか、現時点での考えをお尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>その企業人ですね、能力を活かした形でいろいろとふるさと村の職員等に教示していただき、そして3年後には自立できるような体制が取れば一番いいのかなと、今、思っているところです。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>この受け入れにあたり留意すべき点。 いろいろ地域おこし企業人を調べさせていただいたんですけども、その中で、逆に企業のほうがどういうふうに派遣すればというような観点の資料の中からですね、強い意志があること、丁寧な準備ということで、企業と自治体が連携して何を達成したいか丁寧に議論し、その結果の制度として利用が望ましい。 フラットな関係で共に作り上げる。要は、丸投げであってはいけないという部分、そして、一緒に走る、汗をかく姿勢ということで、共に、そのふるさと村に任せるだけではなく、やはり役場も協働して進まないとうまくいきませんよという部分、指摘もされております。 最後の部分ですが、役職的な部分として、ある程度の報酬もおそらく入るような方であり、おそらくお呼びするにあたっては、ある程度のポストも必要になってくるかなと思うんですが、現時点でこういった体制で受け入れるのか、そういった部分を含めて、最後にお尋ねいたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>役職はそれなりですね、役職になるかと思っております。 それから、あくまでも自治体が雇うわけでございますので、その辺りについても、ふるさと村との協議をしながら、いかにその人が力を発揮できるか、そういったところは、今後ちょっと詰めていくような段階になるかと思います。</p>
委員長	<p>確認ですね。 5番 高橋委員</p>
5番	<p>すみません。今の村長の最後の答弁の中で、役場が雇うという話で言われていたと思うんですが、この制度自体は、企業が、企業に委託費という形で渡して、企業の雇の中で派遣してくるという意味合いでよろしいですかね。</p>
委員長	小林主査
企画政策課主査	<p>言われたとおりでございます。企業のほうにこちらが負担金を払う形での予算になっております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>ということは、自治体と企業とまず契約関係にあつて、自治体に派遣された会社の方がふるさと村に再派遣というか、行くという形でよろしいですか。</p>
委員長	小林主査
企画政策課主査	<p>企業のほうから村のほうに派遣していただいて、村から出向するというような形になるかと思います。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>予算の中に入っていないので聞かせていただきます。 ゲストハウス、今ようやく、先ほどの村長の話のように、3月いっぱいできるといっていただけます。 でも、以前から広告費として何千万かを出資してますよね。その広告代は使ってしまったんですか。</p>

	今からもし営業するのであれば、本当は今から出さなきゃいけないんじゃないかなと、ちょっと私考えたんですけど、そのところはどのようになっていますか。
委員長	梶原係長
企画政策課係長	<p>広告費の関係でございますけれども、補助対象年度がですね、本年度で終わりということになってございますので、その広告費についてはですね、本年度費用を使っております。</p> <p>来年度からの広告宣伝費用についてはですね、法人で上がる利益の一部から充てるとか、あと観光課のほうと一緒に何かタイアップ事業を行うとか、そういったところで検討していこうというふうに考えております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>主要事業説明書の27ページ、2款1項29目移住・定住対策事業費の中で、移住相談会、今まで東京に年2回ぐらい行っていたのを、説明の中で1回という形で訂正を入れられていましたけれども。今の時点でと言いますか、東京に行く意味が、どうでしょうかね、あるんでしょうかという部分をお尋ねしたいんですけども。</p> <p>以前、決算委員会の折にも、行かれた職員さんの報告というかですね、そういった文章も読まさせていただきました。</p> <p>やはり数ある自治体が集まる中で東峰村という立ち位置なので、やっぱりなかなか難しいと。ましてや他の市町村においては、それぞれコンサルに投げて、さくらまで導入してと言いますか、そういうような実態も行われている中で、果たして実効性があるのかなという部分あります。</p> <p>その予算をですね、逆に福岡市内であったり九州近辺、近い県内で有効的に使われたほうが、より効果的のかなという部分もありますが、現時点のですね、東京に行く意味というかですね、その部分をお尋ねします。</p>
委員長	小林主査
企画政策課主査	<p>決算のときにもですね、その言葉がずっと残ってございましたけれども。</p> <p>現実的にはバンク登録数が非常に少ないので、東京になかなか何回も行くというのはどうかという部分はありますけれども、今年また登録を始める中である程度増えればですね、そういった東京に行って宣伝をするということも必要かなと考えているところです。</p> <p>今言われたように、もし東京に行くお金があれば福岡に2回ということも考えられるわけなので、その辺りは検討していきたいと思います。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>今、小林主査のほうからお話があった空き家バンクの、やっぱり登録件数が少ないというのは、根本的な移住対策の、なかなかうちの村のウィークポイントだと思うんですよね。</p> <p>今回登録調査という部分の予算も上げられておりますけれども、やはり今一度全村的にもう一度精査する機会でもあるのかなと。並びに、今、地域おこし協力隊の住居あたりもなかなか見つからないような状況になってきているという話も聞いております。その辺の空き家の対策、企画政策課が範疇の空き家対策について、どういうふうに今年度行か、お尋ねします。</p>
委員長	企画政策課長
企画政策課長	<p>本年度地域に呼びかけとか、あと空き家バンクの制度のPR等、その辺をしながら登録数を増やしていくようなこと、ちょっとまだ具体的に考えてはないんですけど、調査をして増やしていきたいと思っております。</p>
委員長	小林主査
企画政策課主査	先ほど地域おこし協力隊の住居としての空き家の件もちょっと出ておりましたの

査	<p>で、現状だけちょっとお伝えしておきますと。</p> <p>なかなか何と言いますか、地域おこし協力隊の方が住むには広すぎたりですね、またいろいろ傷んでたりということで、結構修理費とか改修費にお金のかかる状況がございますので、程度のいい空き家があればもちろんそういうところに協力隊の方、入っていただこうと思っておりますけれども、そういった住居が見つからない場合には、公営住宅等の活用もしながらですね、協力隊の住居については、両面で考えていきたいなと思っておりますのでございます。</p>
委員長	ないようですから、保健福祉課に移ります。
休憩	
委員長	14時45分まで休憩します。 (14時37分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時45分)
委員長	保健福祉課の質疑に入ります。 質疑はありませんか。 5番 高橋委員
5番	<p>主要事業説明書の35ページをお願いいたします。</p> <p>3款3項6目高齢者活動促進施設管理費、喜楽来館のボイラー更新について、お伺いしたいと思います。</p> <p>この喜楽来館において、お風呂という部分の位置付けですね、一応宿泊施設も兼ねているかと思えます。高齢者福祉の観点もあるかと思えます。</p> <p>今一度この喜楽来館のお風呂の機能的な部分、どういった部分を求めているのか、お尋ねします。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	喜楽来館につきましてはですね、主に、基本的に社会福祉協議会さんが事業をやっておられます。基本的には夏場の合宿等におけるお風呂の利用ということで、今までずっと指定管理でやらせていただいている社協さんのほうが、そういう事業をやられております。位置付けとしましては、今のところそれがメインではございます。
委員長	5番 高橋委員
5番	先ほど企画政策課の部分では、ほうしゅ楽舎にまたお風呂を兼ねた宿泊施設ができる。そして合宿という部分があるんですけども、これも指定管理の範疇で社協にお願いしている部分だとは思いますが、その部分の兼ね合い、保健福祉課のほうでは合宿施設がまた村内にできるという部分、喜楽来館の立ち位置は今のまま変更はないということよろしいでしょうか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>社協の理事会の中でも、この件については協議というか、社協のほうで諮っていただきました。</p> <p>理事さん方の総意といたしましては、引き続きボイラーを更新して、お風呂の営業というか、お風呂については続けていただきたいということでございまして、それが主にはメインでございますが、参考までと申しますか、その中でですね、ご意見といたしましては、災害時の避難所にも一応喜楽来館となっております。</p> <p>当然避難所でございますけれども、どこにも避難所にお風呂があるかということ、そうではありませんが、今現在あるものを、もしそういう非常事態の場合に有効利用したいというご意見もございましたので、基本的には確かにほうしゅ楽舎のほうで、今後お風呂とかができるかなというのはあるでしょうけれども、鼓地区の方々の避難所</p>

	として利用しておりますので、そういった部分も含めてボイラーについては、更新をしてもらいたいというご意見でございました。
委員長 5 番	5番 高橋委員 喜楽来館についてなんですけど、避難所の認定という部分は、保健福祉課に聞いていいのかわかりませんので、総務課長がお答えいただいてもいいですが。 現在の指定はどのようなふうになっているのでしょうか、喜楽来館の。災害時の部分に関しては、あそこは特定緊急避難所ではなかったと思いますが、確認の意味で質問いたします。
委員長 総務課長	総務課長 災害対策基本法に基づきまして避難所については指定をしております。 1つは、指定緊急避難場所ですね。 指定緊急避難場所につきましては、いわゆるいずみ館、村民センター、小石原公民館と小石原小学校と宝珠の郷、東峰学園、6カ所を指定しているところです。 お尋ねの喜楽来館につきましては、それではなくて指定避難所、災害等が発生して長期にわたるときに、各地区の公民館等を指定しております。その指定避難所としてですね、喜楽来館については指定を行っている施設でございます。
委員長 5 番	確認ですか。 5番 高橋委員 今、指定緊急避難場所になっていないという喜楽来館の状態なんですけども、今後そういった部分、機能として存在するので、要は、指定緊急避難場所の見直し等が行われるのかどうか、確認の意味でお尋ねします。
委員長 総務課長	総務課長 一応指定緊急避難場所の指定の基準として、もちろん土砂災害警戒区域等に入らないことが一番いいんですが、イエローゾーン、いわゆる警戒区域までであればですね、非常に建物が鉄筋コンクリート等の強固な建物であれば指定できるという条項もございます。 お尋ねの喜楽来館でございますが、喜楽来館自体は鉄筋コンクリートの堅牢な建物ではあるんですが、敷地内に一部特別警戒区域がちょっとかすっている部分とか、やはり裏に山がある等で、ちょっと指定緊急避難場所としての指定まではですね、村としては現況では指定する予定というか、見込はないという考え方の施設でございます。
委員長 6 番	6番 高倉委員 説明書の26ページ、まち・ひと・しごと創生事業のウォーキングマイレージ事業。これはもう始めて5、6年経つんですかね、実施されておりますけど、メタボとか、そういった健康を良くするためにということで、おそらく設けられたんだろうと思います。 以前と比べて本当に効果があるのか、そういったデータとかは取っておられるのかどうかを、まずお聞きします。
委員長 保健福祉課長	保健福祉課長 利用の頻度とかですね、そういったことについて、データはもちろんです。効果がですね、なかなかこれは難しいところがございます、じゃあ、歩くことによって医療費が安くなったとかいうのが、結局5年目ぐらいになりますけれども、そういった効果は目に見えて、はっきりなかなか出てくるのが難しい、出てくると申しますか、難しいなというのが感じておりますけれども。 やっぱり日々歩いていただくことはもう健康に良いというのは間違いありませんので、そういった意味でこの5年間ぐらい継続してやってきたというところがござい

	<p>ます。</p> <p>そういったことで、来年度最後の補助対象事業ということになりますけれども、確実に来年度までは実施をしたいと。実施というか、事業として上げさせていただきたいというところで、一応計上いたしております。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>確かにですね、お医者様にかかった人数がどうかというのは、非常にデータの取りにくいことだろうとは思いますが、医療費そのものは年々増加しておりますよね。</p> <p>それで、せっかくこれだけのことをして、確かに、本当によく歩いている方を見かけます。それで、その方たちが本当に健康になったのか、そういったアンケートというんですか、そういったものはやはり1回取るべきじゃないかなと、私は考えております。どのように変わっていったのか、歩く、そういったものが、こういったマイルージあたりが導入される以前と比べて。</p> <p>確かに歩きよるのはたくさん見えますけれども、やはり歩きよる人たちが、どのように自分の体調を管理して、良くなっているということが多ければですね、非常にこれは良い事だと思いますけれども、そんなに変わらないとか、いろいろアンケート取ればあると思います。私は、そういうことは一度取ってもらいたいと思っております。</p> <p>それと、これ一緒に聞いておきます。</p> <p>今年度までということですが、これ来年度以降はどのように考えておるのですか。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>すみません。自分の答えがまずかったかもしれません。</p> <p>令和2年度までの事業になります。ですので、来年度までは補助対象事業として実施できるということになっております。</p> <p>ただ、その後につきましてはですね、今から検討に入っていくかなくちゃいけないと思うんですけれども、まだ正式にどうするかというのは、担当課のほうでは、まだ結論は出しておりません。</p> <p>思いとしては、ここまで続けてきたものですから、できるなら継続はしたいなという思いはありますが、今の段階ではそういうことでございます。</p>
委員長	課長、アンケートの話を説明してください。
保健福祉課長	<p>それとアンケートにつきましても、具体的なですね、そういったアンケートは、今国保健診でですね、30分以上歩いた方という問診があるんですね、健診するときに。その率につきましては、これを始めて全国平均を上回ると。</p> <p>要するに30分以上運動するようになったという方が、全国平均を上回るようなアンケート結果は出ております。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>私は、全国平均のことを聞いているんじゃないかと、例えば、村内で歩いている人、私でもそうですけど、そういった方が自分の体に対して、歩きよるからえらい元気になったとか、体調が良くなったとか、そういった方がどれくらいおられるのかなと思って、そういったことのアンケートを取っていただけないかなと。</p> <p>そうすると、この事業が良かったのか、悪かったのか、はっきり分かるでしょう。そういったことをやっていただきたいなと思って、これは、あくまで私の思いですけど、あとは村のほうがですね、いかに考えるかでございますので、そういったことを取る気はないかと、そういうことを聞きたかったんです。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今までには、過去にはそこまでのアンケートはしてないということでございますので、今後この事業を続けるかどうかという意味も含めましてですね、できる限り検討</p>

	させていただきますと思います。
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>関連です。</p> <p>この事業始まりまして、結構評判良くてですね、今まで歩かなかった人が歩いたりとかして健康になっているんだろうと思います。</p> <p>そういった中で機種が古くなって、電池交換できませんよね。それで新しく買い直さなくちゃいけない、そういった方が周りに結構いるんです。</p> <p>そういった中で今回、いくつですか、腕時計が20、それとか万歩計が40ですか。更新をお願いしたいときには、自費であれば、この村の予算じゃなくて、自分のお金で機種交換ですか、そういったことができるのか、お聞きします。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今、この説明書のほうにはですね、確かにおっしゃられるように、腕時計型20個、万歩計40個と、これは基本的には新規の方ということで計上しておりますが、その辺りの、もう年数経ってきまして、確かに故障とかがっております。</p> <p>その辺りは正式には、どういうふうなことになるのか、できるのかというのを確認しましてですね、なるだけ今使用されている方の負担がいかないようにはさせていただきますと思いますが、ちょっと確認をさせていただきますと思います。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>歩いて2万歩、3万歩、そういったことをする必要はないけれども、やはり日々の、私はどのくらい歩いているかということ、自分で確認できるのは非常にいいことだと思いますので、こういった事業は続けていただきたいと思います。</p> <p>さっき言いましたように、たくさん歩くのが目的じゃなくて、たまには大幅で歩くとか、スクワットをすとか、そういったことが大きな効果を生むという話もありますので、全体を集めてどこかバスハイクに行くんじゃないかと、そういった講習会とか等々もですね、開いていただければ助かると思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今現在、確かにバスハイクをさせていただいております。そういったことも含め、一緒にちょっといくつか、やっぱり検討をする時期に来ているのかなというのがございますので、ちょっとこの場では検討させていただきますので、お願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>保健福祉課長、先ほどの時計型のやつ、確認は、総括の折には報告ができますか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>主要事業説明書の4款1項8目母子保健事業費の中の子育て世代包括支援センターに関する部分でお尋ねします。</p> <p>昨年度からでしたでしょうか、計画と言いますか、立てながらだったか、令和2年度から本格的にこの包括支援センター始まるということでですね、東峰村としては、これは国の制度で始まるんですけども、一体どういうふうな事業を行うのか。</p> <p>この下のほうにも産後ケア事業、書かれておりますが、おそらくこれもかわる部分だと思います。今一どこの子育て世代包括支援センターの東峰村での事業内容を、ご説明をお願いします。</p>
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	<p>子育て世代包括支援センターにつきましては、令和元年度につきまして、この包括支援センターを運営していくためのシステムを導入しまして、来年度から稼働するための、今準備をしているところです。</p> <p>来年度の包括支援センターの計画としましては、看護師を1名こちらのセンターに</p>

	<p>配置いたしまして、主には母子保健型と申しまして、妊娠期から子育て世代に関する切れ目ない支援を行うためのセンターとしております。</p> <p>主には妊娠、出産、子育てに関して悩みを持っている親御さんに対して相談対応したりとか、基本的な母子保健制度について情報を提供したりとか、学習を一緒に行ったりとか、そういったセンターにすることを目標としております。</p> <p>実際にですね、場所につきましては、小石原庁舎の保健福祉課の中に事務所というか、を設置しまして、看護師もそこにおりまして、相談がある際に対応をさせていただくような状況です。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>前から一般質問やこの予算、決算の折に、子育て支援センター的な質問を繰り返してきたんですけども。</p> <p>役場にあると、周りの目という部分がどうしても気になって、行くと皆さん、最近すごく元気よくあいさつをさせていただいたりすると、すごく悩みを持って来られる方々にとってはどうなのかなという部分の、周りの目を気にしてというのはあるかと思えます。</p> <p>そういった部分の相談機能として、どういったことを考えられているのか、要は、直接の、直通の電話があったりとか、そういった要は、プライバシーが守られるという部分であったり、そういう部分も加味してあるのか。相談機能について、ご質問します。</p>
委員長	<p>国松課長補佐</p>
保健福祉課長 補佐	<p>専用の電話回線とかを引くとか、そういう予定は来年度に関しては行っていない状況です。</p> <p>確かにですね、子育てに関する悩みを持たれている方の中には、他の方に知られたくない、他の方に会わずに相談者にだけ会って話をしたいという方がおられるかと思えますので、相談する場所をきちっと、別に改めてその部屋を確保するわけではないんですけども、今ある庁舎の部屋を1つ使って、相談対応をしようと考えているところです。</p> <p>それは、他の高齢者とか、他にも相談にみえる方はいらっしゃいますので、他の方もそのような対応をさせていただいています。</p> <p>実際別の場所に包括支援センターを持っていくことも検討はしたのですが、他の母子保健業務との絡みもありまして、別個のその場所を設けて事務所を設置するというのは、やっぱりちょっと事業上難しいかと思ひまして、このような形にさせていただきました。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>いずれ保健福祉課というか、庁舎のあり方、課の設置のあり方というのは、おそらく協議されるべきだと思うので、やはりいずみ館のような施設の機能的に整ったような箇所に保健福祉課であったり、そういう機能が入ってくる多機能が収容できる部分のあり方というの、ぜひ考えていただきたいなという部分は、ちょっと独り言的に述べておきます。</p> <p>最後にですね、今、最初に母子保健施策の部分は言っていたんですけど、それに肉付けする形で子育て支援施策という部分も、この包括支援のあり方の中でくっついてくるかと思ひます。</p> <p>今般のコロナ騒動と言いますか、コロナウイルス関連の動きの中で、やはり集団的な預かりであったり、そういうのが厳しいという現状の中、今一度このファミリーサポートセンター事業等もやっぱり再考とかですね、考えというのは改めるべきかなとは思ひます。</p>

	<p>子育て支援サークルのほうも、アンケートを取って、このファミリーサポートセンターのあり方等をですね、必要かどうかというのもアンケート取られたという話も聞いております。</p> <p>その辺で、今後のこの包括支援センターも考え的部分で、ファミリーサポートセンターを推進していくかどうか、今現状の部分での立ち位置をお尋ねします。</p>
委員長	国松課長補佐
保健福祉課補佐	<p>ファミリーサポートセンターも含め子育て支援に関する親御さんのアンケート調査を行ったことまでは伺っております。</p> <p>それを踏まえて教育課とも連携しながら、どのような形で子育て支援を行っていくことが、一番東峰村の保護者の方にとって適切なのかというのを、今後子育て支援計画などを基に検討していくようにはしております。</p>
委員長	10番 佐々木委員
10番	<p>関連です。</p> <p>この子育て世代包括支援センターは、現在の職員をシフトさせるというふうな説明だったんですかね。現在からシフトさせるということ、この間予算説明会の中で聞いたような記憶があるんですけど。</p> <p>要は、もう1回、どのような機構になるのか、どのような仕組みになるのかを、もう一度お尋ねしたい。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず移行という、最終的にはそうなるかなと思うんですが。</p> <p>移行ということではなくて、今回新たにそちらの資格を持った方を募集いたしました。</p> <p>結局、今、保健福祉課に嘱託職員さんとして入っていただいている方に、最終的にはそっち移行という形になるかと思えますけれども、基本的に募集は行いまして、その後その包括支援センターの中に入っていただいて、社会福祉士さん、それからケアマネさんと保健師、今3人体制ですので、そこを4人体制という、基本的に業務は介護関係と子育てと違いますけれども、そりあたりは職場として一緒にやれることは当然やりますけれども、目的は基本的に違うということで、ご理解いただきたいと思えます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>同じく主要事業説明書の38ページの4款1項8目母子保健事業費の、先ほど子育て包括支援センターの範疇の中ではあるんですけども、産後ケア事業についてお尋ねします。</p> <p>この事業は、おそらく産後うつという部分が現在社会問題化されている中の事業だと思っております。</p> <p>今回新たにというか、つくられると思うんですが、一時的宿泊であったり、今一時的なケアが必要という部分で、の事業になると思うんですけども、この事業を扱える事業者というか、村内にはないので、どういった形でこの事業が展開されるか、お尋ねします。</p>
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	<p>産後ケアに関しましては、近隣の市町村はもう昨年度から取り組んでおられまして、東峰村はその状況を見ながら、来年度から取り組むことに予算を取らせていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>具体的にはですね、受け皿とか産婦さんとお子さんを受け入れられるような施設等が必要になりますし、宿泊等も含めた形の施設でないといけないこと、あと専門的なケアができるような状況というものが、条件が必要です。</p>

	今のところですね、近隣の状況を見まして、朝倉地域、浮羽地域からお願いできる産婦人科のほうに委託をして行う予定にしているところです。
委員長	5番 高橋委員
5番	近隣の市町村と連携するという部分で、おそらく医師会系列の部分もあつたりとかあると思うんですが。 宝珠山の方結構出産される際に、日田のほうに行かれるパターンが多くて、そちらの方面もやっぱり視野に入れていただいたほうが、より出産した産婦人科との連携というのができやすいのかなと思うんですが、その辺は制度上難しいのか、可能なのか、その点についてお尋ねします。
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	おっしゃるとおり、東峰村の保護者の方の出産につきましては、半分以上の方が日田市の医療機関をご利用です。 もちろんそれと並行しまして産後ケアにつきましても、日田市の医療機関のほうにご協力いただけないかという打診はいたしました。 しかし、日田市の医師会を含め大分県は足並みをそろえて、一斉に市町村がこの事業を取り組んでいくというような状況になっておりまして、まだ大分県に関しましては、産後ケア事業につきまして、取り組みに着手をしていないということでございました。 あと1、2年後には、おそらく取り組む方向で、予定はされているというところではあるのですが、もし大分県のほうで取り組みが始まれば、東峰村の方の受け入れも検討しますということで、お返事をいただいているところです。
委員長	5番 高橋委員
5番	ぜひ、日田方面の、やはり実情に沿った形の部分を、大分県が始める前に可能であるなら、そういった部分トライをしていただきたい。 最後にこの、要は、料金設定的な部分、非課税の世帯の方々はかなり減免があつたりとか、通常の部分であつたにしても、この補助的な部分で利用ができるという部分聞いておりますが、現在のところ東峰村が考えている利用料金等のご説明をいただけますか。今、なければ、また資料で出していただいて結構です。
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	利用料金につきましては、現在近隣の市町村の状況を見まして検討を進めているところで、後ほど資料として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員長	7番 長澤委員
7番	説明書の11ページ、保育料の下の施設型給付費3、100万ほど減るんですが、これは、どこの分が減ったんでしょうか。
委員長	前田係長
保健福祉課係長	3、100万減ってますのは、まず小石原保育園が減っています。 それから、今回日田のほうにですね、保育入所をされている方が1名減っておりますので、その関係上金額が減っております。以上でございます。
委員長	7番 長澤委員
7番	すると美星に、こういう施設型給付費というのは、美星保育所に対しては、どこか減っているところはあるんですか。
委員長	前田係長
保健福祉課係長	美星保育所につきましてはですね、公立の保育所になりますので、この療養給付費等の発生はございません。
委員長	7番 長澤委員
7番	聞きたかったのはですね、公営と民営で、そういう入ってくるお金が違いますよね。

	<p>結局、現在美星保育所は公営でやっていますので、村にとってのメリットですね、金額的な出るお金のメリットは、村の村営のほうがメリットがあるのか、それとも民間の保育所が運営するのが、メリットはどっちが、村にとってはですね、金額的な出費がどっちがあるのか、分かれば教えてください。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>30年度に検討委員会というのをなされております。 その中で数字的なものはお示しをさせていただいているというふうに聞いておりますが、基本的には民間の保育園のほうが補助率は良いということにはなっております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>また、同じ母子保健事業に絡む部分ですけれども、新生児聴覚検査7万2千円で、今回新たに計上していただいているんですけれども、この事業の概要ですね、どういった形で行うのか。 結局、私も予算、決算や一般質問のほうで言ってきた経緯がございますが、検査をする意味合いとしてはやはり早期発見と、それをやはり繋ぐネットワーク的な、コーディネート的な部分があると思いますが、村としては、この検査をして、どういうふうに対応していくのか、その辺の説明をお願いします。</p>
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	<p>新生児聴覚検査に関しましては、ご指摘のとおり、早期に、新生児期にですね、聴覚検査を行いまして、それで早期に聴覚障害などを発見することで、早期に療育等に繋げて、きちっとしたその子の成長発達に繋げることを目的としております。必要な場合は医療に繋がれたりとかですね、そういったことも含めて行うようにしたいと考えております。 お金の面は、一応上限額を6千円以内で検査費の助成を行うようにしています。県内と日田市の医療機関のほうに委託をしまして、実施をさせていただくところになっています。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>それに関連する部分もあるんですけれども、昨年9月の決算委員会の折には、視覚検査の部分も少し、提案的な部分で質疑させていただいたんですけれども、そちらのほう、聴覚及び視覚の部分に関してもやはり早期発見という部分で、早く気づくことで、全然、要は、知能的な部分、学習的な部分が変わってくるということをお伝えしたんですが、その辺の健診の部分での取り入れとか、そういった部分、自分の子どものときに視覚検査の簡易版みたいな形で、眼鏡みたいなのを付けてやったんですけど、これで果たして視覚的な部分の強弱であったり、どういった部分というのがはっきり分かるのかなという疑問があったんですけれども、その辺の視覚検査の部分についてももう一度見解と、もし何か今後取り入れる部分があるのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	<p>視覚検査に関しましては、現在東峰村におきましては、3歳児健診におきまして、簡易な、保護者の方にやっただく形で検査を行っております。 それでちょっとスクリーニングをしまして、医療機関に必要な折は繋げていくというような形を取っています。 もちろんそれでは不十分だという部分もあるかと思いますが、おっしゃっているうきは市さん以外の市町村が、これに実際取り組んでいるという状況にまだないので、そちらの状況を見ながら、なるだけ早期に取り組めればとは思ってはいるんですけど、まだなかなかですね、近隣の状況が見えない中で、この必要性に、実際機械を買ってとか、そういうところにはまでは、今のところまだ予定はしてないところです。</p>

委員長	5番 高橋委員
5番	うきは市のほうはどうもされているという話なので、ぜひ、推移と機器を逆にお借りするなどですね、うちでたぶん買うまでの子どもの人口規模はないのですよね、そこまでは求めないですけど、ぜひ、検討していただきたいなと思います。 若干関連する部分で36ページの4款1項2目の予防費に質問ちょっと変わらせていただきます。 予防接種の部分でもいろいろ決算の折に意見的な部分、質疑させていただいたんですけども、ロタウイルスのほうはその後国の定期接種に含まれたので、保護者としてはかなり喜ばしい部分あるかなと思います、同じく言ってたおたふくかぜのワクチン接種について、現在も任意接種ではありますが、その後検討をどういうふうにされたのかお尋ねします。
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	おたふくかぜワクチンにつきましては、ロタウイルスと同じ時期にですね、定期化の検討は専門家の間でもされ、毎回候補には上がるんですけども、副作用といった面でなかなか解決できていないところであります、まだ定期化に踏み切れていない状況です。
委員長	最後です。途中で変えたから最後です。 5番 高橋委員
5番	村の見解として、おたふくかぜに対する助成であったり、やはりされる方多いと思うんですね。基本的には小児科に行ったらおたふくかぜありますということで、どうされますかという部分は、小児科のほうもやっぱりおたふくかぜの副作用的な部分で、難聴ですね、なる可能性というのはすごく言われている部分はあるので、打たれることができるならという部分で、やはり1回打つと高額というか、ある程度費用発生するかと思います。 調べたら独立行政法人、医薬品医療機器総合機構医薬品副作用被害救済制度という、要は定期接種じゃない任意接種に関してもしっかりと救済制度も整っている部分もあるかと思います。基本的には最後は個人の判断という部分になるかと思うんですけども、現在の村としての助成関係のあり方、最後に見解をお願いいたします。
委員長	国松課長補佐
保健福祉課長補佐	やはりおたふくかぜに関しましてはおっしゃるとおり、将来的におたふくかぜに罹患することでの影響というものはかなり長く議論され、ワクチンで予防ができるのであればということで、行政としても進めていきたい面も多々あるのですけれども、やはり救済制度があるとはいえ、定期接種と比べるとかなり何かあった際の副作用の対応につきましてはかなり差があります。そこを決められるのは保護者の方ではあるのですけれども、やはり行政が助成をする以上、何らかのやっぱり行政としての責任というものも発生しないわけではないと思いますので、今の段階で、まだ、する方向でということは検討はしてないところです。
日程第5	
委員長	引き続き、日程第5 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」質疑を行います。 質疑はありませんか。 10番 佐々木委員
10番	つい最近の新聞に福岡県の国民保険税のことが載っておりました。何%がアップだということです。 ただし、その保険料の大枠は市町村だということになっておりますが、そのことについては、どのように今なっているのか、尋ねたいと思います。

委員長	10番 佐々木委員
10番	福岡県の保険料のアップが出ておりました、新聞に。何%、ちょっと記憶にはないんですが。 ただ、その保険料の各市町村の取りまとめは市町村だということですので、東峰村の保険税がアップするのかわからないのか、そのことだけ尋ねたいと思います。
委員長	井手主査
保健福祉課主査	来年度については、保険税について上げる予定というのは、運営協議会の中で、今回の予算の中でも上げる予定はしておりません。
委員長	5番 高橋委員
5番	主要事業説明書の69ページ、5款1項1目財政安定化基金拠出金、いつも聞く項目ではあるんですけども、要は、今はその他繰出金が認められている状況によって、これが発動しないと言いますか、収納不足という部分に陥ってもその他繰出金でカバーできるという技が使えておりますが、ここに移行する部分の現時点では、まだ当分見込みはないということで、福岡県としてはよろしいでしょうか。
委員長	井手主査
保健福祉課主査	現在のところ確かに繰入金ということで、東峰村の関係上赤字ということで、実際県からの指導のほうも来ております。 基金繰入のほうは、一般会計の法定外については、引き下げなさいという指導は来ているんですけども、ゼロにはならないという現状がありますので、それについては一般会計の繰入れからお願いしたいところではあります。
委員長	5番 高橋委員
5番	もう法定外繰入れが難しいんですけども、とりあえず現行のところは認めていただいている状況という解釈でよろしいのでしょうかという部分なんですけれども。 実際のところやはり足りない場合には、県のこの財政安定化基金拠出金のほうで賄わなければならないのか、あるいはもう国保税を上げなければならないという選択時期に迫っているという、要は、そのタイムリミットは示されているのでしょうか。
委員長	井手主査
保健福祉課主査	現在のところ赤字ということで、平成29年度に赤字団体ということで、平成29年度指定を受けております。 国のほうから、基準としては6年間の間にその繰入れをゼロにしないというふうな指導が来ています。そのために赤字計画のほうを立てさせていただいているんですけども、その間でどうしても赤字に関する部分は、保険税で賄いなさいというのが非常に大きいので、この令和6年の間の中で必ず保険税を上げなければならないというような状況にきているというふうに思います。
委員長	5番 高橋委員
5番	最後に、大体その要領は分かりましたので、その令和6年度までのシミュレーション、どういうふうな部分を描いているかというのは、現時点ではあるのか、ないのかだけお尋ねします。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	今の赤字額というのが当然あるわけですけども、それを6年度までにどうやるか、今の時点ではそれだけで、じゃあ、3年後までにいくらしにしてというのは、今のところまだそこまではラインを引いてないというか、そこまでの検討はしておりません。
日程第6	
委員長	引き続き、日程第6 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」質疑を行います。

	ページについては、207ページからです。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、住民税務課に移ります。
休憩	
委員長	15時45分まで休憩します。 (15時35分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、再開します。 (15時45分)
委員長	住民税務課の質疑に入ります。 所管のページはお手元に配布のとおりです。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉委員
6番	主要説明書の28ページ、この中のふるさと納税業務委託料、ふるさと納税返礼品経費、ふるさと納税返礼品送料ということで、合計すると1,580万上がっております。 これ実際にですね、じゃあ、これだけの費用を払って、村に入るのはどのくらいの金額になるのかを教えてください。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	ふるさと納税の寄附金に対しまして、50%は経費で見られるということですので、最高ですね、寄附された金額に対しまして最高半分ですね、半分までの費用が使えるということですので、それを引いた残りが村の寄附金ということになります。
委員長	6番 高倉委員
6番	単純に計算すれば3,060万が村に入るということになりますね。 この金額が出ているかどうか分かりませんが、1月いっぱいか2月いっぱいか、令和元年度の寄附金額がいかほどになっておるのが、もし分かれば教えてください。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	2月末の寄附金額でございますが、1,918万5,558円の寄附がっております。
委員長	6番 高倉委員
6番	この来年度予算の経費に比べればかなり低い金額でございますね。これは、私たちもそうですけど、行政のほうも頑張ってくださいと思います。 その上ですね、地番図データ更新業務委託料というのが230万上がっております。これどういうものか教えてください。
委員長	熊谷係長
住民税務課係長	こちらの地番図データ更新業務委託料というのは、土地の1筆ごとの登記と言いますか、土地の字図というのがありますが、こちらの字図がですね、1年間を通して、やはり分筆ですとか合筆ですとか、土地の売買とか土地収用とかで、字図の形態が変わるということがありますので、こちらのほうを大体1年から2年分を更新するための費用として、計上させていただいております。
委員長	5番 高橋委員
5番	主要事業説明書の29ページをお願いします。 2款3項1目戸籍住民登録費の中のマイナンバー関係経費ということで、今の国の

	ほうではマイナーポイントという制度がなんか始まりそうな話がちらほら出ているんですけども、先ほどチラッと聞いたら住民税務課ではなくて総務課なのかなという話もお聞きしてたんですが、現時点でこのマイナンバーカードのポイント制度が始まるということの、東峰村がどういった準備を進めているのか、ご説明をお願いいたします。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	マイナーポイントの関係でございますが、2月に担当者の説明会がありまして、概略の説明があったということでございます。まだ詳しくは説明がなかったということでございます。
委員長	6番 高倉委員
6番	すみません。先ほどのふるさと納税の件で、1,918万なんぼって言ったですかね、それは、この中から例えば返礼品とかそういったものを除いた額が、この金額なんですか。これが正味村に入った金額なのかを聞きたいと思います。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	今さっき言った金額につきましては、村に寄附された金額でございます。また経費は別ということになります。
委員長	7番 長澤委員
7番	主要事業説明書の18ページのごみ袋が306万円の収入ですね。 それとですね、予算書の125ページ、15節環境衛生費、これは、保健のほうになるんですかね。ごみ袋作成費というのが187万。 予算書125ページの4款1項3目環境衛生費の15節、ごみ袋作成費187万、一緒にいいですかね。 差額は結構あるんですけど、この差額は売ってるお店とかに落ちているんでしょうかね。
委員長	長澤委員、歳入と歳出を一緒に数を言っておりますけれども。 最初に言われた300万は雑入です。それで歳出の分はごみ袋作成ということですので、歳入歳出別々ですから対比はできないのかなと。 7番 長澤委員
7番	説明書の18ページは収入になるわけですよ、結局。同じごみ袋を作成するのに187万かかったということでしょう、結局。それはいいですか。 だから差額はね、地元にお店に入るのなら、私は問題ないと言ってるだけなんです。
委員長	住民税務課長
住民税務課長	収入につきましてはですね、青い袋が500円、ピンクの袋が30リットルぐらいと思うんですが、300円で売っております、その収入とですね、この支出の分につきましては、ごみ袋作成代の187万円につきましては、そのごみ袋を作成するための予算でございまして、これが結局1年間で同じ量無くならずですね、在庫として翌年になる可能性もございますので、そのままその収入としては一概にならないということでございますが、よろしいでしょうか。
委員長	質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結します。
散会	
委員長	これもちまして、本日の予算審査特別委員会は終了します。 明日3月10日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。 (15時55分)

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和2年3月10日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和2年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和2年3月10日開議

日程第 1 議案第12号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 2 議案第13号 令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席委員数は、10名です。 定足数に達していますので、9日に引き続きまして、予算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 昨日に引き続き、質疑を行います。 農林観光課の質疑に入ります。 所管のページにつきましては、お手元に配布のとおりです。 質疑はありませんか。 6番 高倉委員</p>
6 番	<p>事業説明書の41ページ、農村環境整備事業費の中で、竹地区水利調査というのがあります。それとその下に、ため池ハザードマップ作成業務ということで1,300万も金額を出しております。 特に、ため池ハザードマップ作成業務というのは、具体的にどのようなことをするのか教えていただきたいと思います。</p>
委員 長	岩橋係長
農林観光課係長	<p>こちらにありますため池ハザードマップ作成業務というのはですね、昨年ですかね、ため池に関する法律というのが施行されております。その中でですね、最近の災害関係で、ため池等の被害等ですね、下流域等に大きな被害が起きた。そういったところの観点からですね、ため池が決壊した場合こういった災害が起こるのか、こういったマップを作ってですね、住民の方に周知をするというような事業になっております。</p> <p>こちらのほうにつきましては、国のほうの支援というか補助等を受けてするということになっております。</p> <p>歳入のほうにもですね、これに係る分の予算等を計上させていただいているところでございます。以上です。</p>
委員 長	<p>それともう1問、一緒に質問があったですよ、竹の水利の関係の。 農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>竹地区の水利調査と申しますのは、竹地区の棚田につきましては、棚田百選等に選ばれております。そういった中で、現在、竹地区の棚田をもとにいろいろな事業を展開しているところでございます。</p> <p>そういった中で、従来から竹地区では水利不足がずっと言われております。また、昨年の11月末から集落座談会等を行ってきております。その中でも竹地区の集落営農を考える中では、どうしてもこの水利問題を解決しなければ、竹地区の営農は考えられないという意見が大半を占めております。</p> <p>そういった中で、景観を保つため、また営農を続けるためと、そういった目的で、なんとかこの水利を調査することで、将来の水利を確保できないかということ、今回予算計上して、調査を行うものでございます。</p> <p>水利調査の方法としては、源池調査、あと放射能調査、そういった調査を行って、水が、水脈があるか、そしてさらにどれだけの水量が地下にあるか、そういった調査を今回行おうとするものでございます。</p> <p>費用については、一般財源ということになります。以上です。</p>

委員長	6番 高倉委員
6番	<p>竹地区が毎年水不足で悩まされているというのは、私も承知しております。そういったことで水源調査をするんでということでございます。</p> <p>これは余談ですけども、ついでに温泉も一緒に発掘してもらいたいなど。これはすみません、余談でございます。</p> <p>この下のハザードマップ作成業務というのが、これほどの金額が要るものなのかを、私さつき尋ねたかったんですけど。</p>
委員長	岩橋係長
農林観光課係長	<p>こちらの業務、一応箇所的には9カ所を予定したところで計上のほうはさせていただいております。</p> <p>単純に割りますとですね、1カ所当たり100万ぐらいかかるというところで、こちらのほうですね、予算的なもの農林のほうにもですね、1回いただいたときがありますけど、概ね大体これぐらいかかるというようなこともおっしゃられておりましたので、実際に事業するときにはもう少し下がるのかなというふうには思っておりますけれども、妥当な予算ではないかというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	7番 長澤委員
7番	<p>主要事業説明書の43ページ、6款2項10目森林環境整備事業費で、森林経営管理制度支援事業委託で895万8千円、それから同じく森林環境譲与税積立金895万8千円、同じ金額ですが、これの内容をもう1回説明、これは、荒廃森林との関係があるんでしょうかね。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>これにつきましては、森林環境譲与税が新設されております。令和元年度から譲与されているわけですが、それに基づいて、森林経営管理制度、これも新しい制度ですが、それに基づいて、民有林も含めて手入れの行き届かない森林の管理を行っていくという制度でございます。</p> <p>この金額が二重に計上されておりますのは、譲与税が一旦村に振り込まれましたら、森林環境譲与税積立金に1回積立を行いまして、その後実際にこの支援業務に必要なとなった金額のみを基金取り崩しということで行って、委託料を支払うということになるものでございます。以上です。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>主要事業説明書の43ページ、7款1項1目の商工振興費の中で、今年新規に200万ほど、経営発達支援計画補助金が出されております。これは、計画を作った後に、今後国県、村なりが財政支援等々を行ったりする。そういったことになるのかお聞きします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この制度は新たに小規模事業者支援法に基づいて、経営発達支援計画というものを商工会のほうで作成して、認定を受けているものでございます。</p> <p>この中では、主な事業といたしましては、小規模事業者の販売する商品または提供する役務の内容、保有する技術またはノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容、その他の経営状況の分析、そういったものから、商工会等が行う指導とか助言とか、そういったものをですね、費用が発生してくるわけでございますので、そういった支援等を小規模事業者に対して行うものでございます。以上です。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>今回は計画のための補助ですよね。来年度からは、この計画ですれば村からの補助はないということによろしいのでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長

農林観光課長	<p>この小規模事業者支援法自体はですね、単年度で終わるものではないので、次年度以降も継続していくことになろうかと思えます。</p> <p>また、この費用について、今回200万計上しておりますが、実績に基づいて支払うこととなりますので、それ以内で数値としては収まるものであろうかと思っております。以上です。</p>
委員長 2番	<p>2番 梶原委員</p> <p>42ページ、一番下の6款2項2目林業振興費の中で作業路開設補助金、8,000m、336万、それから水源かん養事業補助金のことについて、お尋ねいたします。</p> <p>どちらも朝倉郡森林組合ということですので、森林組合のほうに補助が行くと思うんですけども、下のですね、水源かん養事業補助金というのは、これは伐採あとの植栽のですね、杉、ヒノキ、そういったものの植え付けだと思うんですけど、それで間違いないですかね。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>これにつきましては、委員ご指摘のとおり、水源地域において間伐または下刈り、そういったものを行ったことに対して、補助金として行っているものでございます。以上です。</p>
委員長 2番	<p>2番 梶原委員</p> <p>開設補助金の中でですね、当然作業路をつくる時には、急傾斜のときにはジグザグに上って行くわけですけども、29年の災害のときにですね、作業路が非常に掘られて土砂が、どこでもそうですけども、縦側につくった作業路ですね、これが長くなればなるほど影響を受けてから、もう林道にガバッと出てきて、もう全然通れないと。それから、側溝を全部埋めたという事実がございます。</p> <p>ですから、横のジグザグの分はいいとして、その縦のですね、作業路、長い作業路をするときには、そういうですね、森林組合のほうに、水切りと、それから、林道からすべて20mぐらいはコンクリート舗装化によって、そういう崩壊を防がないとですね、毎年このことが起きております。</p> <p>その度にですね、当然自分たちの金を使って、それをやらなきゃいけないという形になっております。これは、受益者負担ということによってやっておりますけども、中山間地とか、そういったものを使うこともありますけども、そういう制度になっておりますので、その辺森林組のほうにですね、こちらのほうから補助金を出すときに指示はできないものかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>作業道につきましては、以前からですね、そのようなご指摘を数回受けております。森林組合のほうと何回か話をした経緯はございます。</p> <p>実際にこの事業が終わって、写真等で事業の実績を確認し、補助金として交付しているわけですが、つくった段階ではですね、まだきれいなわけですね。なかなかその後の被災状況がどうなるというのが想定できない場面がございましたので、今後においてそういったご指摘を、またさらに受けているということ、森林組合のほうと協議を重ねたいと思っております。以上です。</p>
委員長 5番	<p>5番 高橋委員</p> <p>主要事業説明書の42ページ、6款1項19目棚田保全基金事業費、企業版ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。それに伴う棚田保全事業についてですね。</p> <p>地域再生計画のほうをちょっと今一度読ませていただいてですね、農林観光課の説明の中では、この補助金の事業自体は村全体で使うものという部分でご説明受けたかと思えます。</p> <p>読んでる部分ではですね、そうなのかなというちょっと疑問があるので、ちょっと</p>

	<p>疑問になる部分読み上げていきますと。</p> <p>4の1、地域の現状というところにおいては、中頃ですね、農事組合法人東峰村農業生産組合による営農組織の法人化を図り、日本棚田百選に選ばれた竹地区の棚田約11haを中心に棚田米の流通や商品の6次産業化によって活性化を狙っている。</p> <p>4の2の地域課題のほうに移ってもですね、現状棚田は過疎化により現状を維持することが困難になりつつある。特に竹集落においては、日本の棚田百選、国定公園等々観光資源が多い地域であるため、平成11年に棚田百選指定をきっかけに竹棚田景観保全委員会を集落全戸で組織し、棚田の農業体験や火祭りなど、棚田の保全や交流活動をボランティアで継続してきた。しかし、竹集落の高齢化率は現在、等々で、景観の保全が難しいといった課題がある。</p> <p>目標の部分でもやはりそういった部分ですね、最後のほうでも竹地区を中心とした活動をしている地元任意団体竹棚田景観保全委員会や東峰村農業生産組合で受け入れ可能であるというふうな部分で、竹地区のことを中心に書かれております。</p> <p>この使う補助金の内容自体が、全域という域内にありながら、この計画の中では竹集落のほうを中心に運用されていくのかなという読み取りができるんですけども、実際のところ、現状ではどういうふうなこの補助金の使い方を考えられているのか、今一度ご説明をお願いいたします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この地域再生計画につきましては、棚田を代名詞として出しております。</p> <p>そうした場合に、やっぱり竹地区がですね、棚田百選に選ばれているということで、この再生計画の中では竹地区を重点的に表現しているわけですが、実際に、この企業版ふるさと納税を活用した場合の事業については、この地域再生計画を基本として、さらに本村内の棚田地域、棚田地区、鼓地区から宝珠山全域が棚田の対象になるかと思っております。</p> <p>そういったところで、農業生産法人、ライスセンターのほうで事業展開をやっていたかどうかと思っております。</p> <p>そういった棚田を維持していくためには、小さい機械とかですね、そういった購入費用も充てることができるし、あと、さらにですね、収穫祭、そういったものを行っております棚田守り隊とか、そういったところとの連携とか、そういった費用にこの費用を充てることができるものでございます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>全体で使えるということで、その中で、今説明があった鼓より南という部分で、小石原地域のあり方というのはどう捉えればいいのでしょうか。全くこの範疇にはないという設定でよろしいのか、というのがまず1つ。</p> <p>ライスセンターのほうを中心にですね、今後農業を担っていくということで、中心になっていただいて結構なんですけれども、実働的な部分、集落営農組合各地区ある部分であったり、中山間地域の直払いのですね、団体等がある部分の動きというのがあると思います。</p> <p>ライスセンターのほうを返す部分ですね、今、宝珠山地域は農業振興地域の活用をしておりますが、そういった部分の集落営農での活用とか、そういった部分の検討もされているのでしょうか。あくまでもライスセンターが使うという、要は、実施するという事で検討されているのでしょうか。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、最初の、小石原地区が対象になるかということでございますが。</p> <p>小石原地区はご存じのとおりは場整備ができて、大型機械等での作業が可能でございます。</p>

	<p>中山間地域に指定されている地区もいくつかございます。その中で農業生産組合が受託作業とかを行うことがあればですね、その地域も棚田として対象になるかと思えます。</p> <p>また、営農組合等が、この補助金の交付の対象にならないかということでございますが、この補助金の交付先についてはですね、農事組合法人、農業生産組合、いわゆるライスセンターを対象に交付するという要望を、今後定める予定でございますので、営農組合のほうがそういった事業の対象にはならないことになろうかと思えます。以上です。</p>
委員長 5 番	<p>5番 高橋委員</p> <p>今の答弁の最後の部分に関しては、それは全然理解できることなので、直接集落営農がこの補助金を使うというわけではなく、農事組合法人がまず受け手になった部分で、そこから集落営農に、その必要な部分の、要は、農事組合法人からの補助というかですね、そういったやり方もあるのかなという部分で質問をさせていただきました。</p> <p>その部分の回答とこの全体の概要、要は、行う事業の中に棚田保全、物産加工販売活動、都市部企業との体験交流、宿泊施設運営活動、PR活動、5つの事業を行いながらとあるんですけれども、農事組合法人はどこまで事業を広げられるのかなという部分があるんですけれども。</p> <p>宿泊施設運営活動まで農事組合法人がされるのですかねというのと、今、この棚田保全以外の部分に関しては、ふるさと村が実質担ってきた事業じゃないかなと思うんですね。その辺の確認、最初の要は、補助金の使い方の部分とこの最後の5つの事業について、説明をお願いいたします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、最初の質問でございますが、営農組合との連携と申しますか、農事組合法人、農業生産組合のほうは職員数も限られております。その中でこれだけの事業展開が実際にできるかという、それは難しい可能性もございますので、当然営農組合とですね、一緒になりながら事業をやっていくことはあり得るかと思っております。</p> <p>それから、5つの事業ということで、棚田保全、物産加工販売、そういったものがあるわけですが、確かに宿泊施設運営活動、この言葉がこの事業の中に出てきておりますが、これはあくまでも可能性として捉えていただければと思っております。</p> <p>特産品の加工については、現在岩屋の加工施設等で柚子胡椒、味噌、そういったものをですね、ライスセンターのほうで行っております。荒廃農地を防ぐために、また柚子の植栽とか。そういったことも可能になってくるかと思っております。以上です。</p>
委員長 6 番	<p>6番 高倉委員</p> <p>同じく事業説明書の43ページをお願いします。</p> <p>商工振興費の中で、弟子入り支援事業、それとその斜め下の雇用創出促進補助というのがあります。これは、昨年の実績はどのようになっているのかを、まず伺いたいと思います。</p>
委員長	和田係長
農林観光課係長	<p>まず、弟子入り支援につきましては、昨年度4件、窯元のほうから申請が弟子入りの関係で出ております。そして、雇用創出促進事業につきましてはですね、事業所から2件ほど出ております。以上です。</p>
委員長 6 番	<p>6番 高倉委員</p> <p>4人と2件ということで、実質これはもう雇われているというか、弟子入りをなされているのか。下のほうは雇っておられるのか。</p> <p>その件数だけを今おっしゃられましたので、そのところを伺います。</p>

委員長	和田係長
農林観光課係長	<p>まず、弟子入りにつきましてははですね、補助対象の条件を満たしております、ずっと弟子入りという形で入っております。</p> <p>そして雇用創出補助金につきましては雇用条件を満たしております、その分で今、継続で働いているというふうになっております。以上です。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>ということは、弟子入りは4人、4件というからどうもこっちが納得できないんですけれども、4人と雇用創出のほうは2名ということでよろしゅございますね。</p> <p>それでですね、では、例えば4人の方、これは180万の中で、1人に対してどのくらいの補助というのか、支援を、これは窯元さんに当然するんでしょうけれども、どのくらいになっているのか、それをお知らせください。</p>
委員長	和田係長
農林観光課係長	<p>弟子入り支援につきましてははですね、家賃補助という形で、最高3万円という形で80%の支出をしております。以上です。</p>
委員長	10番 佐々木委員
10番	<p>44ページ、トーキョーディネーター、これについて少しお尋ねします。</p> <p>この事業案件については、慎重によく検討しながら進めてくれということで、執行部のほうには申し入れをしておりました。</p> <p>ここで現在の状況、それから、ここにある中間報告も確かにありますので、課長の言葉で、今現在、それから、これまでどのような進捗状況、それから、どのような内容になっているのか。</p> <p>というのは、40数名の窯元さんいらっしゃいますので、そういうふうな全部の窯元さんを含めて、どのように考えながら進行しているのか、尋ねたいと思います。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>トーキョーディネートプロジェクトについては、お手元に中間報告の資料を出しておるところでございます。</p> <p>実際に、今行っている内容については、商社の設立というのが最終的な目的でございますので、それに向けてワーキンググループの中でいろいろの課題を出しながら、今後の方針等を協議しております。それと併せて、プロモーション事業を行うというのが元年度の事業でございました。</p> <p>そういった実績についてははですね、残り3種類の資料等でご確認いただければお分かりいただけるかと思っております。</p> <p>次に44軒の陶器組合加盟の窯元に対する周知等がどのようなものかというところでございますが、そういったバイヤーとのですね、展示会と申しますか、そういったものについても、やはりすべての窯元がですね、出展することは難しゅうございます。あくまでも陶器組合を通じて希望者を募っていくというのが、この事業の進め方でございます。</p> <p>3月に予定しておりました国立博物館での展示即売会についても、希望を募ったところ10件の販売希望が出ておりました。事業については、国立博物館のほうに現在閉鎖されておりますので、事業の実施には至らなかったところでございます。</p> <p>この事業は元々ですね、このトーキョーディネートプロジェクトで、当初計画していた事業ではありませんでしたので、今回の委託業務には、新たに加えられたような事業でございます。</p> <p>そういったところでございますが、今後の事業展開の中では、やはりですね、もう少し数多くの窯元に周知していく必要もありますし、理事会等の中で、各窯元、受け持ち窯元への周知等もお願いしているわけですが、なかなかその連絡網がですね、確</p>

	立されていないところがございますので、今後についてはもう少しですね、委託業者なり、また協力隊もおりますので、そういった方々を活用しながら事業の浸透を図っていきたく思っております。以上です。
委員長	10番 佐々木委員
10番	<p>このトーキコーディネーターについても総会等で承認された経緯があります。これは陶器組合の総会で。</p> <p>今先ほど課長が、44軒の窯元のうち若干足並みと言いますか、44軒、全体的な統一は難しいのかなというふうに、私のほうも今解釈いたしました。</p> <p>この事業、やはり窯元さんの補助対策として頑張ってもらおうというふうな事業でありますので、この事業を通じて窯元さんたちの協力、それから何と言いますか、この事業を使った展開がなければ、意味が少し薄れてしまうような事業になりはしないかなと懸念しています。</p> <p>なかなか東峰村のこの窯業産業のために、これはぜひ頑張ってもらおうと思って、こういうふうな事業の展開をお願いと言いますか、しているものでありますので、そこについては担当課としても十分にこれから周知をしながら、皆さん方の支援と一致団結したところの事業展開を希望をするところであります。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この事業の今後の進め方の中で、やはりそういった考え方がございまして、つい先日でございますが、陶器組合の理事長、副理事長、あとワーキンググループのメンバー、一部の者ですが、そういった方々でございますね、現在委託しておりますオリエンタルコンサルタントと今年の事業の実績についてですね、協議を行っております。</p> <p>今のままの事業の進め方では本当にこの商社設立まで行くのかと、そういった話もあります。</p> <p>またさらにですね、道の駅で全窯元が陶器の販売を行っております。そういったところとの兼ね合いをですね、十分検討しながら進めないと、この事業は確立しないのではないかと、そういった意見が大半を占めておりますので、今後についてはですね、そういったところをもう少し協議を深めながら進めていこうと思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>私もこのトーキコーディネーター事業のところでお聞きしたいと思います。</p> <p>まず、今、佐々木委員が言ったように44軒でございます。</p> <p>一番、私も結構窯元さんたちと知り合いがございますので聞きますと、生産が間に合わない。この中間報告の中の9ページの中に、課題の中で生産量の拡大というのがあります。これが一番私は、逆にネックになるんじゃないかなと。そして、後継者のいない窯元さんもおられますし、非常に今、ほどほどに売れていますのでね、結構そんなに窯元さんたちは心配してないわけですね。</p> <p>そのなかでこういったものを、わざわざ地域商社というものをつくるということに対しては、私はちょっと疑問がございます。</p> <p>それでですね、この中でちょっとお聞きします。</p> <p>また委託料ということで3,700万ほど出ております。これはどこに委託しておるのか、どんな会社なのか。今までに陶器等に関する何かこういったものを立ち上げた実績はあるのか、そこをお伺いします。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>委員ご指摘の、最初のほうのお話でございますが、陶器の生産が間に合わないとかですね、そういった意見もワーキンググループの中では出されております。薄利多売で利益を生むのか、そうではない制度をこのトーキコーディネーターの中ではですね、</p>

	<p>ブランド価値を上げると、そういったところで事業展開を行って、東京ビッグサイトでも、それなりの価格設定をした中ですね、バイヤーとの交渉を行ったりとか、そういったものを設けているものでございます。</p> <p>また、次年度事業について、どこと委託契約を行うのか、これについては現在のところ白紙状態でございます。元年度はオリエンタルコンサルタントと行いましたが、先ほど佐々木委員の説明の中でも申し上げましたように、理事長、副理事長と話していく中で、今のままの事業で商社設立まで本当に可能なのかと、そういった意見も出ておりますので、現在の委託先でありますオリエンタルコンサルタントに対しても、来年度の事業については、また、例えば新たなプロポーザルを行ったりとか、そういったこともあり得ることは伝えております。</p> <p>ご質問の、そういった経験があるのかどうか、そういったところについては、お答えが難しいところでございます。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>同じくトーキョーディネーターに関してです。</p> <p>課長の答弁で、もうかなり大がかりに変更になる可能性があるという部分にも踏み込んでいくのかなと思うんですけども。</p> <p>この要は、地方創生の交付金を得ておりますので、KPIというか、求められる形として、最終的にやはり地域商社をつくらないと、この補助金に対しての回答として、今後会計検査と言いますか、部分の対象にあたるのかどうなのかという部分、ちょっと危惧してしまうんですけども。必ずしもこの地域商社をつくらなければならないようなものになっているのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	和田係長
農林観光課係長	<p>トーキョーディネーター事業につきましては、KPIとしてですね、観光人口の増、陶器額の増、製造者の増というような形でですね、KPIを出しております。それに向けて地域商社が必要であるのではないかとこのところであげております。</p> <p>これについては、地域商社若しくはそういったKPIを達成できるような計画を上げればよいかとは思っております。絶対地域商社が必要かという、違う組織になる可能性もあるかと思っております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>そうすると、一旦ここ止まったほうがよろしいんじゃないかなと。立ち止まってもう一度この事業自体が本当に必要なのかどうかという部分を一旦見極めていかないと、私たちもやはりその地域商社をつくっていく、そのプロセス的な部分でこの3年間を見てきた部分もあるかと思えます。</p> <p>その最終目的が変わってくるのであれば、やはり一旦この事業を立ち止まってみながら、どういうふうな方針にしていくか、もう一度分かった段階で進めていっていただかないと、ちょっとこの予算消化に関しても、このまま進めていっていいのかなと思うんですけども。</p> <p>もう一度どやはり方向性というのをはっきり示していただいてから、この新しい年度、再スタートを切られたほうがいいのではないかなとちょっと、今までの事業をこういうふうにするというのから、ちょっと変わってくるんじゃないかなという部分で、実情を踏まえた部分、もちろん陶器組合の現状であったり小石原焼の窯元さんたちの現状を踏まえて、今の方向性のままでいいのかというのが出てくるのは、致し方ない部分でもあると思うんですけども。そのコンサルとの兼ね合いの部分ももちろんあると思います。</p> <p>なので、その辺をもう1回フラットに考え直してもいいのではないかなと思うんですけど、その辺新年度、令和2年度に、もう一度どういう段階から始めるのか、お尋ねし</p>

	ます。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今、係長のほうがですね、地域商社でない道もあるのかなと申しましたけども、それは、あくまでもこの地域商社という考え方で、陶器組合の中に販売部門を設けることで進めることもできるんじゃないかと。そういったことで新たに法人を設立する、しない、そういったところを検討しているところでございます。</p> <p>そうした中でワーキンググループまた理事会等の中でもですね、この販売部門を設けることについては全員同じ考えを持っておりますので、現在進めております地域商社の設立を目標としているところにはですね、変わりはありませんので、K P I 自体が地域商社設立1社、そういったK P Iにはなっておりませんので、そういったところで次年度の取り組みはですね、行っていききたいと思います。</p> <p>4月からすぐにですね、現在の業者と随契でいくとか、そういったところはですね、現在考えておりませんので、予算はこのように計上しておりますし、内容についてはですね、もう一度熟考しながら発注は行いたいと思っております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>このトーキコーディネーター、最後に工事請負費、事務所の建設になっております。今の話を聞いていると、別個に建屋を建てるみたいな部分で、最初の事業説明を聞いておりましたが、今の伝産館あたりの内部につくる方法も1つなのかなと。今だいぶ老朽化も進んでいるので、そのうまく改修的な形の意味合いというものもあると思うので、こちらのほうも、必ずしも別個建屋を建てないといけなと、そういう決まりがあるわけではないとの確認させていただきたいんですけども。</p>
委員長	農林観光課長
農林観光課長	<p>事務所についてはですね、やはり当初、元年度予算の当初計上した段階からですね、どのように考えていくか、これは、元年度自体には具体的に協議はまだ行っていません。</p> <p>事務所をどこに設けるか、伝統産業会館内部でいいのか、別途に利用するのか、あとダムの里交流館ですかね、小石原小学校跡、そういったところを将来活用するのであれば、とりあえず仮設の事務所でもいのではないかと、そういった考え方もありましたので、2年度中にはですね、この方針が決まれば事務所を設置したいと思っております。</p> <p>小石原庁舎も一部空いておりますし、当分そこで事務が執れるのであれば、その方法もあろうかと思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>44ページ、一番下の観光事業費の中で、これも一番下ですけど、東峰村地域振興イベント支援助成金、イベント拡充支援事業というのがあります。これは、例えばどういことを想定して支援していくと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。</p>
委員長	和田係長
農林観光課係長	<p>まず、質問がありました地域振興イベント支援助成金につきましては、既存の岩屋まつりやほたる祭り、高木祭り、福井祭りと、そういったですね、既存の行っている祭りについて補助を出しております。</p> <p>また2番目の質問で、イベント拡充支援事業につきましては、通常行っている事業プラス別のですね、今までPRをしてなかったところにPRを行ったりですね、外国人の通訳を付けたりとか、そういった追加の事業に対しての支援という形で、支援事業を設けております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員

5 番	<p>事業説明書の45ページ、7款2項3目観光施設管理費についてお尋ねします。</p> <p>現在、ぼーん太の森の指定管理の公募も行われました。次年度に係る部分をお聞きしたいんですけども。</p> <p>東峰村としては初めて指定管理者選定委員会の中で、事業者を選定するということになったかと思います。3者出ていると聞いておりますが、その中で、どういった選考内容をされるのか。</p> <p>要は、この前の旧小石原小学校の中では点数制等を用いてですね、いろんな項目に関して点数を付けたり、そういったことによって事業者が決まっていた経緯等がありますが、今回この指定管理の選定にあたっては、どういうふうを選定が行われるのか、お尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>指定管理者選定の委員会運営につきましては総務課が所管しておりますので、プロセス等について、現在のところについての部分をご説明いたします。</p> <p>指定管理者選定委員会につきましては、例規集に書いてありますとおりですね、公募があったときに、その選定について、その選定委員会の中で協議をし、村長に意見を述べるという形になっております。</p> <p>選定委員会で決定するものではございませんが、やはり後々の選定委員会の中での説明責任と言いますか、そういった部分もございまして、先ほど委員さんの話にもありましたように、水源の森交流館等で行われておりますような、プロポーザル的なプレゼンを受けまして、それを点数によって評価をし、その結果を村長のほうに報告をするという形で行いたいというふうにございまして、以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>もう既に提出されている書類等がある中の部分を点数化される範疇にあるということなんですが、ではなく、要はもう、プレゼンテーションされる部分だけがその点数評価になるのでしょうか。</p> <p>あと1つ、現在の指定管理者選定委員会の委員のメンバー、どういう役職の方が入られているかについてもお尋ねします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>当然事前に申請書類を出していただいておりますので、通常のプロポーザルと同様に、その申請書類がちゃんと不備がないとかですね、そういった部分と経費等の試算もございまして、それが現実的であるかどうか、そういった部分も含めて、またプレゼンの中でいろいろと確認をして、評価と言いますか、数値化していくものというふうにございまして、</p> <p>委員につきましては、現在、指定管理者選定委員会につきましては、議会から2名出していただいております。それと識見を有する者ということで、今、完全な充て職ではございませんが、充て職として商工会と区長会と農業委員会ですね、それと村からの部分で、役場経験者として1名、あと教育長と副村長でメンバー構成をしているところでございまして、</p>
委員長	4番 泉委員
4 番	<p>資料の44ページです。7款1項3目です。</p> <p>この中ですね、道の駅のトイレ改修、売店、レストランという形でございまして、これですね、この前私が気が付いたんですけどね、駐車場につきましては県がトイレの修理は、紙代、電気料等は払っているわけです。</p> <p>これについてですね、もう1年以上前から電気のコンセントを抜いてですね、障がい者の施設は冷たい便器に座っていると。そして上にあるわけですね、もう1つ障がい者の施設が、売店の道の駅のほうにある。</p>

	これはですね、電気が入るとるんですよ、普通に身体障がい者の道の駅の売店のほうには電気が入るとる。下の、県ですね、駐車場のほうには、もう1年半もながらですね、この電気を切るとる。このことについては、ご承知おきされておりますかね。
委員長	農林観光課長
農林観光課長	道の駅の、この商工施設管理費に出ている分についてはですね、売り場内、レストラン、そういったところが農林観光課の管轄でございます、駐車場にありますトイレ等につきましては、建設水道課のほうの管理になりますので、その状況については、私どもではまだ把握はしていませんでしたが、先日建設課のほうで話はしておりましたので、横耳に入ったというか、そういったところでございます。以上です。
委員長	4番 泉 守議員
4 番	<p>私もこの議会前に担当課にですね、コンセントを抜いてですね、悪質か何か分かりませんね。しかし、こういったことについては、やはりこの東峰村がするということじゃなくですね、道の駅の駅長にですね、たまには電気が入るとるのか見る。毎日掃除をやっているわけですから、その掃除をする人がですね、電気が入っていませんよって、故障したら道の駅の駅長さんに言えばいいわけです。</p> <p>こういうのはね、でたらめですよ。1年繁茂の障がい者のね、施設に電気を放置してコンセントを抜いていると。こういうことについては十分ね、私もとやかく言うことじゃなく、あなた方に話せばご理解いただけるというふうに考えております。</p> <p>だから、こういうことがないことが、私はさせていこうと、あなた方にですね、そういう報告をしたいと思っておりますけれども。</p> <p>他にもう1つですね、この道の駅のトイレ改修、売店、レストランと、こういう形で計上されておるわけですがけれども、これについてはですね、道の駅のレストランですね、レストランはですね、小石原の人が、たくさんのおそこを貸してくれという要望があったんです。私が当時議員のときに貸してくれと言った。もう私はですね、小石原の人に貸すであろうと思とった。そしたらその当時から、今、課長がですね、おったから知ってると思うけど。しかもですね、甘木の水資源開発のレストランしよった人に貸してしまった。</p> <p>だから、もうですね、ぼちぼち改修したらですね、期限も切れとるしね、もう一度小石原にですね、小石原、東峰村ですか、東峰村の住民に希望を取ってですね、あれはですね、もうここ辺りでですね、東峰村以外の者に貸すことじゃなく、東峰村の人でなくよその人にしっかり貸すんです。</p> <p>我々ですね、東峰村にそして税金をやってる。そうすればですね、東峰村がですね、東峰村の人が借りたいということがあれば、その人に貸すことが前提じゃありませんかね。課長、どう思いますか。</p>
委員長	村長
村 長	<p>申し訳ありませんが、昔のことはちょっと分からないんですけども。</p> <p>今お聞きしましたら、村からの指定管理ではなくて、道の駅での指定管理ということになっていけば、当然道の駅のほうが委託をするという形になろうかと思います。</p> <p>道の駅の役員会等もあっておりますので、その段階でちょっと話を聞かせていただきたいと思っております。</p> <p>どのような経緯でそのようになったかというのもですね、ちょっとつかんでおりませんので、申し訳ありませんが、また報告をさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	4番 泉 守議員
4 番	今、村長からご答弁いただきましたけれども、これはですね、村の第3セクターとしてですね、管理、委託料等もですね、240万も払っているからですね、株式会社だからね、株式会社が利益上げるわけじゃない、株式会社は人間置いてじーっとしと

	<p>ってね、道の駅の販売、そういった野菜やら出して販売で生きていっとるわけ。だから道の駅にね、例えば道の駅が株式会社だから道の駅に任せるじゃなく、道の駅をです、やっぱり村はですね、指導していかなきゃならん、ね。これは株式会社って土地もある、家、建物もある、毎年240万ぐらい貰う。そして修理が来たときには何千万もかかる、出してやる。</p> <p>そうすることによってですね、今の道の駅の株式会社のね、人材でこれやっていけるのかって、やっていけないんですよ。ただじーっとして、役員役員会だけしているだけ。</p> <p>だから、そういう指導をですね、ぜひとも村がですね、村の人にしてもらうんだと。希望があればですよ、なけりゃ別ですよ。村が希望があればですね、してもらうんだと。それはやはり税金を使ってやることはですね、甘木辺りの経営者に持って行って、そのまま持って行って、やるというのは、僕はね、考えられないと思う。</p> <p>だから、そういうことについてはね、やはり今後もですね、考えていただきたいというふうに、できるかできないかは分かりませんがね、ひとつ村長、そういうところも、意見が出ておるといような話は、この株式会社でもやってほしいと思う。</p> <p>もう1点ですね、もう1点あるんですね。</p> <p>この売店の改修費用ということで、全体でレストランとか出ておりますけどね、私はですね、この建設中におりました。そして、もう何度も繰り返して言うたんですね。</p> <p>あそこにですね、売店の金を貰うところ、レジのあるところですね。レジのあるところですね、もう少し広くしてですね、そして買い物をした人がレジで、スーパーやらやっていますが、金を計算して受け取りましたら、次の台か何かには置きまして、そこで買った人が入ってるんです。</p> <p>ところが、今道の駅のところには、計算が1人、入れる人が1人、4人おられる。場合によったら6人ぐらいおる。川崎あたりのね、あれは1人で入ってるんですよ、どんどん。それも魚もある、魚じゃないものもある。</p> <p>道の駅はですね、1カ所に袋を入れていいわけですよ。だから、それをね、やっぱりやれないということも問題ですよ。</p> <p>だから、それがやれないとするなら、今回改造、店、レストランの改造をするならですね、台の1つぐらい置いてですね、買った人に袋に入れてもらう。こうすればですね、人件費も半分で浮くんですよ、1台にレジ2人、2人がセットですよ。3つあれば6人要るんですよ。</p> <p>それをですね、入れてもらえば、その人件費というのはね、今後とも道の駅はですね、発展をしていくと思う。売り上げも良くなっていく。売り上げても人件費に引かれればマイナスになる。</p> <p>だからそういうところをね、村長やっぱり考えていけば、指定管理料とか、そういうのを以前から上げれということじゃなく、店ですね、今の店のやってるものを改善してですね、少しでもやはり道の駅が、売り上げが残るような方法を考えていくべきではないかと。</p> <p>だから、なかなかですね、大きい杉の木を使ってるから、なかなか難しいところもあるだろうと思います。しかし、そういう面もですね、やはり売り上げを目的としてやっていくとするなら、よそのスーパーみたいに、買い物して計算したら自分で袋に入れるというような場所をね、作ってやることも必要じゃないか。</p> <p>私も敢えて言う、ここの予算に出ておりますのでね、一言だけこういうことで申し上げたわけです。そういったことについてですね、思い出したときにはご検討させていただきたいというふうに思っております。以上で終わります。</p>
委員長	泉委員、答弁はよろしいですね。

	ないようですから、建設水道課に移ります。
休憩	
委員長	10時45分まで休憩します。 (10時33分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10時45分)
委員長	引き続き、建設水道課に移ります。 所管のページはお手元に配布のとおりです。 質疑はありませんか。 6番 高倉委員
6番	事業説明書の46ページ、水源地域整備事業、旧小石原小学校のことなんですけれども、これは予算に直接関係あるわけではないんですけど、ちょっと関連があると思ってお聞きいたします。 これは村長にお伺いいたします。 昨年の12月23日にこういうふうな記事が出ております。「東峰村予算上限3億円の公募事業に疑義。公開プレゼンで不自然な採点結果」というふうなことが記事になっております。これは非常に東峰村としては、私は恥ずかしいなと思っております。この中で、少し読ませていただきます。 選定委員による不自然な採点結果、意図的に特定の応募者を低く採点したとしか思えない結果に、関係者からは不自然であり公平公正とは言えない。応募者を馬鹿にしているのかという声があがっておりますと。 これは、当然村長もご存じだと思います。このことに対してどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。
委員長	村長
村長	その記事は2回にわたってですね、出ておまして、3回だったっけ。 その真意を、どういうことかということで、また、目的が何なのかということにつきましても、ちょっと考えさせていただいたんです。 それともう1点は、この問題が、どういう記者さんで、どういう、先ほど言いました意図等を持っているのかということで、一応朝倉支所のほうにもご相談等はさせていただいておるところであります。 結果的に、それ以上のことはなかったということで、今はその件については、対応等は取っていないというところであります。
委員長	6番 高倉委員
6番	これは2回目にしないでください。 村長、私が言ってるのは、対応のどうのこうのじゃなくて、こういった記事が出たことに対してどのように考えておられるのか、そこをお伺いしたかったんですけど。
委員長	村長
村長	記事につきましては、それぞれの何と言いますか、担当者と言いますか、そういった人たちの思いで書いたことだろうと思っております。 それにつきまして、先ほど言いましたような村としての対応、そういったものも取らせていただいたということです。
委員長	6番 高倉委員
6番	これはあくまで私の推測ですので、誤解があったら謝りたいと思います。 この採点の中で、ただ1人、もう本当にひどい採点の付け方をしている人がおられます。こういう人がおる、審査員の中に入るということは、村長はどのように考えま

	<p>すか。</p> <p>これはもう審査員が付けたんだから、私は関知せんというふうなお考えなのか、それをお伺いします。</p>
委員長	村長
村長	<p>審査員の方が、どのような理由でその審査をされたかというのは、それはその審査員の方の考えでしょう、と思っております。</p> <p>したがって、それを村長がどうこうということはですね、できるものではないのではないかと思います。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>この件に関しては最後にします。</p> <p>村長がどうこう言えというんじゃなくて、村長さんの思いを私は聞きたかっただけです。</p> <p>それとですね、私が察するに、これは、この企業に、応募したところに、ある人がかかわっておるから、その人が嫌いだからというふうな考えで、こういうふうな点数を付けたんだろうと、私は勘ぐっております。非常に申し訳ないですけど。</p> <p>やはりこういった公平公正ということに関してはですね、やはり委員になられた方は、そこにかかわっている人が嫌いだからとか、そういったことで判断するべきではないと、私は考えております。</p> <p>それで今後ですね、このような公募があるかどうか分かりませんが、そういった場合はやはり、誰々がかかわっているから嫌いとか、あいつのところは駄目だとか、そういう個人的な考えじゃなくて、やはり公平公正な目で審査していただきたいと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>推測ですがという発言のもとに述べられたと思っております。</p> <p>当然審査の方も、やはり自分の今までの経験、それから体験等に照らし合わせて、公正な審査をされたと私は思っております。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>主要事業説明書の48ページ、8款4項2目住宅建築事業費、猿喰の住宅の建築であろうと思います。</p> <p>産業建設常任委員会の際の資料をいただきまして、そのとき入札不調によりできなかった。そして今回また改めて出す。それに伴う入札不調の原因が分かれば、それと今回改めて計上する中で、変更点はあるのか、お聞きします。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>入札を凶った時期が1月ということもございまして、村内でも村民センターのトイレの改修工事等も重なっていたことも、1つの要因かなとは思っております。</p> <p>また今回、入札新たに令和2年度に予算計上させていただいておりますけれども、外構部分とか、少し形状を変更しましてですね、改めてチャレンジと言いますか、入札をさせていただきたいと思っております。</p> <p>4月早々行いまして、どちらにしても令和2年度につくるものですから、早く完成させまして、入居希望者の方にですね、対処してまいりたいと思っております。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>課長答弁で、早めにつくりたいということでございますけれども、工期は2年度中ということでよろしいのでしょうか。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>令和2年度中には完成をと思っております、実工期としては5カ月あればですね、所管課としてはイメージしておりますけれども、そこは施工計画の打ち合わせ等で判断</p>

	してまいりますけども、令和2年度中の完成を目指して進めていきたいと思えます。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>予算書の157ページ、11款1項2目公共土木施設災害復旧費に関する部分です。</p> <p>令和2年1月17日の産業建設常任委員会の折に、公共災そして6目の地域防災がけ崩れ対策事業も含まれますが、公共災と地がけ事業のほうで、今後分筆所有権移転登記のほうに約1億ほどの費用が発生するという報告がありました。</p> <p>実際に、今回説明があった部分が、どういうふうはこの予算に計上されているのか、その予算の財源の部分ですね、どういうふうにあてがわれているのか、ご説明をお願いいたします。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>その予算計上につきましては、157ページをご覧くださいと思います。</p> <p>11款1項2目公共土木施設災害復旧費の委託費、この枠の下2つでございます。路線用地確定測量それから路線用地確定測量登記事務費、それから158ページの6目地域防災がけ崩れ対策事業の12節800万円というふうになります。</p> <p>そもそもこの事業につきましては、公共の土木施設であることが前提に国庫補助事業を受けての復旧若しくは防災工事というふうになっております。</p> <p>ということになりますと、公有地化、村有地化をさせるということで、計上ということをさせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、補助事業というものがございませんので、先ほどの公共土木施設災害復旧に関しましては、単災の起債を充てさせていただきまして、財源としたいというところでございます。</p> <p>ただ、6目の地がけ事業、いわゆる地がけでございますが、こちらには財源ございませんので、一般財源ということで8カ所の分筆登記、筆は8筆とは限りませんが、8カ所分の公有地化ということで計上させていただいております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>公共土木、公共災のほうはですね、単災を使われるということで、最初のこの産業建設常任委員会の折には、令和2年度以降適宜この辺を行っていくという話でした。</p> <p>今、令和2年度の予算の中では5、000万程度の部分で上がってきていますが、残り、大体この公共災、地がけに関してはもう8カ所と言われたので、これまでかなと思うんですが、残りどれぐらいの分筆登記で費用が発生するのか、現時点で分かる範囲でお示しいただけないでしょうか。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>委員ご発言のとおりですね、産業建設常任委員会の折に概算で1億ということで説明をさせていただいております。地がけはやはり8カ所で、この800万何某で対応できるかと思えます。</p> <p>公共土木施設災害復旧に関しましては、現在工事中で、そのエリアを確定させるというようなこともございますので、補正となるのか翌年度の当初予算ということになりますか、その辺り担当と打ち合わせながらですね、進めさせていただきたいと思えます。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>先ほどと一緒に46ページ、水源の森地域整備事業の今度は予算のことでお聞きします。</p> <p>この水源の森交流館の中で5、000万ほど付帯工事ということで上がっております。これは、以前になかったのではないかなと自分は認識しております。</p> <p>こういうことも含めて、現在どのような状況なのか、どのように進めておるのかを</p>

	お伺いしたいと思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>小石原小学校の改修設計につきましては、昨年7月から優先交渉権が決まりまして、その方と交えてですね、設計を進めてきております。</p> <p>今19名の農泊推進協議会の皆さんと協議会を立ち上げておりますけれども、これまで1月17日、先日も開催をして、今時点の設計内容につきまして、協議と言いますか、報告さし上げております。</p> <p>その中で、やはり事業費についての精査がまだ間に合っておりませんでして、例えば、もうちょっと公園化とか、または内部がよく分からないとか、そういったところのご指摘をいただいているところでございます。</p> <p>また、1月17日のときにも、平成26年度から28年度の水源地域プロジェクト委員会の委員長でありました柴田先生のご意見もですね、聞いてみてはというご意見もございましたので、つい先日、先週水曜日3月4日の日にですね、柴田先生に現地にお越しいただきまして、設計についての、細部のチェックと言いますか、そういったところのアドバイスをいただいたところでございます。</p> <p>先生のほうからは、今の小学校校舎が残しているですね、昔ながらの形と言いますか、風情と言いますか、そういったものを残して設計に努めてはどうかということをお願いしておりますので、その点を踏まえて、今、鋭意設計をしております。</p> <p>もう一度第9回の農泊推進協議会の場を用いてですね、皆さんのほうにご説明してですね、設計を終わらせてまして、工事発注に努めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>農泊審議会とか、そういった先生方のご意見を伺うというのも分からないことはないんですけど、このプレーメンさんですか、ここのやはりこれから管理していく方の意見を、やはり一番重視していただきたい。村の考えとか他の人の考えとかよりも、そこが一番大事だと、私は考えておりますので、そのところをですね、重々考えて設計とかもやっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今、委員ご指摘のとおりですね、今回継続しての運営というのが一番課題であると、私は認識しておりますので、継続的に運営が叶うように、また事業が効率的に進むように、管理がしやすいようにという観点でですね、設計には反映してまいりたいと思っております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>予算書の157ページをお願いします。</p> <p>11款1項3目の農地・農業用施設災害復旧費に関してです。</p> <p>これも先ほど来からの質問のとおり、産業建設常任委員会の折で説明いただいた部分に対してお伺いしたいと思います。</p> <p>現状、この農災のですね、発注率がかなりあがってきて、進捗進んでいるなという部分はあるんですけども、説明を聞いて少しびっくりした部分で、国庫補助を受けているんですけども、要は、国庫補助をオーバーしてしまう部分、他にも小災害の対象にならなかったりして、結局村単独で行う部分の村単独の費用で行う農地復旧の額が、まだそれ相応残っているという話で、そのときには結局この国庫補助オーバー分と村単独分と合わせると、約2億ほど村の持ち出しと言われる、要は、村単独予算を組まないといけないという説明がありました。</p> <p>現状この令和2年度の予算の中で、その説明された部分が予算にどれぐらい上がってきているのか、まづお尋ねします。</p>

委員長	樋口課長補佐
建設水道課長補佐	<p>委員ご質問の補助外の、要するに小災それから単災といわれる40万円以下という物件でございます。実際には380カ所程度、その補助外ですね、があるところがございますが、いかんせん村内各地に飛んでおりますので、補助債があるところの近くをできるだけ随意契約なりで発注して、今工事等を行っているのが現状でございます。</p> <p>現在の令和2年の予算としましては、予算書の157ページ、14節の1、400万にその部分を入れているところです。</p> <p>すみません、1、400万と上の300万ですね、等を入れているところがございます。</p>
委員長	質問と少しずれているみたいですので、もう一度高橋委員、質問をしてください。
5番	<p>もう一度質問を繰り返したいんですが。</p> <p>まず、聞き方変えますね。2点質問します。</p> <p>国庫補助をオーバーするような工事が発生していたりするという部分で、今回この令和2年度予算の中で、まず国庫補助オーバーする分の予算がいくら上がっているのか。</p> <p>もう1つは、要は、その小災害に当たらないというか、起債対象外の村単独で行うものがどれくらい入っているのか、この2点お尋ねします。</p>
委員長	樋口課長補佐
建設水道課長補佐	<p>委員ご指摘の、まず国庫補助オーバー分がどのくらい入っているかということでございますが、予算書の157ページの14節工事費の上から2段目の29災、それから30災の、この予算の中に入っております、どのくらいというのがですね、今現在、確実に報告できることができない状況でございます。</p> <p>それと補助外の部分はどこに入っているのかというのが、先ほどちょっと触れましたけど、上から3段目の300万と、それから上から5段目の1、400万に、令和2年ではこの予算を上げさせていただいております。</p>
委員長	<p>課長補佐、今答えられないと、数字が出ないということについては、明日でも出るんですか。確認です。</p> <p>高橋委員、その分については、明日数字を答えていただくということでもよろしいですかね。</p> <p>5番 高橋委員</p>
5番	<p>明日答えていただくということなんですが、併せて、2億、2億と言って申し訳ないんですけども。</p> <p>やはり今後どれだけまだ村単独の予算を頭に入れておかないといけないのかという部分の数字、現時点で分かる、この令和2年度分を大体差引いた数字がもし出るのであれば、それも含めて出させていただきたいんですが、今は出ないでしょうか。</p>
委員長	樋口課長補佐
建設水道課長補佐	現在の手持ちの資料ではですね、そこまでできませんので、明日一緒に資料のほうを提出させてもらいたいと思います。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>違う質問です。</p> <p>歳入の部分になりますけれども、19節村債に関してです。</p> <p>先ほど来から単災という部分で、要は単独事業債ですかね、の話が出ております。かなり今この使える災害で、一番有効的な手という部分で担当課のほうからも聞いておりますが。</p> <p>実際のところ村の負担割合ですね、要は起債をしますが、交付税措置分、村負担分</p>

	というのがどういった割合になっているのか、今一度ご説明をお願いします。
委員長	熊谷主査
建設水道課氏主査	<p>単債につきましては、公共災は現年で100%、過年災につきましては90%という充当率になっております。</p> <p>その中でですね、交付税措置のほうがありまして、交付税措置のほうが47.5%から85.5%の間ということで設計のほうはされているようです。</p> <p>ただですね、こちらのほうでは大体8割ぐらいを見込んでいるというようなところになっております。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	8割、上限のほうに行っていたら非常にありがたいんですけども、これが事業する内容によって、要は、交付税措置される部分の率が変動するのか、もう大体東峰村はこの率で定まっているのかという部分、お聞きしたいと思います。
委員長	熊谷主査
建設水道課主査	パーセンテージにつきましては、財政力の補正ということですので、そちらのほうでパーセンテージのほうが決まってくるということみたいです。
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>別の質問で、これを最後の質問にさせていただきます。</p> <p>同じく主要事業説明書の19ページ開いていますので、その村債の部分の緊急自然災害防止対策事業債に関する部分です。</p> <p>災害後に、すごい良いタイミングでこういう国の事業を充てられるというのはありがたい部分ですが、前年度あたりからずっとこの事業を続けておりますけれども、今上がっている、要は、河川の改修以外に検討されている河川というのがどれぐらいリストアップされてあるのか。要は、この事業自体がやはり、そんなに長く続くのかどうなのかという部分もあります。</p> <p>その中で優先順位に沿っておそらく進めているのは分かるんですけども、一体うちの近所の河川は、そのリストに上がっているのか、上がってないのかすらもよく分からないという部分もあるかと思えます。</p> <p>現状で要は、改修の可能性があると河川がどの程度上がっているのか、もし具体的にその名称が答えできるのであればお願いいたします。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>各地区からのですね、区長さんを通じてのご要望とかがメインになってきます。</p> <p>また、今回こういった時限的な制度かも分かりません。まだ延伸されるかも分かりませんが、村としては河川と言いますか、水路と言いますか、そういったところについては、そういった予算を活用しながらですね、地域の安心・安全のために取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>あと箇所数につきましては、先ほど申し上げましたように、今、災害復旧とか行われておりますけれども、やはり家屋が浸水するとか、そういったところをリストアップした中で、また区長さんからのご要望等も含めてですね、現在は小石原地区のえびす川のほうの改良工事に使っておりますけれども、そういった地区の実情を踏まえてですね、取れるところは申し込んでいくと言いますか、予算を狙ってですね、掲げてまいりたいと思っております。</p> <p>今のところ、今リストアップしているところは叶えていただいているかなというところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	要はその、建設水道課として把握している部分と、結局要望している部分が全く一致しているといいんですけども、結局建設水道課が把握しているけれども、住民側

	<p>からまだ要望が出てなかったりとか、そういう部分の差異がおそらくあると思うんですよね。</p> <p>その部分が、要は、要望を出さないとこれが進まないのか、要は、把握している部分を順次進めていくのかで全然考え方変わってくると思うんですよね。</p> <p>その辺あるので、建設水道課がまず、この把握している部分というのを一旦明らかにしていかないと、ちょっと前に進まないのかな。要は、もう要望を出せばそっちが優先されていくのか、どうなのかという話になると、やっぱり一番は危険度愛の優先順位がたぶん優先されるべきだと思うんですよね。</p> <p>そこをやはり早い段階で、一般的に公にする必要はあるかどうかはもちろんあると思いますが、区長会であつたりとか、適切な場でその開示というのをしていくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ご指摘のとおりですね、予算が付かない中でですね、そこをやりますとか言えないところがございます。</p> <p>今掲げているところは、平成29年の出水時において、やはり越水氾濫をしているとかいうところは、私も引継ぎ等で伺っておりました。そういったところを漏れなくも今回掲げさせていただいておまして、予算と言いますか、見込みを、目途を持っておられます。</p> <p>先ほど申しましたように、区長さんから、そういった細部と言ったら申し訳ないんですけども、ここが溢れていたとかですね、そういったところは現地確認いたしまして、例えば、守るべき家屋、浸水する家があるとか、そういったところを見に行った上でですね、所管課としては執行部と言いますか、村長まで含めてですね、この事業債をあてがうかどうか、要求しようとか、そういうジャッジをして取り組んでいるところでございます。</p> <p>採択が叶った段階では、もちろん地元の説明会をしますので、そのときに公になると言いますか、予算が取れない中でちょっと、お伝えするのはどうかなどは、ちょっと思っているところでございます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>いろいろ予算に係る部分なんで、デリケートな部分あるかと思います。</p> <p>最後に、どれぐらいの規模、まだ改修をしていかなきゃいけないのかと、ちょっと想像がしにくいんですね。</p> <p>ぼやけた質問をしますけれども、大体手持ちというか手元で、どれぐらいの数ぐらいの案が検討されるべきなのか、要は、頭の中にはこれぐらいの件数、ちょっとやっぱりストックされている部分があるという部分、言える数字で結構ですので、ちょっと想像できる数字をお示しいただきたいと思います。</p>
委員長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先ほど申しましたえびす川、今着工しておりますけど、えびす川を筆頭に10河川、10本ほどのですね、水路を考えているところでございます。</p> <p>今回予算も要求させていただいておりますけども、その中でも山の神川とか蔵貫川とか、そういったところについては、29年出水で溢れておりますし、または屋敷川とあと天神前川とですね、考えておりますので、大きく言えば10本程度の川、水路をイメージして取り組んでまいりたいと思っております。</p>
日程第2	
委員長	<p>引き続き、日程第2 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」、質疑を行います。</p> <p>ページについては、170ページからです。</p>

	<p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、教育課に移ります。</p>
休憩	
委員長	<p>11時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時20分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時25分)</p>
委員長	<p>教育課の質疑に移ります。 所管のページは、お手元に配布のとおりです。 質疑はありませんか。 7番 長澤委員</p>
7番	<p>文化財のことにしてお聞きしたいと思います。 内野主事は日高氏の後任という形で村の職員になられた経緯があると思うんですが、現在まで月にどのくらいぐらい文化財関係の仕事をされているのか、お聞きします。</p>
委員長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>社会教育とも併せて一緒にしておりますので、半々ぐらいはしているということになっていきます。月のうち半分ぐらいは、半分以上の月もあります。月によって違いますけれども、業務を行っております。</p>
委員長	<p>6番 高倉委員</p>
6番	<p>主要事業説明書の、まず53ページ、青少年事業費の中で大島交流がなくなったということでございますけど、これは、どういった理由でしなくなったのかをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	<p>教育長</p>
教育長	<p>なくなった理由の1つは、大島のほう子どもさんの人数が少なくなったのも当然ですが、合併をしました。宗像市に入ったと思いますが。 それで、これまでこの交流会に、大島村であったときは、そのための予算を組んでいただいていたんですが、合併と同時にその予算がなくなったということで、大島の方たちは自分たちでこの資金を、物販とかそういった形で集めていただいていたんですけども、それがなかなか難しくなったということで、なかなか行ったり来たりすることが難しくなったというように聞いております。そういうことでなくなったということですね、よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>6番 高倉委員</p>
6番	<p>次に54ページ、保健体育事業費の中で、今年オリンピック関連事業(聖火リレー)ということですね、500万というとても大きな金額、これなんか距離にして1.2kmとかいう話ですね。 これは聞いた話では、電通というところが請け負ってやるだろうと思いますけれども、これ単純にですね、この500万というお金が村に来るのであれば、それこそ村の消防団あたりをお願いしてね、警備とかできてするんじゃないですか。そしたら消防団のほうに500万とは言いませんけど、かなりの金額は私はやってもいいと思うんですけど、わざわざよその、外部のところね、お金を落とすというのが、以前から私言ってますけど、そういったことはできないのですか。</p>
委員長	<p>阿波係長</p>
教育課係長	<p>高倉委員おっしゃるように、金額的にかなり大きい金額ということで、県のほうか</p>

	<p>らですね、以前お渡ししました、皆様のほうに概算費用ということでお渡しをさせていただいております。</p> <p>こちらのほうが、一応当初予算用ということでいただいた分で、こちらのほうの制服警備員の中に雑踏対策で48名と上がっておりますが、その辺りについては、県のほうとも協議いたしまして、スタッフについては村の職員、あとは消防団のほうで対応させていただくという形で、この分の金額等については、減額じゃあませんけども、省いていこうかというふうに、県のほうには要望しておるところです。</p> <p>その後ですね、2月の末に県のほうからまた最新の概算の費用の、まだ随時ですね、県警とか協議していますので、額は固まっていないです。その時点では48名で110万円と上がっていた分については、一応省いていただいているような形になっております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	48名で110万、省いてもらっているということは、それはどういうことなんですか。それは、例えば消防団とか出てくれた人に、村のほうに落ちるといいますか。
委員長	阿波係長
教育課係長	<p>一応こちらの48名で、単価が2万3千円となっております。こちらのように、仮に電通さん、県のほうに委託した場合にかかる分でありまして、村のほうでスタッフなりを用意した分については、このお金が入ってくるという類のものではございません。</p> <p>結局、この2万3千円という分が、実際もう経費としてかからないというだけでありまして、この金額が村に入ってくるというものではございません。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>3度目ですので最後ですけど。</p> <p>例えば、地元の人を使ったのに、単純に2万3千円というのが村に入ってくるというの、全然理屈が合わないじゃないですか。</p> <p>逆に出てくれた人に賃金として払うというのであれば、それは良かったねと思いますけど、それが、じゃ出てもらう人には、どういうふうな形でお礼というか、ただのボランティアでお願いするわけですか。</p>
委員長	係長、分かりやすい説明をしてください。 阿波係長
教育課係長	<p>一応ですね、この2万3千円というのは、外部に頼んだ場合にかかる金額でありまして、村内の方に頼んで2万3千円発生するというものではございません。</p> <p>ですので、今回も県のほうから、市町村のほうでスタッフなり青年団、あと消防団ですね、委員さんおっしゃられる。のほうに依頼した場合には、当然、職員については、もう費用は発生しませんけども、消防団なり、あと村民の方ですね、今考えていますのは青年団のほう等をお願いしようかと思っておりますが、そちらについては、当初予算のほうに日当という形で、1千円という形で上げさせていただいております。</p> <p>ちょっと金額が少のうございますが、1千円、日当ということで計上させていただいております。以上です。</p>
委員長	7番 長澤委員
7番	<p>予算書の158ページ、10款6項12目委託料、これは阿蘇火砕流の埋没して出土した樹木のことではないかと思いますが、現在どこにあつて、今後どのような取り扱いになるのか。それと県指定になるのか、国指定になるのか、そういう説明をお願いします。</p>

委員長	内野主査
教育課主査	<p>まず、来年度の委託料についてなんですけれども、阿蘇4の天然記念物緊急調査の、阿蘇4の事業に伴うものでございまして、主になりますのが、まず30年度に発掘をいたしました発掘調査地の、今年度埋め戻しが終わっております。</p> <p>来年度の委託につきましては、棚田の田んぼの1段上の分の田んぼにトレンチといって溝を掘らせてもらいまして、阿蘇4火砕流がどこまで広がっているかというのを、分布確認というものが1点ございます。</p> <p>もう1点が、すべての事業につきましての報告書作成業務になりまして、報告書の図面作製であるとかレイアウトの構成と、あとその中に印刷も含んだところでの委託料になっております。</p> <p>あと指定につきましてはですね、文化庁の技官とも協議をしております、国指定を目指すというところで、今動いておるところでございます。</p> <p>なので、来年度の報告書の完成をした後に、国のほうに意見書を上げるように考えております。以上です。</p> <p>あと埋没樹木の保管場所についてでございますが、29年度当初に出ていた一番大きな状態の良いものにつきましては、小郡にあります県の九州歴史資料館のほうに保管をしております、その他のものにつきましては、旧宝珠山小学校のプールの中に、空気に触れないような状態ということで、水に沈めて保管をしております。</p>
委員長	3番 黒川委員
3番	<p>事業説明書ですね、51ページ、10款1項9目の地域学校協働本部事業費、この中の報償費ですね。</p> <p>これは新規の事業になると思うんですが、地域学校協働活動推進員41万4,400円、これはどういったものに使われるのか、内訳を教えてください。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>地域学校協働本部事業の報償費の地域学校協働活動推進員の報酬ですが、村で地域学校協働活動推進員を指名しまして、その方に支払う報酬でございます。</p> <p>活動内容としましては、学校と地域住民とのコーディネーターと言いますか、学校の問題等を、学校でいろいろな問題と言いますか、学校と地域の連携を深めるための活動をする推進員でございます。</p>
委員長	3番 黒川委員
3番	<p>今ですね、地域学校協働活動推進事業と言いますかね、この件についてはですね、総務常任委員会でもこの説明をお受けいたしました。</p> <p>その折にですね、総務常任委員会ではもう少し検討が必要であろうという結論を出しですね、その折には教育長もそれを了承していただきました。</p> <p>それから、先日ありました学校運営協議会の中でも私が発言しですね、このことについては、学校運営協議会の中でももう少し協議が必要だろうということで、結論を出しておるところであります。</p> <p>それについて教育長、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>黒川委員がどういうことでおっしゃっているか、今ちょっと分からないところがあるんですが、この地域学校協働本部の推進員というのは、今課長が言いましたように、学校と地域を結び付ける大切な役割をしております。</p> <p>これまで学校推進協議会というのが過去ありました。この中ではそういう役割の方がいませんでした。学校推進支援事業というのが国の方針で始まりまして、その中で地域コーディネーターというような形の人が出てきます。これ、私、第1回目の地域コーディネーターを室井前教育長から受けて、1年間だけさせていただきます。</p>

	<p>これは、学校を支援していくいろんな、もう黒川委員ご存じだと思いますが、読み聞かせ隊とか学校の環境を整備する人たち、こういった人たちとの結びつきをする、先生の代わりにコーディネーターがそういった方たちに連絡をして、作業なりをしていただく、そういう役割を担っておりました。</p> <p>今度地域学校協働本部というのが出たときに、正式にその推進員という立場の方が正式にできましてね、本来はその事務所をどこに置くかと、私もコーディネーターを受けたときに、学校内に本部を置くかと、事務局を置くかということと言われましたが、そこまでするほど仕事も、最初だったからじゃないだろうということで、事務的な仕事とかは、私は個人的に家でやって、そして連絡等々をやっていたんですが、ますますこの地域コーディネーターと言われる推進員の役割が増えてきておまして、学校運営協議会と地域協議本部というのができたときに、もっともっと学校を支援していくためには、やっぱり学校内にこのコーディネーター、推進員を置いて活動してもらったほうが、先生たちの要望もすぐ届くし、またいろんな活動がしやすいだろうということで、本年度、令和元年度になります、本年度から週に3日ほど、2、3時間でいいからおってくれないかということで、したものです。</p> <p>それで、当初予算の中にそこまで、今年の今はですね、3月時点ではそこまで考えていなかったところもありましたものですから、そんなに予算化しておらなかったんですが、実際やっぱり活動してみると、学校のほうからも、ぜひこれはお願いしたいということもありまして、1年間通していただきました。</p> <p>その結果、かなり学校のほうも助かっている部分があります。また私たちもその方を介して、学校運営協議会のほうのコーディネートもしていただきましたので、随分会そのものは進んだと、私は認識しておったところです。</p> <p>そういう意味で、来年度もぜひこのコーディネーターと呼んでいた推進員を置く必要があるだろうということで、今回このコーディネーターの分をですね、若干上乗せをして申請をしているところです。</p>
<p>委員長</p>	<p>3番 黒川委員</p>
<p>3番</p>	<p>今、教育長いろいろ説明はしていただきました。</p> <p>この事業がですね、地域学校協働本部っていうのがですね、出てきたのが最近なんですよ。それまで私たちは何も聞いてなかった。こういうのを立ち上げるということですね。こういう地域学校協働本部っていうのを立ち上げるということですね、聞いていませんでした。それはどこかで説明されましたか、そういうのを立ち上げるということ。</p> <p>今まではですね、私たちは学校運営協議会の中で、いろんなことを、学校の支援、校長支援、応援するために動いてきたわけですよ。それでは物足りないから、これを立ち上げようということで提案してきたわけでしょう。</p> <p>今までは、昨年まではですよ、学校支援地域本部だったんですよ。支援と協働という形に変わりましたが、この名前が変わるだけで随分動き方も変わってくるんじゃないかなとは思っています。</p> <p>別にそれがどうのこうのは言いません。</p> <p>ただ私は、これがですね、いいとか悪いとか言っているわけじゃないんですよ。もう少し協議する必要、僕らはあんまり理解していませんから。学校運営協議会のメンバーの委員の人たちも、まだそんなに理解していないんじゃないかなと思います。</p> <p>ですから、この前学校運営協議会の中でも、もう少し協議が必要じゃないですかということ提案したわけですよ。そこはもう教育長もおらっしゃったわけですから、だから、私が申し上げたいのは、もう少し協議が必要じゃないんですかということです。</p>

	これは教育委員会の中でもどのくらい検討したのかよく分かりませんが、皆さん、やっぱりそれは理解されているということで、理解していいんですか、私は。
委員長	質問が、いろいろグルグル回っていますので、ちょっと質問自体を処理したいと思 います。 要するに、みんなで理解はしているんですかということと、もう1つ最後に何か言 いましたね。
3 番	すみません、もう一度言います。 教育委員会でですね、しっかり検討し、教育委員の皆さんがしっかりと理解されて いるのかどうか。 それともう1つは、学校運営協議会の中で、委員の皆さんがまだ理解していません ので、もう少し協議が必要ではないですか、ということをお尋ねしたところです。
委員長	教育長
教育長	本年度4回学校運営協議会を開きました。その1回目に、そういった組織的なこと も、そして本年度の方向性についても説明をしていたはずで す。 正式に協働本部という名前に変えたのは、本年度からではなかったかなと思いま す。昨年度はまだ支援本部というような言い方をしたかなという気はしますが、そ こはちょっと定かではありませんけれども、その辺りのことについては、格好のほう でも説明をしましたし、たぶん第1回目の運営協議会の中でご説明申し上げていると 思います。 全員が理解したかどうかは、ちょっと定かではありませんけれども。
委員長	教育長、教育委員会の分はどうですか。
教育長	教育委員会を差し置いて私が何かをするということはありませんので、教育委員 にも話をきちっと通しております。
委員長	10番 佐々木委員
10 番	ページ、147ページ、10款9目7節の報償費です。 かぶるような質問になるかもしれませんが、ここの地域未来塾ということで上がっ ておりますので、これについて少し詳細に説明を願いたいと思います。
委員長	佐々木委員、もう一度。 10番 佐々木委員
10 番	ページは147ページですね。10款9目7節の報償費のところの地域未来塾、謝 金とありますが、謝金じゃありません、私が聞きたいのは。 この地域未来塾については、どのようになっているのか、新規事業ですからと思っ ております。ですからその詳細について、説明をお願いしますということです。
委員長	教育課長
教育課長	地域未来塾としまして上げておりますが、従来やまびこ塾と言いまして、中学校3 年生を対象に学習支援を行ってきたところの賃金でございます。
委員長	課長、どういう事業かという質問ですから、それに教えてください。
教育課長	従来はやまびこ塾として中学3年生の学習支援をしていた部分を、地域未来塾とな っていますけど、内容は以前と変わらないやまびこ塾のことでございます。
委員長	10番 佐々木委員
10 番	今、課長の説明では、中学3年生が対象だということですが、小学生を対象に今度 からするという説明ではなかったんですか。
委員長	教育課長
教育課長	申し訳ありません。令和2年度からは小学生も対象に学習支援を行う予定にしてお ります。
委員長	教育長

教育長	<p>やまびこ塾であった中学生対象はこれまでどおりですけれども、新たに小学生もというのですね、1つ出てきたのが、こども館の利用者が非常に多い。一番多いときで60名ぐらい、約3分の2ぐらいの子どもさんがこども館を利用することがあります。大体5時ぐらいまでが結構多いんですが、それでその中で子どもたちはこども館の中で学習したり、あるいは遊んだりというようなことで、もう手狭になってですね、活動ができないということもありますので、なんとかこの時間帯を子どもたちに違う形で活動ができないかということが1つ。</p> <p>それから、学校のほうからも学習補助ができないだろうかという相談もありました。</p> <p>そういった形で、月曜日から金曜日まで、1時間でも30分でもいいので、少し学校で自学学習なりをさせる時間が取れないか、ただしその時間帯を、どう子どもたちを見るかというようなこともありますので、その分1時間ぐらいを見ていただく方の報償と言いますかね、お礼ということも含めて少し予算化をしておいたところです。</p>
委員長	10番 佐々木委員
10番	<p>こども館と絡まれて子どもの学童保育的なものになっているのか、勉強を教える塾になっているのか、そこ辺がちょっとはっきりしないから質問しているわけです。</p> <p>今の教育長の話では、こども館60名程度おるから手狭になっているんだと。だから、そのことも含めて塾で何とか対応するということは、学習を教えるのか、子どもの保育的なものをするのか、そこはちょっとはっきりしないんですよね、この塾では、だから、その方針を尋ねているんです。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>今思っているという言い方はおかしいんですけど、まだ委員会の中でも十分煮詰まっていなくて確かにはあるんですが、木曜日が子どもたち早く帰ります。先生たちの研修の関係で。</p> <p>それで、その日の3時半ぐらいから4時半ぐらいまではきちっとした学習としてはやってみたいなと思っていますが、その他については、自学学習を促す見守り委員と言いますか、そういう形で捉えていただいていた方がいいんじゃないかと思っています。</p>
委員長	10番 佐々木委員
10番	<p>見守りをするんだったら、学習指導要綱が出てこないだろうなと思っているんですね。だけど、そこに塾とかいろんなものをさせるんだったら、学校との絡みの学習指導要綱等も入ってくるんじゃないかなと思っているんですね。</p> <p>そうなるってくると、じゃあ、どのような、小学生ですから、中学生はもうもちろん受験等ありますからね、大事な時期になっているけど。小学生を今度そこで教えるというのはどうなのかなと。</p> <p>というのは、学校ではおそらく担任の先生ともう1人補助員が付いていると思うんですよね。2名体制でやっとして、それで、なおかつまたその塾で違う人が教えるというのは大丈夫かなと。大丈夫というのはちょっと失礼ですよ。</p> <p>そういう意味じゃなくて、指導要綱に則った指導ができているのかなという思いがあるわけですね。だから、そのところはどうかと思う。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>今おっしゃったとおりですね。</p> <p>それで、今般この3月で退職予定の小学校の先生がおられますので、その方に今相談をしているところです。その指導者についてはですね。それでいいでしょうか。</p>
委員長	<p>4回目になりますが、もう1回だけです。</p> <p>10番 佐々木委員</p>

10 番	<p>今、教育長のほうから先生を充てるということですよ。</p> <p>先生を充てるというのはもちろん大事なことだろうと思います。そうしないと、やはり学校との関連性のないことになってしまうと、今度は、小学生ですから、これから中学校になっていろいろやっていく、それが一番大事なことだろうと思いますので、このことについては、よく教育課のほうでも検討されてですね、十分にその体制が整ったら、その方向で事業を展開するということを考えてほしいと思っております。以上です。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>学校のほうともですね、十分連携を取りながら、きちっと指導ができるような形は取りたいと思っておりますけれども、その辺りでまたご協力をよろしく申し上げます。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>予算書の152ページをお願いいたします。</p> <p>10款4項2目公民館費です。</p> <p>会計年度任用職員の制度の関係で、いろいろ報償関係、報酬が変わってきているという中で、今回自治公民館の自治公民館長あるいは自治公民館主事の方の報償のあり方が変わっているかと思っております。</p> <p>12節の委託料の中で、自治公民館活動運営委託になるのでしょうか。その辺に割り当てられているような話も聞いておりますが、要は、自治公民館に一括でその人件費が投げられた部分で、自治公民館は独自に自治公民館長であったり公民館主事の報酬を設定するのでしょうか。あるいはもう委託料の中にこういう形で、謝金をお願いしますということ添えて委託されるのか、どちらかお尋ねします。</p>
委員長	阿波係長
教育課係長	<p>会計年度任用職員の関係でですね、おっしゃられるとおり項目が変わっております。今回が12節のほうの委託料ということで、名称としましては、公民館活動運営委託という、委託という形となっておりますが、内容的にはですね、従来どおりのやり方で、公民館の各主事さん体育主事さんをやっていただくというふうに、事務局のほうでは考えております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>確認です。</p> <p>ということは、今までどおりの報酬の部分で、自治公民館は動いていただきたいということでしょうか。</p>
委員長	阿波係長
教育課係長	<p>高橋委員おっしゃられるとおり、そのような形でやっていこうと思っております。</p> <p>ただ、委託という形になりますので、その辺りでちょっと手続きがですね、発生するのかなというふうに考えているところです。以上です。</p>
委員長	5番 高橋委員
5 番	<p>委託になるので、その手続きが発生するという部分なんですけれども、どういった手続き、簡易的な部分、要は契約の手続きというのが必要になってくるのか、どうなのか分かりませんが、極力簡易的な手続きでいていただきたいと思っておりますけれども、現時点ではどういふ、契約はまだ決まってないのでしょうか。</p>
委員長	阿波係長
教育課係長	<p>現時点ではですね、詳細までまだ決めておりませんが、極力ですね、各自治公民館の皆様には負担にならないような形で手続きを行っていきたく思っております。以上です。</p>
委員長	ないようですから、質疑を終結します。

	議会議務局の質疑に入ります。	
委員長	暫時休憩します。	(12時01分)
委員長	質疑を再開します。	(12時02分)
委員長	議会議務局の質疑に移ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし)	
委員長	ないようですから質疑を終結いたします。	
散会		
委員長	これもちまして、本日の審査は終了します。 明日3月11日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。	(12時03分)

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和2年3月11日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和2年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和2年3月11日開議

- 日程第 1 議案第12号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 議案第13号 令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 3 議案第14号 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 4 議案第15号 令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、9名です。</p> <p>7番 長澤委員につきましては、病気による欠席届が出されております。</p> <p>定足数に達していますので、10日に引き続きまして、予算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程に入ります前に、昨日10日までの中で、追加説明の申し出がっておりますので、追加説明の申し出の許可をいたします。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>大蔵委員さんよりご質問のありました村の財政関係の中で、職員数等の類似団体等での比較はどうかという部分のご質問がございましたので、この件について補足で説明をさせていただきます。</p> <p>類似団体等の累計につきましては、東峰村は1の1という累計になります。これが人口と産業構造により分類されておりますが、主に5千人以下の自治体で、今のところ表でいきますと51自治体があるようでございます。</p> <p>ただ、5千人から下は370人ぐらいの自治体がございますので、この中で比較的当村に近い1,800名から2,200名ぐらいの人口のですね、自治体との比較で、もう単純に比較しても分かりづらいのではございますが、1,800名から2,200名ぐらいの団体で当村含めて一応6団体ございました。</p> <p>その中の職員数を調べましたところ、一番少ないところは日下村というところが36名という、これは30年の4月1日という数字でございましたが、36名、ここが非常に少ない数字でした。あとのところはですね、1,900名ぐらいの人口では47名とか60名、事業や地域の特性等によって、職員数の配置については差異があると思います。</p> <p>この東峰村を除きます5団体の自治体の職員数の平均をしますと、52名という形の計算になります。</p> <p>村がこの表による職員数については、54名という形で報告をしておりますので、概ね職員数については、これが30年ですので、災害後の分です、ちょっとその前年等の比較までは、ちょっと時間がなかったのでできておりませんが、概ね大体類似団体等の分とあまり変わらない部分になっていると思います。</p> <p>人件費等につきましては、年齢層の構成により非常に差異が出てきますので、村としては同じ職員数の部分については、若干数千万ほど高いという数字ではございますが、やはり40代前半等の職員が東峰村の場合は多いという実情の中です、いわゆるそれ以外の指標としてラスパイレス指数がございまして、ラスにつきましては、昨年度が97.2、今年が94.3ということで、かなり全国平均としては、職員の給与水準としては抑えられているということですので、人件費の総額で比較することはできませんが、類似団体等の概ね累計に近い自治体と、ほぼ同様の職員数並びに費用であるというふうに分析をしているところでございました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
委員 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず、高橋委員さんよりご質問をいただきました令和2年度の産後ケア事業委託料及び自己負担額の検討資料ということで、お手元のほうにお配りをさせていただいております。</p> <p>産後ケア事業の委託料につきましては、朝倉地域それからうきは市の当初予算要求</p>

	<p>額それから自己負担額を参考に、現在検討をさせていただいております。</p> <p>そちらの表でございますとおり、近隣市町ほぼ同額でございますので、事業種別それから世帯の課税状況につきまして、委託料単価32,400円、カッコ内が利用料の自己負担額ということになります。もうほぼ近隣同額でございますので、この額で今検討を行っておりますが、この額で落ち着くかなというふうには思っております。</p> <p>もう1件、大蔵委員さんのほうからご質問いただいております、ウォーキングマインレージ事業の歩数計の自費購入基準ということでご質問いただいております。</p> <p>まず無償交換と自費での購入ということで、まず、無償交換でございますけれども、経年劣化、歩数計の長期使用による故障それから破損ということで、例といたしましては、バッテリーの持ちが悪くなったとかですね、そういったことがまず1点、それから、2点目が災害による故障、紛失ということで、現在では平成29年度の災害によるものを無償で交換をさせていただいております。</p> <p>それともう1点が、歩数計本体の不具合ということで、貸し出した歩数計が元々不良品だったと。めったにございませんが、そういうときには、この3点におきましては無償で交換をさせていただいております。</p> <p>もう1点、自費購入の場合ですけれども、こちらにつきましては、ご本人の不注意また過失により活動量計の破損、紛失をした場合ということで、現在使用している活動量計と同じ型番の活動量計をですね、実費で購入をさせていただいております。</p> <p>紛失、故障、破損ということで、故障につきましては、例を申し上げますと、ご本人の不注意による水没とか、例えば洗濯機で回してしまったとか、トイレに落とした。それから破損につきましては、例といたしまして、落とされて壊した、何かぶつけて壊した、とかいう場合には、現在では自費で購入をさせていただいているということで、今現在対応をさせていただいております。</p> <p>保健福祉課は、以上です。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>議案書の157ページの関係するものでございます。</p> <p>先日の予算審査特別委員会におきまして、高橋委員よりご質問いただきました農地・農業用施設災害復旧事業にかかわる限度額の関係、それから、単災、小規模災に係るものの財政負担というような形でのご質問をいただいております。本日お手元に配布の資料を基に説明させていただきます。</p> <p>限度額につきましては査定箇所、単災、小規模は査定外箇所というふうに読み取っていただきたいと思っております。</p> <p>査定箇所につきましては、令和2年度に計上させていただいております平成29年復旧工事1億3,500万、箇所数は12カ所、補助対象としましては1億3,000万で、限度額超過分が500万というふうになります。</p> <p>補助金額といたしましては1億2,700万、村費、これは分担金も含んでおりますが800万というふうになります。</p> <p>その下段には令和3年度以降ということで、合計のほうで説明させていただきます。</p> <p>42カ所ございまして4億7,000万、補助対象額が3億9,300万、限度額超過分が7,700万というふうに読み取っていただきたいと思っております。</p> <p>それから、小災害等の単災部分につきましては査定外箇所、令和2年度の査定外箇所の実施箇所につきましては、14カ所で1,400万円を計上させていただいております。</p> <p>これに付随する関連工事といたしまして、純粋な村単費となりますが300万円と</p>

	<p>見込んでおります。</p> <p>なお、査定外箇所であるため全体事業費については、現時点では正確な数字はつかめておりませんが、いずれにいたしましても、新たに講じられた農災の一般単独災復旧事業債などをうまく活用しながらですね、村負担の軽減に努め、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
日程第1	
委員長	<p>日程第1 議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」総括質疑を行います。</p> <p>総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑と各課における答弁で、回答が得られない質疑及び再質疑といたします。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 黒川委員</p>
3 番	<p>昨日の質問の中で、確認ができていないことがありました。再質疑という形で確認をしたいと思います。</p> <p>昨日ですね、学校運営協議会の件で教育長にお尋ねしました。</p> <p>この学校運営協議会の新規事業として地域学校協働本部というのを今度立ち上げられると。この目的としては、簡単に言いますと、学校の負担をできるだけ軽減して、なお一層の支援を図っていくということが目的だろうと、簡単に言いますと、そういうことであろうと思います。</p> <p>そういうことですね、第4回の学校運営協議会で、この学校運営協議会それから地域学校協働本部の組織図が示されました。</p> <p>私がお尋ねしたいのは、この組織のあり方についてですね、もう少し学校運営協議会等で協議をする必要があるんじゃないですかということをお尋ねしているわけですね。</p> <p>学校運営協議会の中で、例えばこの協働本部が4つの部会に分かれていますけども、必要であれば3つにするとか5つにするとか、本当にみんなで話し合いながら一番いい方法を見つけていく、そういうことが必要ではないのかなというふうに思っています。</p> <p>それから、学校運営協議会そもそも前に比べてちょっと変わっていますよね。これも議会、教育委員会が外に出て助言者という立場を取ると、校長、教育委員会のメンバーが1人ずつオブザーバーとして中に入る。</p> <p>私が思うのは、教育委員会がこの中に入っていないと、その場の雰囲気とか一人ひとりの意見等の思いというのが伝わらないのじゃないかなという気がしております。</p> <p>そういうことからですね、もう少し協議を図って、話し合いを進めて、この組織のあり方について協議を進めていただきたいという思いからですね、発言しているわけでありまして。</p> <p>そこで確認なんですけども、そういうことでこの協議をですね、学校運営協議会、今、その学校運営協議会で協議をされるのであれば、その意見が出た中を取って、また教育委員会等で改めて検討するとか、そういうことをしてほしいという思いからしています。それはできますでしょうか。確認です。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>このことにつきましては、何度も申し上げておりますけれども、本年度の4回の学校運営協議会でいろいろ議論をした中で、課題が大きく分けていったら、この4つになっていったということです。</p> <p>これまで3つの部会を設けておりましたけれども、1つの部会が、どうしても2つに分けたほうがいいんじゃないかという判断で、その4つの部会になったわけです。</p>

	<p>それから、オブザーバーでという話もありますけども、これは、例えば私教育長も、本来はこれまで教育委員会のメンバーは、オブザーバーという形で入ってたんですけども、やっぱりあの場に全員が出ると、同じ委員としての活動になってしまってますね、本来指導すべき立場である教育長なり教育委員さんたちも、同じレベルで討論している、というようなことにもなっておりますので、そこ辺りはきちっと指導的な立場の方たちと議論をしていく立場の人たちとで、やっぱりそこはきちっと分けておいたほうがいいのではないだろうかという意見も、教育委員会の中で出てきました。</p> <p>そういうことを見直す中で、やっぱり議員さんたちもそうですが、オブザーバーとして入れようということになっておりましたけれども、学校運営協議会の話した内容等々については、機会を作って教育委員会あるいは議員さんたちの報告をする報告会に用いたほうがいいんじゃないかというふうな方向に、今教育委員会の中でも審議しております。</p> <p>今度17日に教育総合会議が村長さんと一緒にありますが、その席でもまた再度村長さんにも提案をしますし、3月末には教育委員会を開くようにしております。その場でも、また、このものについては審議をするというふうに予定をしております。</p> <p>何度も繰り返す中で見直しながら取り組んではいるんですけども、黒川委員さんが第4回の運営協議会の中でおっしゃった、これを全部見直す必要があるんじゃないかと言われましたけれども、じゃあ、どういうメンバーで、どういう形で見直せばいいのかということにつきましては、意見があおとき出されておりましたので、やはり教育委員会の中で審議をし、最終的には結論を作っていくだろうというふうに私は思っております。</p> <p>そういうことで、先日も教育委員さんたちに諮って、少し、この前の第4回の運営委員会でお配りした内容とはまた少し変わったものになっておりますけれども、それはまた今度、教育総合会議の中で提案したいというふうに思っていたところです。</p> <p>だから、何度も見直しをしているということをお伝えしたいと思います。</p>
委員長	<p>最後です。 3番 黒川委員</p>
3番	<p>ということは、学校運営協議会等ではもう協議しないと、この件については。ということでもいいんですかね。</p> <p>私は昨夜、昨日ですけども、帰って、教育委員であります井上光春氏とも話をしました。これはあくまでも案だと。案です、そういう話し合いをする場は持ってもいいんじゃないだろうかということで、一致はしておるんですよ。</p> <p>だから、みんなで話して一番いい方法を見つけるということは、本当に必要なことじゃないでしょうか。</p> <p>それで、今、私が言っているのは、そういう話の場をですね、しっかり持って、一番いい方法を見つけませんかという提案をしているわけです。</p>
委員長	<p>黒川委員、言っているのは、協議の場を持つことを考えてられませんかということですか。それとも、そういうものをしてくださいと、こと言っているんですかね。</p>
3番	<p>協議の場を持ってくださいということですね。</p>
委員長	<p>教育長、それに関して何かありましたら。 教育長</p>
教育長	<p>だから、どういう方を集めて協議をすればいいのかが、ちょっと私には見えません。</p> <p>だから、学校運営協議会の委員さんを否定されているわけですから、だから、どなたたちを集めればいいのかが、私はちょっと今分からない状況です。今年度のメンバーでいいんでしょうか。</p>

	<p>この前の4回目のときに、それをお示ししましたがけれども、他の委員さん方からはですね、反対の言葉はなかったんですね。黒川委員さんが言われただけで。</p> <p>そして、その後もですね、これは教育委員会のほうで、ある程度主になってやっていいものでもあるんですね。</p>
委員長	教育長、少し反問的な言い方になってますので、注意してください。
教育長	<p>そうですか、すみません。</p> <p>それで、協議する気持ちはあります。これは、私が独断で決めるものではありませんので。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>総括的な質問をさせていただきます。</p> <p>何点かあるんですけど、まず1点目の大きな部分で、まず質問を続けていきたいと思えます。</p> <p>まず、財政的な面についてと、要は、施設建設が続いていること、そして施設維持をどういうふうに行っていくかということについて、お伺いしていきたいと思えます。</p> <p>現在この災害前、災害後からですね、観光及び産業施設が次々と建設が続いております。これは災害によって被害を受けた施設も含まれますけれども、やはりかなり大きな額の建設費がかかるものが次々と続いている中で、村民の方もかなり不安になってきております。</p> <p>災害によって財政的に厳しくなっているのではないかという半面、このように大型施設の建設が続いて行って本当に村は大丈夫なのかという部分、かなり多くの方から聞かれます。</p> <p>そして、一番危惧するところとしては、小さな村にもかかわらず、同じような目的を持った施設がやはりどんどんできていっていると。既存の施設があるにもかかわらず新たな施設ができています。</p> <p>そういった部分で、もちろんそれがうまく運営、運用されるのであれば問題ないかと思うんですけども。</p> <p>じゃあ、このよく似たような施設、要は観光産業施設ですね、いったいこの村で誰が統率し、誰がビジョンを描いているのか、まず1点、その点をお伺いしたいのと、2点目、造るときのイニシャルコスト、要は、初期投資費用、初期建設費用については結構論議されてきており、行政のほうもいろいろ汗をかいていただいて、要は単費、村の自主財源を使わないような方向でいろいろ策を講じていただいておりますけれども、これから大事なのか、村長よくおっしゃる、持続可能な村づくり、そういった観点を考えると、要は、施設をどういうふう維持していくのか、建てればもちろん施設を維持しなければならないです。</p> <p>そこでライフサイクルコストや建物の維持管理経費については、建設時にどのように検討されているのか、2点目です。</p> <p>3点目、要は、こういう施設がどんどんできる中で、住民の方への説明が全くないです。もちろん建てる施設の近隣には説明しているという話はよく聞くんですけども、村民、要は、その地区外の人たちは一切情報が手に入らないようなことになっております。区長さんにもその質問が住民の方からいくと。区長さんの回答としては、区長会ではそういった話が出ていないので、何も答えられないという部分で、区長さんも困られている話もお聞きしました。</p> <p>そういうところで、住民への説明は一体どういうふう考えられているのか、この3点をまずお伺いします。</p>
委員長	村長

<p>村 長</p>	<p>まず、1点目の質問でございますけれども、大きく分けて2つあるかと思えます。災害復興によるものと、それから地方創生総合戦略に基づいた施設ですね、これが2つに分けられると思っております。</p> <p>それで、それぞれ管理どうするのかということにつきましては、それぞれの管理をする団体、そういったものを作っておりますので、そういう人たちに管理をお願いをしていくということでもあります。</p> <p>それから、確かに自主財源等は要りますけれども、それはまた合併特例債それから過疎債ですね、そういったものを使ってやっていくことを考えている。それでまたそういった形でやっているということでもあります。</p> <p>それから、住民の方の説明会が全くされてないということなんでございますけれども、これは、広報等でも流しておりますし、地区外は誰も知らないというようなことは、ちょっとないんじゃないかと思っております。</p>
<p>委員 長</p>	<p>5番 高橋委員</p>
<p>5 番</p>	<p>本当にその答弁で大丈夫ですかね。</p> <p>もちろん災害復興に係る部分で復興計画、総合戦略立てられておりますけれども、建てる、要は復旧する、建て直すという部分の論議は行われていますけど、そのようは、施設施設がいろんな目的を持って、いろんなビジョン持っておりますけれども、じゃあ村としては、そういう施設をどう利用して、どう活用して、村はどういうふうに進んでいくのかという部分の、一方の大きなビジョンが見えないんですよ。</p> <p>つくりました。各団体にお任せしますと。いろんな施設あって運営していく中で、もちろんその団体の方々、今いろいろ汗をかいて頑張っておりますけども、よく似た施設が並んでいたらですね、結局は競合してしまうわけです。</p> <p>そういった場合に、誰がやはり施設間の連携を図って、要は、どこの、おそらく総合戦略、これからたぶんやっていく中で出てくるのは関係人口であったり交流人口、そういった部分を増大させていくという中でやって、個別にいろいろ団体がやる部分と、やっぱり連携しながらやっていく部分で全然違うと思うんですよ。</p> <p>そこでもう一度お尋ねするんですけれども、誰がその施設間を、連携を図り、うまく事業展開をしていく人がいるのか、いないのか、そういうことをやっているのか、やっていないのか、もう一度その点お尋ねすると、さっきのライフサイクルコストと維持管理経費という部分、一切村長に伝わってないです。お答えできないなら、副村長、課長以下に回してください。</p> <p>さっき言われた過疎債、合併特例債は、あくまでもハード部分に使われるようなものだと思います。それはイニシャルコスト、要は初期投資の部分で、それはやっていただいておりますよねっていうのは、最初にこちらから言ってます。</p> <p>ではなくて、要は維持管理に係る改修費用であったり修理、修繕、そういったものに関しては、今後やはりその施設を維持していくには必ず必要になってきます。それは過疎債、合併特例債使えるんですか。</p> <p>3つ目の質問、行政懇談会について、ちょっと申し上げさせていただきたいんですけども、要は、広報ではしてますと。広報で出せる部分は限られています。</p> <p>じゃあ、どういう運営状況をしているのか、誰がするのか、どういうふうな形のものなのか、文章を見て、やはり読み取れる方少ないんじゃないでしょうか。</p> <p>近年全然この行政懇談会は行われていません。もちろん復興計画に係る住民協議会というのは行われていますけれども、やっぱりこういう総合戦略であったり、そういう施設の運用であったり、村の状況を伝える場が目的ではないので、やはりそういった質問という部分のできる場というのは、現在行われていないんだと思います。</p> <p>ですので、やはり地区ごとに、以前から村長が回られていたような行政懇談会を再</p>

	開して、今のこの村の状況を伝えるべきではないでしょうか。もう一度この3点お尋ねします。
委員長	村長
村長	<p>やはりつくった施設というのは、先ほど言いました管理をしていただける団体がおられますので、そういった方をお願いをして、施設の運営はやっていくということです。</p> <p>それから、競合するところを言われておりますけれども、現在言われているところが、例えば上から行きますと、小石原小学校の問題それから喜楽来館、それからぼーん太の森、岩屋キャンプ場それからほうしゅ楽舎の計画、それからゲストハウス等のことを言っておられていると思いますけれども、それぞれにやはり目的が違いますので、そういったところは、競合するということは、私は言えないんじゃないかと思っております。</p> <p>もう1点、ライフサイクルコスト、これにつきましては、当然施設をつくりますと維持管理費等はかかります。そういったところをやはり運用益を上げることで、少しでもライフサイクルコストあたりがかからないような形、そういったものは目指していかなければならないと思っております。</p> <p>あと行政懇談会、確かにここ近年ですね、行われてない。災害復旧後、本当に行われてないということについては、今後やはりこの日田彦山線問題等がですね、片付いていけば、また再開をさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>なかなか思いが伝わらないんですけれども。</p> <p>もう1回、3つの質問をもう一度繰り返させていただきますけれども。</p> <p>要は、その団体ごとに、今1施設ごとほぼ管理するような状況になってきております。もちろんふるさと村が親水公園、いぶき館している部分はあったり、そして一般社団法人竹棚田がゲストハウス、キャンプ場、農家レストランを担うということも聞いておりますが。</p> <p>その部分、ふるさと村に関しても、以前は、このふるさと村発足の当時は、いろいろ、いろんな団体が施設を運営した部分の、要は効率化を図るためにふるさと村が一手にそこを引き受けることでコストダウン、そういったことを図ったという部分が、ふるさと村設立した経緯の1つでもあるかと思えます。</p> <p>その中で今、この村が進んでいるのは全く逆方向なんですよ。</p> <p>建物建てます。新しい団体に任せます。それはそれで、新たにモチベーション高く管理を行っていただくのは、とてもありがたいんですけれども、やはりその中で、運営していく中で出てくる課題の中には、やはりコスト面、1つの団体が1つの施設であったり、小規模の運営をするにあたっては、やはりその小規模の中でいろんな業者との交渉にあたるのでは、やはり規模感が小さければ小さいほど交渉力が弱いです。ましてや人の融通も効きません。</p> <p>そういう中で、これから先人口も減り、携われる人間も減っていく中で、うまく施設運営をしていかないと、どこの施設もやはり人が、働き手が集まらないという話も聞いてたりします。</p> <p>そういった中で、もちろん団体の方頑張っていくのは正しいと思うんですけれども、どういうふうにか村としてはその施設を応援していくのか、個別に応援するんじゃないかと、要はいろんな団体を繋げながらコストダウンを図ったり、そういうふうなサポートというやり方はあるんじゃないでしょうかという部分で、まず1点。</p> <p>まず2番目、ちょっと団体に頑張ってくれと言いつつながらの部分厳しいなと思うんですよ。運用益をそのライフサイクルコストに充てるという部分は、せっかく団体の</p>

	<p>方々頑張って利益を生んだ部分、そして今、収益施設に関しては指定管理はゼロで、ほぼ査定が組まれている中で、運用益を修繕、そういうふうに充ててくれと言われると、ちょっとモチベーションが下がってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>村としてつくって、それでお願いしますと言って、施設の維持もしてくれという部分を指定管理者に言ったら、それは、指定管理業者は怒ると思います。本当にそれでいいんですか。村はつくった責任はあるんじゃないですか。その点もう一度答弁お願いします。</p> <p>3点目に関しては、ぜひ、行政懇談会行っていただきたいので、令和2年度早期の段階で行っていただくことを、ぜひお約束いただきたいなと思います。最後の質問にさせていただきます。</p>
委員長	村長
村長	<p>私は、それぞれの団体が切磋琢磨して維持管理をすることがいいというふうに解釈をしております。</p> <p>交渉力が弱いとか、そういったところはそれぞれの、先ほど言いましたモチベーション等ですね、頑張っていただきたいと思っておりますし、あと、施設の維持管理等についてはですね、これは決まりがあります。10万円以下は管理をしている方、それから10万から60万は云々と、60万以上は村というような決まり事もありますので、そういったのを、すべてランニングコストを指定管理者にやるということとはできないということになっております。</p> <p>それから3点目の行政懇談会、これは先ほど言いましたように、今後行っていくということはお約束をさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	6番 高倉委員
6番	<p>聞き漏らしたところがありますので、2点ほどお聞きしたいと思います。</p> <p>予算書の104ページの一番下の報償費、ここに弁護士相談報償費5万円というのがあります。これはもう弁護士さんは確定しておるのか。また、どのような形で支払っていくつもりなのか。そして、その下の報償費というのは、どなたに支払う報償費なのか。それを伺います。</p> <p>それと、もういっぺんでやれということですので、事業説明書の21ページ、ほうしゅ楽舎の件です。この中で予算が、今年は7,500万、約7,600万ほど組まれております。</p> <p>これは見込みでいいです。もしこれを本当に建設したとなると、あとどれくらいの金額が要るのが、想定でよろございますので、お答えできましたらお願いします。</p>
委員長	総務課長
総務課長	<p>先ほど質問のございました報償費の関係でございますが、弁護士の相談の報償費については、通常の相談につきましては広域圏のほうにお願いして、相談している部分がございます。これについては、広域圏の負担金の中で負担しておりますので、通常の法律相談ですね、その分はございます。</p> <p>ただ、それを超えて村のほうで、特に弁護士さんに相談等を行う場合には、すみません、金額はちょっと記憶しておりませんが、お支払いしなければいけないということで、その分についての費用を見ているということで、これまで支払った実績等はないですね。</p> <p>あと、その下の報償費につきましては、中身としては東峰学園のスクールソーシャルワーカーさんがですね、これまで報酬のほうでお支払いしておりましたが、会計年度任用職員にもそぐわないということで、役務に対する対価ということで報償費のほうで計上させていただいている分と、学園の代替調理員さん、調理員さんが急に休んだときとかに来ていただいている方がおります。その方も前は賃金でお支払いしてお</p>

	りましたが、賃金がなくなったということで、こちらのほうからお支払いするという ことで、ちょっと報償費という括りで申し訳ございませんでした。そういった分の費 用をですね、その中で見ているところでございます。
委員長	企画政策課長
企画政策課長	ほうしゅ楽舎の事業費についてですが、令和2年度が約7,000万の予算ですが、 令和3年度につきまして建築工事費、それから管理費等合わせまして約3億3,00 0万で終了する見込みでございます。
委員長	高倉委員、ほうしゅ楽舎の件は、この後全協等でもう一度説明をいただきますので、 その中でまた再度お願いをしたいと思います。 5番 高橋委員
5番	<p>先般のコロナウイルス対策について、新年度にかかわってくる部分もござい ますので、お尋ねしたいと思います。</p> <p>現在、対策委員会のほうも行われていますので、ぜひ、協議されているのかどうか も含めてお尋ねしてまいります。</p> <p>3点ほどお尋ねします。</p> <p>まず1点目、現在福岡県においては3名の方が感染の報告されておりますが、なん とか福岡県も増加していない状況であります。いずれ世界的流行になるという部分 がWHOからも言われております。</p> <p>その点で、やはり今報道が過熱しており、やっぱりいずれこの村にも感染者の方が 出るのではないかという部分も、村の中ではだいぶ話されているところです。</p> <p>そこで、要は公表の仕方であったり、そういった部分がどういうふうになるのか、 特にこの村において出た場合に、やはりその方のプライバシーが保たれるのかどう か、その点をお伺いしたいと思います。どういうふうに、もし感染者が出た場合に公 表がされるのか。</p> <p>なぜこういうことを聞くかという、要はそういう情報が出た場合に、誰がなった という部分の詮索が入ってしまうんですね。やっぱりもう疑心暗鬼になって、誰さ んがかかったんじゃないかとか、あの辺はもう危険じゃないかとか、いろいろやっぱ そういう情報が出てしまいます。特にデリケートな問題なので、どういうふうにして いくのか。</p> <p>そしてここが明らかになってないと、一番は、感染の疑いがあるにもかかわらず、 要は、それを申し出てしまったら、すごい迷惑がかかるんじゃないかと思って医療機 関にかからない可能性がある。あるいは正常性バイアスみたいに、俺に限って、私に 限ってはかからないんじゃないだろうか、というふうにも繋がってしまうかと思いま す。ですので、どういうふうに感染者がもし出た場合に公表がされるのか。</p> <p>そして2点目、先ほどのちょっと観光施設にかかわる部分もございしますが、やはり 今後、国の緊急事態宣言がある可能性がかなり高まってきております。その際に、行 動がかなり制限される中で、村の指定管理施設であったり、村の施設です、もう 運営厳しくなってしまう。要は、開けることが厳しくなった場合に、いろ いろ国も一般的商工業者の対応をしておりますが、村の施設へのそういった支援であ ったり、情報提供、その辺は現段階でどのように考えられているでしょう。</p> <p>3点目、毎日朝夕ですね、今総務課長のだったと思うんですけども、行政無線で 放送されているんですけども、福岡県の情報を特に出されているんですけど、ぜひこ こに大分県の情報も乗せておくべきではないかなと。</p> <p>なぜこういうことを言うかという、今、結構巷では日田市で感染者がいるんじ ゃなかろうかみたいな情報が、結構巷で出回っているんですけど、未だ大分県は大分市 しか出てないんで、そんなことはあり得ないんですけども、やはり生活圏として日</p>

	田と繋がっていますので、やはり日田市を念頭に置いた情報の公開というのは、積極的にしておかないといけないのではないかという部分、この3点質問させていただきます。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず1点目の感染者が発生した場合の公表の仕方ということでございますけれども、現在対策本部会議のほうでもその公表の仕方というのも若干ふれております。</p> <p>今現在では、仮に本村で感染者が確認された場合は、県のほうに連絡が行きます。福岡県のほうにですね。それはおそらく医療機関にご本人さんがかかって、そこで判明することでございますので、そしたら医療機関のほうから県のほうに行きます。県が基本的には発表するというところでございます。その段階で村の名前がおそらく出るんじゃないかなと、東峰村で感染者が判明しましたということで、おそらくそういった公表の仕方になるのではないかなというふうに思っています。</p> <p>その後には保健福祉課、私のほうに連絡が来るようになっております。</p> <p>その後の対応につきましては、またご本人さんの特定が当然できるはずもないし、また、そういう公表はしてはいけませんので、その辺りの件につきましては、ちょっと今後また対策本部それから県のほうにもお伺いしてですね、その辺りは対応させていただきたいと思っております。</p> <p>2点目の情報の提供ということで、これは観光施設とか、そういったところになりますかね。</p> <p>休業した場合とかにつきましてはですね、今国のほうが、一応補償とかいうのを、段々明確にというか具体的になっておりますが、まだ実際にその辺りの通知なりが保健福祉課のほうに届いたというのはございません。ですので、その辺りの休業補償につきましては、具体的な方針が決まり次第、おそらくそういった企業さんとかですね、そういった施設を運営するところに通知があるんだろうとは思いますが、今のところ私のほうで把握しているというのは、ちょっと申し訳ないんですけど、情報がちょっと不足というか把握はしてないところでございます。</p> <p>3点目が大分県日田市のほうでということでございますので、これにつきましては、日田市のほうにも確認を取りながら、できる範囲内で情報を仕入れていきたいと思っております。またそれを村内に広報していくように、また対策本部会議でも検討して、その辺りは対応をさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>1点目の確認になりますけれども、基本的には公表の仕方というのは、県の公表の仕方に準ずるということでよろしいでしょうかと、決まっていないということなので、これかなり決めておかないと、いろいろ自治体によって公表の仕方がバラバラな部分もありますし、その後の対策という部分もあると思っておりますので、ぜひ、その部分分かりましたら、分かった時点で教えていただきたいと思います。</p> <p>2点目の村の観光関連施設に関しての休業に関しては、村が設置した施設に関して、閉じる、閉じないのおそらく指令が出されるときがあるかと思っております。自主的休業に関してはおそらく国に準じる部分というのがあるかと思うんですけども、村が対策委員会として閉鎖というかですね、そういった部分休業命令と言いますか、する場合において、何か現在考えられている補償と村独自の部分で何かあるのかお尋ねします。</p> <p>大分県のほうに関しては、現在課長が答弁していただいたようにお願いしたいと思います。1点目と2点目お尋ねします。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	1点目につきましては、今県のほうで確実にどういうふうに公表の段階を踏んでい

	<p>くというのが、今のところまだ、当然この近隣にまだ感染者が判明したわけではございませんので、まだその辺りまではちょっと確認しておりません。</p> <p>自治体と申しますか、基本的には福岡市とか北九州市とかは、大きな自治体についてはその自治体で発表するようになっておるようではございますけれども、町村で判明した場合、福岡県知事が発表するということまでは聞いておりますが、その後については、ちょっと再度確認を取りながらですね、進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>2点目につきましては、ちょっと時間を。</p>
委員長	村長
村長	<p>村が指示した観光施設等の休業等につきましては、現在のところまだ考えておりません。本日またコロナウイルスの対策会議等やりますので、その辺りも検討していきたいと思っております。</p>
委員長	5番 高橋委員
5番	<p>最後に、第1点目のプライバシーの部分だけ再度質問させていただきます。</p> <p>やはり行政に最終的に情報が入ってきます。誰かというような情報も入ってくる中で、やっぱり行政の中でぜひ、その部分の氏名であったり個人の部分のプライバシーの情報の管理を行っていただきたいと思っております。やはり職員間でこの話をするのが往々にして出てくると思うので、やはりその情報については、特に重要に扱っていただきたいなという部分、お願いと言ったらまずいので、していただくようなことができないかという部分で、最後質問させていただきます。</p>
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>議員さんおっしゃるとおりでございます、その辺りは厳重にですね、厳格にと申しますか、そういう出回ったりとかいろんなことがないように確実に個人情報というのを保護してという方向というのは間違いございませんので、そういった方向で進めさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	1番 梶原委員
1番	<p>私はですね、教育委員会のほうに1つお尋ねしたいと思います。</p> <p>今ですね、学生が休みになって、こういう田舎と言ったら怒られますけど、村内の方は近くにじいちゃん、ばあちゃんがおったりとかしてですね、案外見てもらっている方が多いかと思っております。</p> <p>その中でですね、緊急質問のときに教育長が、問題はなかったとおっしゃいましたけど、いろんな父兄から話を聞きますと、やっぱり大変なことがいろいろあるということでございます。この地域学校協働活動推進員ですか、そういう方も外部との問題でいろんなお話をするというところでございました。</p> <p>ここに予算も組んでありますけれども、そういう話とかこういうね、急な問題のときにこれぐらいで足りるのかなというのがありますし、そういうお話もこういう活動推進員の方としていくのか、ちょっとお尋ねいたします。</p>
委員長	教育長
教育長	地域活動推進員は、そういったことについては、話はしません。
委員長	1番 梶原委員
1番	<p>そこはしないのであればですね、今言ったように、父兄のほうで、いろんな子どもたちが休んで、テレビ等はまた都会の話かとも思いますけれども、田舎は田舎なりの問題があるということをお聞きしますが、そういうところはどいうふうに教育委員会としては、問題はないかとかいうのは、どいうふうにして今話をしているのか、お聞きします。</p>
委員長	<p>梶原委員、再度お願いします。</p> <p>1番 梶原委員</p>

1 番	<p>ちょっと伝わりにくかったと思いますので。</p> <p>緊急質問の場合にですね、学校と父兄等に問題はなかったのかといった場合に、教育長は全然問題なかったということで、次の質問というか、黒川議員がですね、その解決はどうしましたかという質問をしなかったわけですね。</p> <p>でも、いろんな父兄から聞くと、やっぱり都会と同じような問題があるということを知りましたので、そういうところはどうか教育委員会として対応したのかとお伺いしました。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>いろんなことを考えたら、課題はたくさん確かにあるわけですが、ただ、3月2日から一斉に臨時休校しようということについては、異論はなかったということで、特に問題はなかったというふうにお答えしたんですけれども、言われるように、どうしても家で見るのができないご家庭とか、想像はできます。</p> <p>そういうことで、その後の協議の中で、学校とも話をした上でですね、1、2年生を対象に、必要のある方は学校のほうで預かるというようなことも対応しておりますし、その他の家庭での過ごし方については、学校のほうからそれぞれに指導をいただいているというようなことで、問題は無いということでお伝えしたところです。</p>
委員長	2番 梶原委員
2 番	<p>9年前の3月11日、今日ですけども、皆さんご存じのとおり東北大震災が起きて、多くの方が2万人弱の方が亡くなって、不明です。まだですね、不明が2千何百人。</p> <p>昨年ですね、仙台の名取市の閑上地区から桜を持っておみえになられました。観光課とですね。</p> <p>岩屋駅とほうしゅ楽舎、元旧宝珠山小学校ですね、跡地に植えられましたけど、植樹祭も、皆さん議員の人たちも行って、したと。</p> <p>ですけども残念ながら、その後私が見たら、気象条件、霜で、せっかく出た芽が全部やられて枯れてしまっています。その後撤去されたと思うんですけども、これに対するですね、名取市への返答と、それから、今後この2つの、2カ所の桜の木ですね、どうするのか、うちのほうで植えるのか、それともまた閑上地区から頂いて植えるのか、それはどういうふうになっていますか。</p> <p>これは村だけの問題というよりも、対する相手があることだから申し上げているんです。村だけのことならここで、どうすると言えばいいんですが、そのことをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>名取桜ですね、2カ所で植えさせていただいたんですけども、筑前岩屋駅のところの桜のほうは枯れかかっていたので、今、佐々木造園さんのほうで見てもらっているということです。</p> <p>それから、ほうしゅ楽舎跡地は、この前確認しましたら、まだしっかりと生きていたように、私は見ております。</p> <p>それで、名取市のほうにそういったことを言ったかということでございますけれども、今、私が記憶している限りでは、そういうことはまだ伝えてはいないということでもあります。</p>
委員長	2番 梶原委員
2 番	<p>これで終わりにします。</p> <p>やはりですね、相手に対する礼儀であろうと思います。枯れたなら枯れたで、またもう1本図々しく送ってくださいという言い方もできるし、それとあとは、これが仮についたなら、いつの日かですね、やっぱりお礼に伺うべきじゃないかと思っています。そのことだけ。これで終わります。</p>

委員長	答弁は必要ありませんね。 （「ありません。」の声あり）
委員長	3番 黒川委員
3番	住民の方からですね、相談がありましたので、そのことについてお伺いしたいと思います。 村民センターの入口、斜面がありますよね、グラウンドに上がっていくところ、村民センターの入口のところですね。あそこの右側がツツジ等が植えられています。あれは公用地ですよね。公共用地にですね、ブルーベリーが植えられているということですね、普通の花とか観賞用植物とかであれば何も問題ないんでしょうけども、ブルーベリーを植えているということはですね、その実をやっぱり収穫するために植えられているんじゃないかなということですね、それを誰が植えたのか、個人が植えたのか団体が植えたのかは分かりませんが、それについてご存じかどうか分かりませんが、許可をされたのかどうか。そして、あそこの管理は誰がされてるのか、お伺いしたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	村民センターでございますので、所管課は教育課かとは思いますが、あそこの部分につきましては、個人の名前までは把握しておりませんが、地元有志の方が草刈り等をしていただいていたというふうに記憶はしております。 ただ、ちょっと詳しい経緯等がですね、自分も現課のほうで先ほど確認しましたら、把握ができておりませんでしたので、至急この件につきましては、確認をさせていただきたいと思います。
委員長	3番 黒川委員
3番	ぜひですね、調査していただいて、対処をお願いしたいと思います。以上です。
休憩	
委員長	質疑はありませんか。 ないようですから、11時30分まで休憩します。 (10時35分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (11時40分)
委員長	10番 佐々木委員
10番	令和2年度の予算の中で、2款1項6目企画振興対策費の中でほうしゅ楽舎の事業については、議会と協議をしながら進めてほしいというふうに思っておりますが、村長の考え方を尋ねます。
委員長	村長
村長	先ほどから全協でいろいろご説明を申し上げましたけれども、執行にあたりましてはですね、また議員の皆さん方と協議をしながらやらせていただきたいと思います。
委員長	これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 6番 高倉委員
6番	まず、この令和2年度の予算ですけど、災害関連予算など認めたい思いはありますが、あいもかわらぬ箱もの事業、先ほど佐々木委員から村長のほうに要請がありまして、今からは議員と協議をしていながら進めていくということをごさしましたけど、ほうしゅ楽舎建設の準備段階で7,600万、先ほどの話によると、これを工事するとすると3億3,000万ということです。

	<p>防災施設にするとということ为先ほどの全協で言われましたが、防災施設を兼ねるといふことであれば防災施設を設置していただきたい。このほうしゅ楽舎についてですね、宿泊施設にするとか食事も提供するとか説明しておりました。先ほどの話にもありましたけど、近くに岩屋キャンプ場もあります。ゲストハウスもあります。そして今、農家レストランを建設しています。同じような施設が競合することになるんです。小石原のほうにはぼーん太の森キャンプ場、喜楽来館は宿泊施設もお風呂もあります。そして今、旧小石原小学校が改修されようとしております。この施設も宿泊もできるし、お風呂もできます。</p> <p>これだけの施設があるのに、今年の予算で7,600万、将来的には4億近い事業、これほどの金額を使って同じような建物を建設することにはですね、村民の方々が、まず納得はしないと思います。</p> <p>村長、先ほど目的が違うと言いました。それぞれの施設のやり方があるというふうなことだろうと思います。</p> <p>しかしですね、やはり宿泊するというのがいくつもあるということは、非常に、先ほどもある委員が言われました。競合すると。二極集中になるんじゃないかということも言われました。</p> <p>そしてですね、先ほども全協の中で赤字ではなかったと。それは指定管理料を支払ってから赤字にならなかっただけの話でしょ。建設した後のことも本当に心配です。</p> <p>また、弓道場建設に4,374万円、弓道ができる場所は村民センターでも十分にできるはずですよ。現に昨年のほたる祭り弓道大会を村民センターで開催しております。</p> <p>このようにですね、村にある既存の施設をもっと活用、利用をすることを考えていくべきではないでしょうか。東峰村のお金を自分の家のお金とさせていただきたい。自分のお金であれば、このような無駄遣いはしないはずですよ。災害で基金が極端に減少している現状を考えれば、こういった箱もの行政は認めるわけにはいきません。</p> <p>よってこの予算案に反対いたします。</p>
委員 長	<p>賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)</p>
委員 長	<p>反対討論、続けてありますか。 5番 高橋委員</p>
5 番	<p>令和2年度予算案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。</p> <p>先ほど高倉委員のほうから出された反対討論とほぼ内容については同じくするものであります。個別具体的な施設がどうのこうのという部分ではもう、私は発言いたしません。</p> <p>やはりここ数年村の公共施設、特に産業、観光施設が次々に建設が進んでいくような状況となっております。本年度に至っても小石原小学校の建設事業、そしてこのほうしゅ楽舎というような順に進んでおりますが、1個1個の建設費とても高額なものとなっております。</p> <p>その中で、総括質問の際にも申し上げましたが、建物、要は、ハードを建てるに至っては、その施設を少なくとも30年、大規模改修含めるなら大体60年維持をしていかなければなりません。それについて村長は、運用益であったり個々の団体の努力で日々の経費の部分見ていただきたい。もちろん村として条例で決まっている分は村が出すけれどもと。</p> <p>ただ、考えていかなければならないのは、要はかなり経年的に経ってきた場合における施設の維持です。現に今、東峰村の中においては20年を経過した施設がどんどん出てきております。その維持管理をしなければならぬにもかかわらず、また同様</p>

	<p>の施設を建てていく、これに関しては、やはり村長が持続可能な村づくりというのであれば、それは逆行しているのではないのでしょうか。今ある施設をどう活用していくのか、その議論なしにどんどん新たな施設をつくることで、その課題を解決しようとする。結局は、村が今抱えている20年以上経過した施設が、どういうふうに今後その施設が運用されていくのか検討されないままであります。</p> <p>そういったふうに、もちろんイニシャルコストとしては、村の自主財源が使われない形作られておりますけれども、今後この災害のほうの質問でも今回お聞きしましたけれども、まだまだ村からの持ち出す予算が予想されております。まして財政調整基金は当初予算の範疇の中ではありますけれども、1億数千万というレベルにまで基金残が落ち込むような状況です。やはり財政規律を考える中でもそういった観点をとっても検討する必要がある中で、この予算案に対してハードものがどんどん、どんどん出てくるというのは理解不能です。</p> <p>やはり個別具体的に、この地域で必要だから建てる。もちろん必要だから建てる部分があります。ただ、やはり小石原、旧小石原村、旧宝珠山村が合併して1つの村になっております。村全体でどういうふうに観光であったり産業であったり進めていくのか、もう一度広い観点で見つめていかないと、あっちで必要、こっちで必要、そういった議論の中では村の財政が持ちません。現に言っておくと、合併前よりも持っていた施設は増えているはずですが。それで村がもつのかどうか、とても不安です。</p> <p>そういった観点で長くなりましたけれども、この当初予算案に関しては反対いたします。</p>
委員長	4番 泉委員
4番	<p>賛成討論を行います。</p> <p>議案第12号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算についての賛成を行います。</p> <p>長い間予算審議を、慎重な審議をしましてまいりました。その結果、この議案については、賛成を行います。</p>
委員長	8番 大蔵委員
8番	<p>私、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。</p> <p>同僚議員が長らくお話をしましたので、簡潔に言います。</p> <p>今回の予算審査の中でも起債残高また公債費比率のことを質問させていただきました。そのとき、最後に、不要不急の歳出は控えていただきたいと、行政改革を進めながら、行財政改革を進めながら不要不急の歳出を控えてもらいたいと言っております。</p> <p>今回、私はこの中個別にはどれとは言いませんけれども、そういったことが多いんじゃないかなと思います。そういった意味で、令和2年度の予算に反対いたします。</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>議案第12号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決するものと決定いたしました。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>総括質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 議案第13号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」を、 お諮りいたします。 本案に賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。</p>
日程第3	
委員長	<p>日程第3 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 議案第14号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定いたしました。</p>
日程第4	
委員長	<p>日程第4 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 議案第15号「令和2年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成認めます。</p>

	よって、本案は、原案どおり可決するものと決定いたしました。
閉 会	
委 員 長	<p>以上で、本予算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委 員 長	<p>本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委 員 長	<p>皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。暑くお礼を申し上げます。</p> <p>これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p>(11時56分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>委 員 長</p>